目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

・当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。

・お客様にご負担いただくお申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、実際のお申込み金額、保有期間等に応じて異なる場合があります。

当社における申込手数料は、購入金額（購入口数×１口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

＜口数指定でご購入する場合（例）＞

申込手数料率 3.0%（税抜）のファンドを購入価額 10,000 円（1 万口あたり）で 100 万口ご購入いただく場合は、

申込手数料（税抜）＝100 万口×10,000 円÷10,000 口×3.0%＝30,000 円

となり、合計 1,030,000 円（税抜）お支払いただくことになります。

＜金額指定でご購入する場合（例）＞

100 万円の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく 100 万円の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100 万円全額がファンドの購入金額となるものではありません。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。

・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。

・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3. 当社の概要

・商号等　：マネックス証券株式会社
　金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 165 号

・本店所在地　：〒107-6025　東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号

・設立　：1999 年 5 月

・資本金　：12,200 百万円

・主な事業　：金融商品取引業

・加入協会　：日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、
　一般社団法人 日本投資顧問業協会

・指定紛争解決機関　：特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター

・連絡先　：ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
　お客様ダイヤル　：0120-846-365（通話料無料）
　03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部 IP 電話）
　ログイン ID と暗証番号をご用意ください。
　当社ウェブサイト　：ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォームからお問合せいただけます。

以　上

（平成 29 年 2 月）

KTM_TOUSHIN_1.2

当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1 年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が 3%（税抜き）の場合

【保有期間】　　【1年あたりのご負担率（税抜き）】

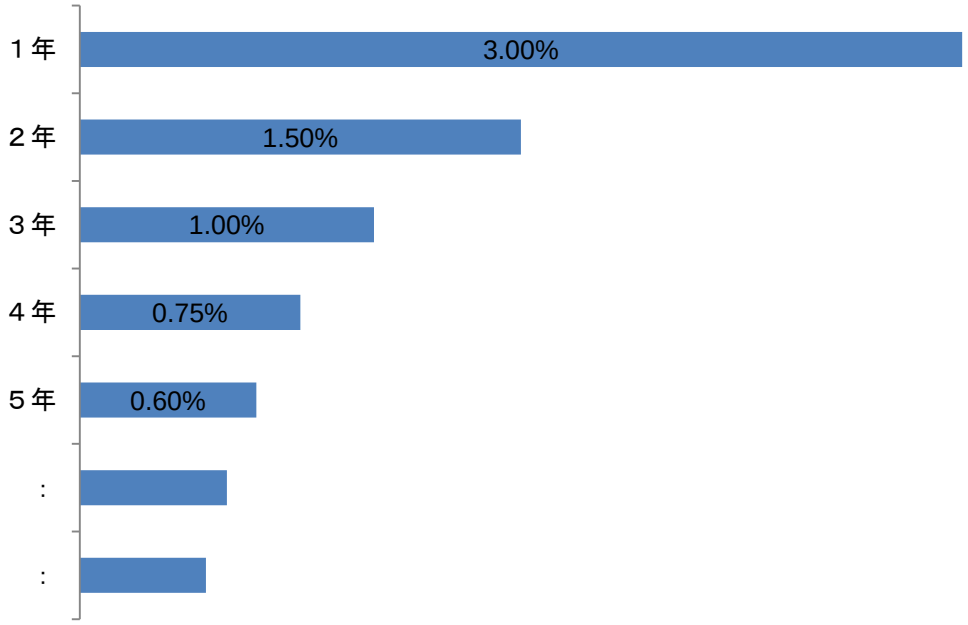

※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、１年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

（2017 年 10 月）

投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日:2020.02.07

フィデリティ・退職設計・ファンド（1年決算型／隔月決算型）

愛称：安心のチカラ

追加型投信／内外／資産複合

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

■本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

■投資信託説明書（請求目論見書）は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されております。

■ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等の詳細情報は、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社
ファンドの運用の指図を行なう者 **フィデリティ投信株式会社**

金融商品取引業者 ： 関東財務局長（金商）第388号

照会先

フリーコール：**0120-00-8051**（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ：**https://www.fidelity.co.jp/**

受託会社
ファンドの財産の保管及び管理を行なう者 **三菱UFJ信託銀行株式会社**

Fidelity INTERNATIONAL

AICR2002-004-K

ファンド名	商品分類		
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
1年決算型	追加型投信	内外	資産複合
隔月決算型			

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産（投資信託証券）資産複合（株式（一般）、債券（一般）、不動産投信）資産配分固定型	年1回	グローバル（含む日本）	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	年6回（隔月）			

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
※商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

信託の終了（繰上償還）の予定について

ファンドは、2020年4月20日付で信託の終了（繰上償還）を予定しており、異議申立手続きを実施いたしますのでお知らせいたします。

※2020年2月10日時点のファンドの受益者のうち、この繰上償還に異議を申し出た受益者の受益権口数が同時点の受益権総口数の過半数に満たない場合は、2020年3月18日に投資信託契約の解約の届出を行ない、2020年4月20日に償還となります。ただし、異議を申し出た受益者の受益権口数が同時点での受益権総口数の過半数となった場合は、繰上償還は行ないません。この場合、繰上償還を行なわない旨の公告を行ない、かつこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します。なお、2020年2月7日以降に取得申込みを行ないファンドの受益者となる方の受益権については当該手続きを行なう権利がございませんのでご留意ください。

委託会社

フィデリティ投信株式会社

設立年月日：1986年11月17日

資本金：金10億円（2019年12月末現在）

運用する投資信託財産の合計純資産総額…
3兆3,347億円（2019年12月末現在）

Fidelity INTERNATIONAL

■この投資信託説明書（交付目論見書）により行なうフィデリティ・退職設計・ファンド（1年決算型）及びフィデリティ・退職設計・ファンド（隔月決算型）の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2020年2月6日に関東財務局長に提出し、2020年2月7日にその届出の効力が生じております。

■ファンドの商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき、事前に受益者の皆様にご意向を確認させていただきます。

■ファンドの財産は、信託法（平成18年法律第108号）に基づき受託会社において分別管理されています。

■投資信託説明書（請求目論見書）は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

ファンドは、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的に運用を行ないます。

ファンドの特色

1 主として、投資信託証券（以下「指定投資信託証券」ということがあります。）への投資を通じて、国内株式、海外株式、国内債券、海外債券、国内外の不動産投資信託（リート）、国内短期債券・短期金融商品へ実質的に分散投資を行ない、投資信託財産の長期的な成長を目指します。

2 基本資産配分は、主として各資産クラスのリスク・リターン特性、資産クラス間の相関、将来における市場環境の変化の可能性に対する最適化等を考慮して決定します。資産配分は原則として基本配分に対して概ね、中立を維持します。戦術的な資産配分の調整は原則として行ないません。（ただし、将来的に、運用環境の変化により、基本配分比率を調整することや、異なる資産クラスを追加する可能性があります。）

3 株式運用では、主として、国内外の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式に投資を行ないます。

4 海外債券運用では、先進国投資適格債券の他、米ドル建てハイ・イールド債券、ユーロ建てハイ・イールド債券、エマージング債券にも投資を行ないます。

5 国内債券運用では、主として、日本の公社債（国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債等）に投資を行ないます。（ただし、海外政府、海外企業が発行する円建て債券にも投資を行なうことができます。）

6 国内短期債券・短期金融商品運用では、主として、信用度が高く、残存期間の短い円建て公社債等に投資を行ないます。

7 国内外の不動産投資信託（リート）運用では、国別比率の検討において、国ごとの配当利回りの水準を考慮して運用を行ないます。

8 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。（ただし、国内債券および国内短期債券・短期金融商品に投資する各指定投資信託証券において、外貨建資産を組入れる場合には原則として為替ヘッジを行ないます。）

組入れる各資産クラスの市場指標を合成した複合ベンチマーク(円ベース)をベンチマーク(運用目標)とします。

資産クラス	ベンチマーク	構成割合
国内株式	TOPIX(配当込)*1	10%
海外株式	MSCI コクサイ・インデックス*2(配当金込、円換算、ヘッジなし)	5%
国内債券	NOMURA-BPI総合*3	60%
海外債券	合成複合ベンチマーク*4	10%
国内外の不動産投資信託(リート)	FTSE EPRA/NAREIT 先進国REITインデックス(配当金込、円換算)	5%
国内短期債券・短期金融商品	FTSE世界マネーマーケット・インデックス1ヶ月ユーロ預金インデックス(円セクター)*5	10%

*1 TOPIX(配当込)とは、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。
東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所(㈱東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)の商標に関するすべての権利は㈱東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、㈱東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、㈱東京証券取引所は、本商品の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

*2 MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、日本を除く先進国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。
MSCI コクサイ・インデックスに関する著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。MSCI Inc.が指数構成銘柄への投資を推奨するものではなく、MSCI Inc.は当指数の利用に伴う如何なる責任も負いません。MSCI Inc.は情報の確実性および完結性を保証するものではなく、MSCI Inc.の許諾なしにデータを複製・頒布・使用等することは禁じられております。

*3 NOMURA-BPI総合の知的財産権およびその他一切の権利は野村證券に帰属します。なお、野村證券株式会社はNOMURA-BPI総合の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、NOMURA-BPI総合を用いて運用される当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

*4 合成複合ベンチマークとは、市場指標を以下の割合で合成した複合ベンチマーク(円ベース)です。

*5 同指数は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

対象資産	ベンチマーク	構成割合
ユーロ建て債券	ICE BofA EMUラージ・キャピタライゼーション・インベストメント・グレード・インデックス(円換算)	36%
米ドル建て債券	ICE BofA USコーポレート&ガバメント・マスター・ラージ・キャピタライゼーション・インデックス(円換算)	36%
英ポンド建て債券	ICE BofA スターリング・ラージ・キャピタライゼーション・インデックス(円換算)	8%
米ドル建てハイ・イールド債券	ICE BofA USハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円換算)	5%
ユーロ建てハイ・イールド債券	ICE BofA グローバル・ハイ・イールド・ヨーロピアン・イシュアーズ・コンストレインド・インデックス(レベル4−20%)(ユーロヘッジ・ベース)(円換算)	5%
エマージング債券	J.P.モルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド(円換算)	10%

※資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

運用の委託先

ファンドの運用にあたっては、次の委託先に基本資産配分の運用の指図に関する権限を委託します。

委託先名称	委託する業務の内容
FILインベストメント・マネジメント(香港)・リミテッド	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、ファンドの基本資産配分に関する運用の指図を行ないます。

※運用の委託先が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、投資信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。
※FILインベストメント・マネジメント(香港)・リミテッドおよびフィデリティ投信株式会社は、FILリミテッドの実質的な子会社です。FILリミテッドは世界有数の資産運用会社として、アジア太平洋、欧州、中近東、南アメリカにおいて、投資家向けにさまざまなアセットクラスを網羅する投資商品や、リタイアメント・ソリューションを提供しています。
※運用担当者の変更等により、運用の指図に関する権限の委託*について、委託会社または委託先のグループ会社間における運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等を変更する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。*再委託も含みます。

ファンドのポイント

ポイント1 「退職設計」のため 長期的に退職資金をご準備いただくためのファンドです。

■ 6つの資産へ分散投資

株式やリートなどは、一般にインフレに強く、また、債券などに比較し、成長力のある資産といわれています。

国内債券 / 海外債券 / 国内株式 / 海外株式 / 国内短期債券・短期金融商品 / 世界リート

■ 国内資産を中心とした配分

約80%を国内の資産へ投資することにより、為替リスクの対象となる資産への配分を相対的に低くおさえたファンドです。

【基本資産配分】

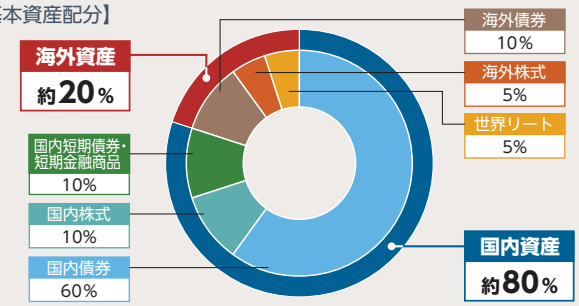

※上記は基本資産配分について述べており、実際の資産配分は、市場動向などにより異なります。
※上記の基本資産配分は、運用環境の変化により今後変更される可能性があります。資産配分は、純資産総額に対する基本投資割合(2019年12月末日現在)を表示。

ポイント2 「退職設計」のため 比較的、分配金はおさえ、長期的な資産形成を重視するファンドです。

- お客様自身の必要に応じて無手数料で換金をしていただくファンドです。
  (換金時手数料および信託財産留保額は課されません。)
- 決算日の異なる2つのファンドから選択できます。
  (販売会社によっては、「1年決算型」「隔月決算型」どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。)

ポイント3 「退職設計」のため 世界中のファンド*へ分散投資するファンドです。

- 各資産への投資は、主として世界中のファンド*を通じて行ないます。それらの中には既に長い実績のあるファンドや、現在日本から投資のできないファンドも含みます。

＊ FILリミテッドおよびフィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー・エルエルシーならびにそれらの関連会社が運用するファンドをいいます。

ファンドの仕組み

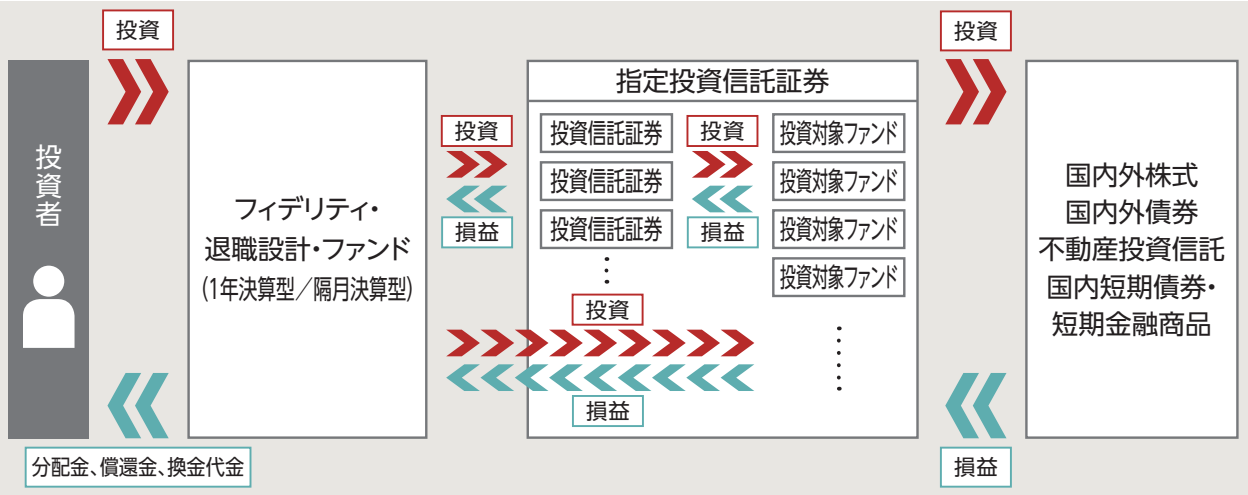

各ファンドは複数の投資信託証券(指定投資信託証券)への投資を通じて、主として国内外株式、国内外債券、国内外の不動産投資信託(リート)、国内短期債券・短期金融商品へ実質的に投資を行なう、ファンド・オブ・ファンズです。

主な投資制限

投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への投資	直接投資は行ないません。
外貨建資産への実質投資割合	制限を設けません。
一発行体等に対する株式等、債券等およびデリバティブ等の投資制限	投資信託財産の純資産総額に対して、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

収益分配方針

<1年決算型>
毎決算時(原則11月10日。同日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の収益分配方針に基づき分配を行ないます。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

<隔月決算型>
毎決算時(原則1月、3月、5月、7月、9月および11月の各10日。同日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の収益分配方針に基づき分配を行ないます。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

＊ 原則として利子・配当等収入を中心に安定分配を行なうことを目指します。また、毎年3月および9月に到来する計算期末においては、基準価額水準等を勘案し、上記安定分配相当額に加えて分配対象額の範囲から、委託会社が決定する額を付加して分配を行なう場合があります。
＊ 各計算期末の分配対象額の範囲の考え方については、委託会社の判断により今後変更されることがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

1 ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、それぞれの投資者ご自身の個別元本の一部払戻しに相当する場合があります。

2 分配金は預貯金の利息とは異なり、分配金支払い後の純資産は減少し、基準価額の下落要因となります。

3 分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があり、その場合当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落します。

分配方針や頻度の異なるコースが存在する場合は、投資者は自身の選好に応じて投資するコースを選択することができます。販売会社によってはコース間でスイッチングが可能です。

1 投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
ファンドの購入価額は、個々の投資者によって異なりますので、投資期間全体での損益は、個々の投資者によって異なります。

分配金の一部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合

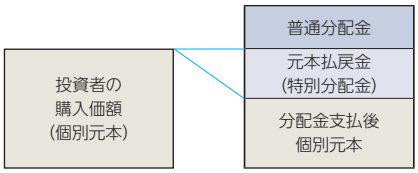

分配金の全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合

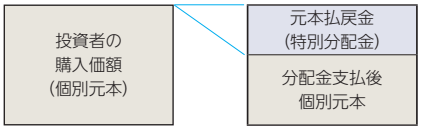

●「個別元本」とは、追加型投資信託の収益分配金や解約(償還)時の収益に対する課税計算をする際に用いる個々の投資者のファンドの購入価額のことを指します。
●「普通分配金」とは、個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
●「元本払戻金(特別分配金)」とは、個別元本を下回る部分からの分配金です。実質的に元本の払戻しに相当するため、非課税扱いとなります。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。
※普通分配金に対する課税については、「4. 手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

2 分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

3 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。
投資信託は、当期の収益の他に、ファンドの設定から当期以前の期間に発生して分配されなかった過去の収益の繰越分等からも分配することができます。

前期決算から基準価額が上昇
当期計算期間の収益がプラスの場合

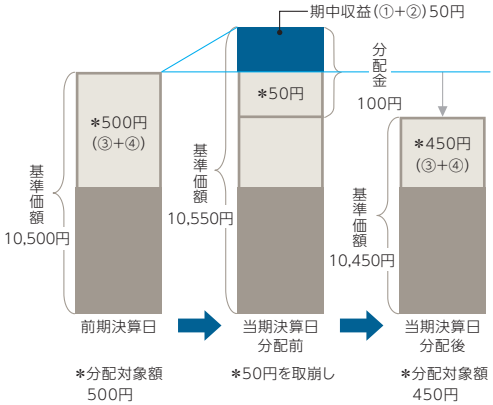

前期決算から基準価額が下落
当期計算期間の収益がマイナスの場合

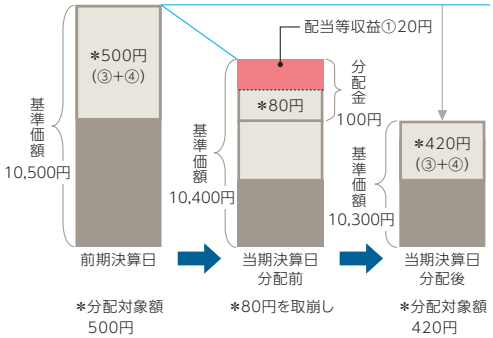

※分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。
ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。**ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。**したがって、**投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。**
ファンドが有する主なリスク等（ファンドが主に投資を行なう指定投資信託証券が有するリスク等を含みます。）は以下の通りです。

主な変動要因

価格変動リスク	基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。
信用リスク	有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、債務が履行されない場合があります。なお、ハイ・イールド債およびエマージング・マーケット債に投資を行なう場合には、上位に格付された債券に比べて前述のリスクが高くなります。
金利変動リスク	公社債等は、金利の変動を受けて価格が変動します。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、金利が低下した場合には債券価格は上昇します。
為替変動リスク	外貨建の有価証券等に投資を行なう場合は、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。
デリバティブ（派生商品）に関するリスク	ファンドは、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ（派生商品）を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。デリバティブの利用はヘッジ目的に限定されず、運用の効率を高めたり、超過収益を得るための手段として用いられる場合もあります。デリバティブは基礎となる資産、利率、指数等の変動以上に値動きする場合があります。また、デリバティブ以外の資産の価格の動きに加えて、デリバティブの価格の動きがファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。
リートに関わるリスク	リートへの投資においては、保有不動産の評価額、リートに関する規制（法律、税制、会計等）、不動産市況（空室率の変動等）等、リート固有の価格変動要因の影響を受けます。
エマージング市場に関わるリスク	エマージング市場（新興諸国市場）への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

クーリング・オフ	ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
ベンチマークに関する留意点	ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークとの連動を目指すものではありません。また、投資対象国または地域の市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

リスクの管理体制

投資リスク管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行なう方法と、運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門が行なう方法を併用し検証しています。

運用部門

部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが、さまざまなリスク要因について協議し、ポートフォリオ構築状況をレビューしています。

運用に関するコンプライアンス部門

法令および各種運用規制等の遵守状況について、モニタリングの結果を運用部門等にフィードバックしています。

（参考情報）

以下は、ファンドのリスクを定量的に把握・比較できるように、参考情報として掲載しています。

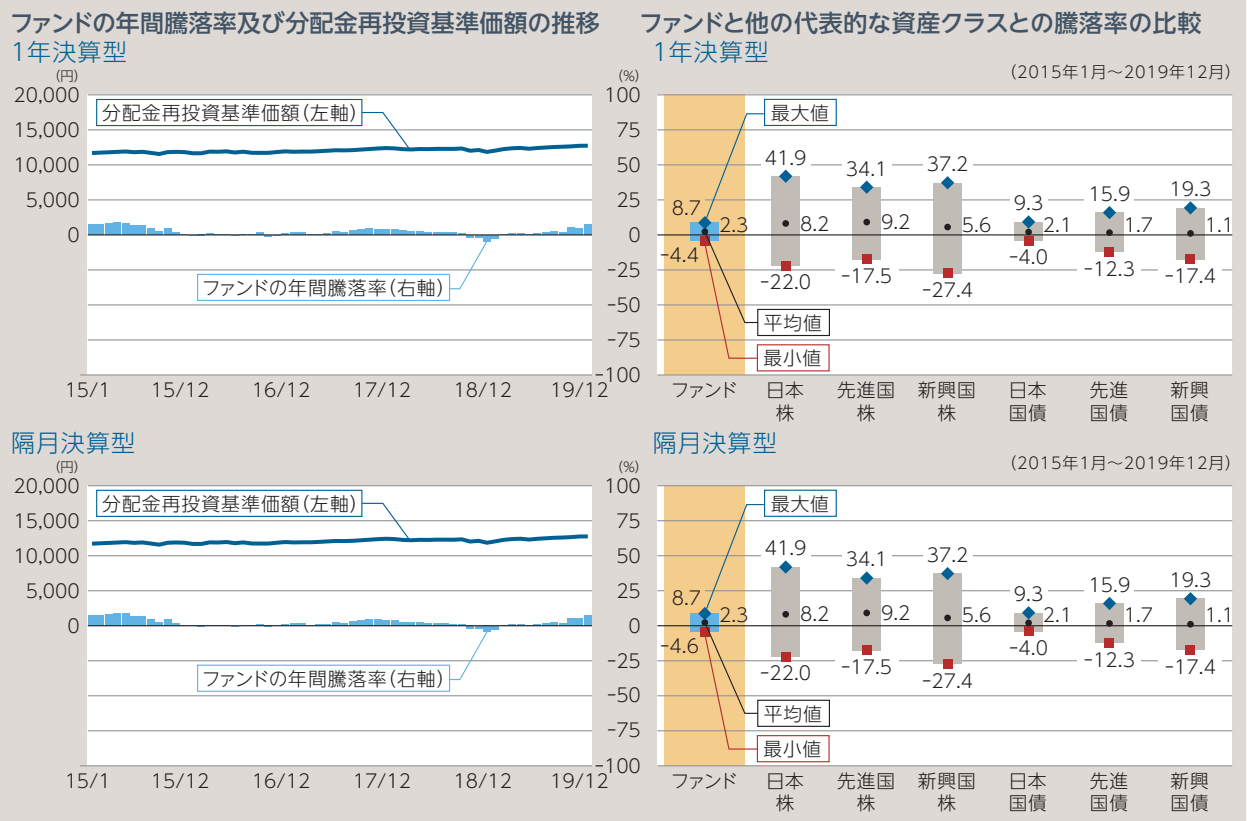

※「ファンドの年間騰落率」は、ファンドの2015年1月～2019年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。
※「ファンドの年間騰落率」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、当騰落率は目盛最大値に比べ値が小さいためにグラフが見えない場合があります。
※「分配金再投資基準価額」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。
※2015年1月～2019年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
※ファンドは税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

代表的な資産クラスの指数

日本株 TOPIX（配当込）	東証株価指数（TOPIX）は、株式会社東京証券取引所（㈱東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）の商標に関するすべての権利は㈱東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、㈱東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、㈱東京証券取引所は、本商品の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
先進国株 MSCI コクサイ・インデックス （税引前配当金込/円ベース）	MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、日本を除く先進国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
新興国株 MSCI エマージング・ マーケット・インデックス （税引前配当金込/円ベース）	MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、エマージング諸国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
日本国債 NOMURA-BPI 国債	NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI 国債の知的財産権およびその他一切の権利は野村證券に帰属します。なお、野村證券株式会社はNOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて運用される当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債 FTSE世界国債インデックス （除く日本、円ベース）	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・ ダイバーシファイド （円ベース）	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー.が算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。当指数の著作権はジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニーに帰属しております。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、指数提供元にて円換算しております。

3. 運用実績

(別途記載がない限り2019年12月30日現在)
※運用実績等について別途月次等で適時開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧できます。
※下記データは過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。
※各々のグラフ、表にある比率は、それぞれの項目を四捨五入して表示しています。

基準価額・純資産の推移

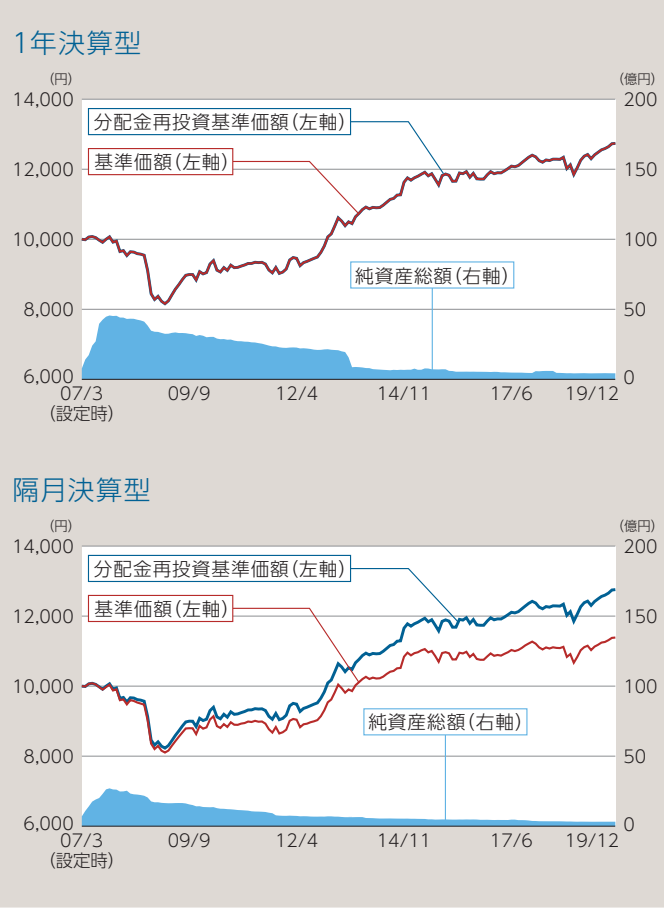

※分配金再投資基準価額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの分配金を再投資した実績評価額です。ただし、購入時手数料および分配金にかかる税金は考慮していません。
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

	1年決算型	隔月決算型
基準価額	12,738円	11,388円
純資産総額	4.3億円	3.2億円

分配の推移

(1万口当たり／税引前)

1年決算型

決算期	分配金
2015年11月	0円
2016年11月	0円
2017年11月	0円
2018年11月	0円
2019年11月	0円
設定来累計	0円

隔月決算型

決算期	分配金
2019年 3 月	15円
2019年 5 月	15円
2019年 7 月	15円
2019年 9 月	15円
2019年11月	15円
直近1年間累計	90円
設定来累計	1,120円

主要な資産の状況

ファンド別組入状況

	1年決算型	隔月決算型
フィデリティ・日本株式・マザーファンド	11.5%	11.7%
フィデリティ・海外株式・マザーファンド	5.7%	6.0%
フィデリティ・国内債券・マザーファンド	65.6%	64.5%
フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド	11.6%	11.7%
フィデリティ・グローバル・リート・マザーファンド	5.5%	5.6%
現金・その他	0.1%	0.4%

国・地域別配分(2019年11月末現在)

1年決算型		隔月決算型	
日本	72.5%	日本	72.0%
アメリカ	11.6%	アメリカ	11.9%
イギリス	2.3%	イギリス	2.3%
ドイツ	1.9%	ドイツ	2.0%
オランダ	1.4%	オランダ	1.4%
その他	5.6%	その他	5.8%
現金・その他	4.7%	現金・その他	4.6%

※別途記載がない限り、主要な資産の状況は対純資産総額比率です。
※未払金等の発生により、「現金・その他」の数値がマイナスになることがあります。

ポートフォリオの状況

フィデリティ・日本株式・マザーファンド

組入投資信託の比率

フィデリティ・ファンズ－ジャパン・ファンド	79.7%
フィデリティ・ファンズ－ジャパン・アグレッシブ・ファンド	20.0%

フィデリティ・国内債券・マザーファンド

組入投資信託の比率

フィデリティ・日本債券・ファンドⅡ(適格機関投資家専用)	98.7%
フィデリティ・ファンズ－USドル・キャッシュ・ファンド	0.1%

組入債券種別配分(対投資債券比率)(2019年11月末現在)

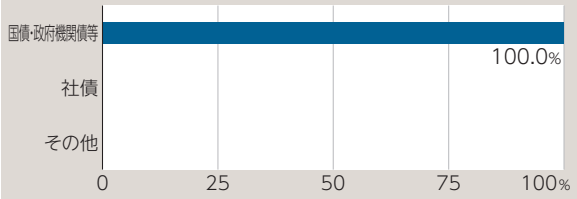

組入債券格付別配分(対投資債券比率)(2019年11月末現在)

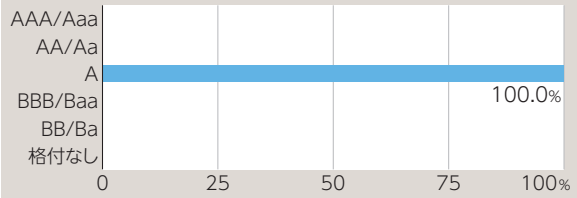

フィデリティ・グローバル・リート・マザーファンド

組入上位銘柄

プロロジス	9.2%
デジタル・リアルティー・トラスト	6.6%
ヘルスピーク・プロパティーズ	6.1%
アメリカンキャンパス・コミュニティーズ	5.3%
アメリカン・ホームズ4レント	5.2%

組入上位5カ国・地域

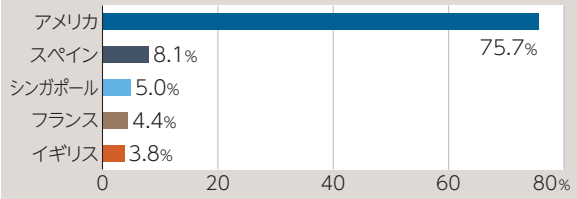

フィデリティ・海外株式・マザーファンド

組入投資信託の上位銘柄比率

フィデリティ・ファンズ－アメリカン・グロース・ファンド	70.3%
フィデリティ・ファンズ－ヨーロピアン・ダイナミック・グロース・ファンド	19.2%
フィデリティ・ファンズ－ヨーロピアン・スモーラー・カンパニーズ・ファンド	4.5%
フィデリティ・ファンズ－アジア・パシフィック・オポチュニティーズ・ファンド	2.6%
フィデリティ・ファンズ－アジアン・スペシャル・シチュエーション・ファンド	1.2%

組入上位5カ国・地域(2019年11月末現在)

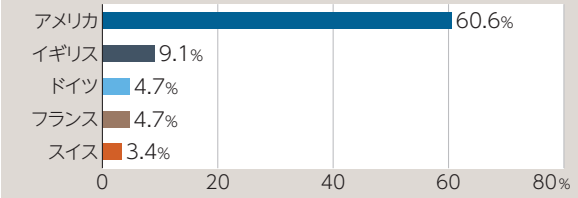

フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド

組入投資信託の上位銘柄比率

フィデリティ・ファンズ－ユーロ・ボンド・ファンド	35.6%
フィデリティ・ファンズ－USドル・ボンド・ファンド	35.4%
フィデリティ・ファンズ－エマージング・マーケット・デット・ファンド	9.7%
フィデリティ・インスティテューショナル・UK・アグリゲート・ボンド・ファンド	7.9%
フィデリティ・ファンズ－ヨーロピアン・ハイ・イールド・ファンド	4.9%

組入上位5カ国・地域(2019年11月末現在)

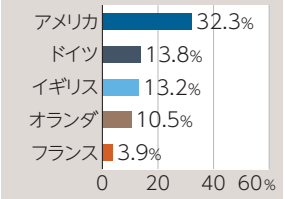

組入債券種別配分(2019年11月末現在)

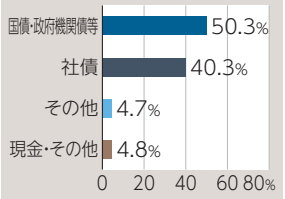

組入債券格付別配分(2019年11月末現在)

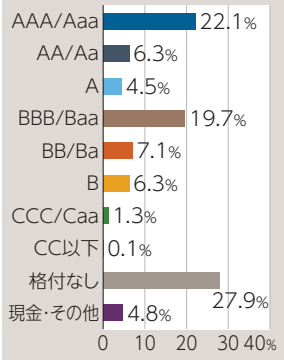

※銘柄はご参考のため、英文表記の一部をカタカナで表記しております。実際の発行体名と異なる場合があります。
※別途記載がない限り、各ファンドの対純資産総額比率です。
※格付は、S&P社もしくはムーディーズ社による格付を採用し、S&P社の格付を優先して採用しています。(「プラス／マイナス」の符号は省略しています。)なお、両社による格付のない場合は、「格付なし」に分類しています。
※フィデリティ・グローバル・リート・マザーファンドの組入上位5カ国・地域は、各リートファンドの登録国・地域に基づき分類したものです。
※フィデリティ投信が作成時点で取得可能な投資対象ファンドの開示資料のデータに基づき作成しております。ファンドによってはデータの分類方法や評価基準日が異なる場合があるため、概算・推定値となります。掲載データに関する正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。あくまでもファンドの概略をご理解いただくことを目的として作成されておりますことにご留意ください。

年間収益率の推移

1年決算型

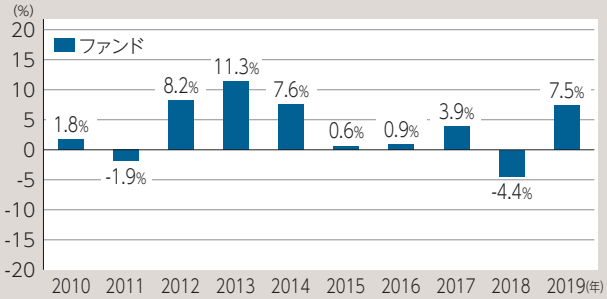

隔月決算型

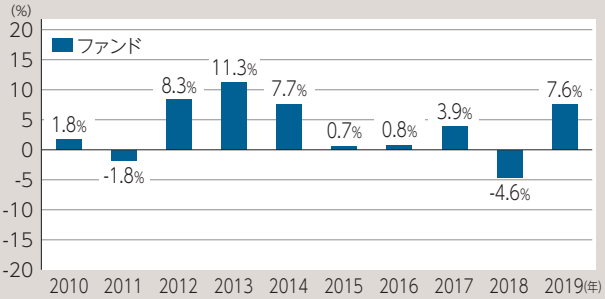

※ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして算出しています。

お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までに、お申込みの販売会社にお支払いください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から、お申込みの販売会社にてお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社が受付けたものを、当日のお申込み受付分とします。
購入・換金申込不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行休業日及び英国における休業日においては、お申込みの受付は行ないません。
購入の申込期間	2020年2月7日から2021年2月8日(注)まで (注)繰上償還が確定した場合、購入の申込期間は2020年3月25日までとなります。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超えるご換金はできません。また、大口のご換金には別途制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	原則として無期限(注)(2007年3月1日設定) (注)繰上償還が確定した場合、信託期間は2020年4月20日までとなります。
繰上償還	各ファンドの受益権の残存口数が30億口を下回った場合等には、繰上償還となる場合があります。
決算日	1年決算型:原則、毎年11月10日 隔月決算型:原則、毎年1月、3月、5月、7月、9月および11月の各10日 ※決算日にあたる日が休業日となった場合、その翌営業日を決算日とします。
収益分配	1年決算型は年1回、隔月決算型は年6回の決算時に、収益分配方針に基づいて、分配を行ないます。ただし、委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。 販売会社との契約によっては、収益分配金は、税引き後無手数料で再投資が可能です。
信託金の限度額	各ファンドにつき5,000億円
公告	原則として、電子公告の方法により行ない、委託会社のホームページ(https://www.fidelity.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	1年決算型は毎年11月のファンドの決算時及び償還時に、隔月決算型は毎年5月、11月に到来するファンドの計算期間終了後及び償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、「ジュニアNISA」の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は2019年12月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	**3.30%(税抜3.00%)を上限**として販売会社が定めます。 ※詳しくは、お申込みの販売会社にお問い合わせください。	商品及び関連する投資環境の説明・情報提供、事務手続き等の対価として、購入時に販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	ありません。	－

投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用(信託報酬)	ファンドの純資産総額に対し、年0.5225%(税抜0.475%)の率を乗じた額が運用管理費用(信託報酬)として毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、1年決算型は毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期間末または信託終了のとき、隔月決算型は毎計算期間末または信託終了のときにファンドから支払われます。		
	運用管理費用(信託報酬)の配分		(年率／税抜)
	ファンドの純資産総額に対して	0.475%	信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率
	委託会社	0.085%	委託した資金の運用の対価
	販売会社	0.35%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
	受託会社	0.04%	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価
投資対象とする投資信託証券*	年率0.45%±0.20%(税込)程度		
実質的な負担*	**年率0.97%±0.20%(税込)程度**		
その他費用・手数料	組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示できません。	**組入有価証券の売買委託手数料**：有価証券の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 **信託事務の諸費用等**：投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息	
	法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等は、ファンドの純資産総額に対して年率0.10%(税込)を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、1年決算型は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期間末または信託終了のときに、隔月決算型は、毎年5月及び11月に到来する計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。	**法定書類等の作成等に要する費用**：有価証券届出書、目論見書、運用報告書等の作成、印刷及び提出等に係る費用 **監査費用**：ファンドの監査人等に対する報酬及び費用	

＊ 2020年2月7日現在の投資対象ファンドに基づくものです。この値は、あくまでも目安であり、投資対象ファンドの変更や組入状況等により変動します。
※当該手数料・費用等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。
●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時　期	項　目	税　金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※上記は2019年12月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

指定投資信託証券の概要（2020年2月7日現在）

ファンドは、下記の指定投資信託証券を主要投資対象とします。
下記の記載事項は、当該指定投資信託証券固有の事情により変更される場合があります。
下記の投資信託証券（投資対象ファンド）は、指定投資信託証券から除外される場合や、新たに追加される場合があります。
また、ファンドはマザーファンドを介さずに下記の投資対象ファンドに直接投資を行なう場合があります。

フィデリティ・日本株式・マザーファンド

投資対象ファンド	運用会社	概要
フィデリティ・ファンズー USドル・キャッシュ・ファンド （ルクセンブルグ籍証券投資法人／米ドル建て）	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド（バミューダ）	主として米ドル建ての債券等に投資を行ないます。
フィデリティ・日本株ファンド （適格機関投資家用） （国内証券投資信託）	フィデリティ投信株式会社	わが国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要な投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に積極的な運用を行ないます。
フィデリティ・ファンズー インスティテューショナル・ジャパン・ファンド （ルクセンブルグ籍証券投資法人／円建て）	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド（バミューダ）	主に日本の企業の株式に投資を行なうことにより、長期的な元本の成長を目指します。
フィデリティ・ファンズー ジャパン・アグレッシブ・ファンド （ルクセンブルグ籍証券投資法人／円建て）	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド（バミューダ）	主に日本の企業の株式に投資を行なうことにより、長期的な元本の成長を目指します。
フィデリティ・ファンズー ジャパン・ファンド （ルクセンブルグ籍証券投資法人／円建て）	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド（バミューダ）	主として日本の株式に投資を行ないます。
フィデリティ・ファンズー ジャパン・アドバンテージ・ファンド （ルクセンブルグ籍証券投資法人／円建て）	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド（バミューダ）	主として、日本の取引所（地方取引所等を含む）に上場されている株式に投資します。

フィデリティ・海外株式・マザーファンド

投資対象ファンド	運用会社	概要
フィデリティ・ファンズー アメリカン・ディバーシファイド・ファンド （ルクセンブルグ籍証券投資法人／米ドル建て）	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド（バミューダ）	主として時価総額が小型、中型、大型の米国企業の株式に投資し、長期的な元本の成長を目指します。

5. 追加的記載事項

投資対象ファンド	運用会社	概要
フィデリティ・ファンズ－ アメリカ・ファンド （ルクセンブルグ籍証券投資法人／米ドル建て）	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド（バミューダ）	主として米国の株式に投資を行ないます。
フィデリティ・ファンズ－ アメリカン・グロース・ファンド （ルクセンブルグ籍証券投資法人／米ドル建て）	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド（バミューダ）	主として、米国に本社があるか、事業活動の中心が米国にある企業の株式に投資し、集中度の高いポートフォリオ運用を通じて長期的な元本の成長を目指します。
フィデリティ・ファンズ－ ユーロ・ブルーチップ・ファンド （ルクセンブルグ籍証券投資法人／ユーロ建て）	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド（バミューダ）	主としてEMU加盟国の優良企業のユーロ建て株式に投資を行ないます。
フィデリティ・ファンズ－ ヨーロピアン・グロース・ファンド （ルクセンブルグ籍証券投資法人／ユーロ建て）	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド（バミューダ）	主として欧州の取引所に上場されている企業の株式に投資を行ないます。
フィデリティ・ファンズ－ ヨーロピアン・ラージャー・カンパニーズ・ファンド （ルクセンブルグ籍証券投資法人／ユーロ建て）	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド（バミューダ）	主として欧州の大型株式に投資を行なうことにより、長期的な元本の成長を目指します。
フィデリティ・ファンズ－ ヨーロピアン・ダイナミック・グロース・ファンド （ルクセンブルグ籍証券投資法人／ユーロ建て）	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド（バミューダ）	主として、欧州に本社があるか、事業活動の中心がそれらの地域にある企業の株式に投資し、アクティブなポートフォリオ運用を通じて長期的な元本の成長を目指します。
フィデリティ・ファンズ－ ヨーロピアン・スモーラー・カンパニーズ・ファンド （ルクセンブルグ籍証券投資法人／ユーロ建て）	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド（バミューダ）	主として欧州の中小型株式に投資を行ないます。
フィデリティ・ファンズ－ ユナイテッド・キングダム・ファンド （ルクセンブルグ籍証券投資法人／英ポンド建て）	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド（バミューダ）	主として英国の株式に投資を行ないます。
フィデリティ・ファンズ－ アジアン・スペシャル・シチュエーション・ファンド （ルクセンブルグ籍証券投資法人／米ドル建て）	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド（バミューダ）	主としてアジア（除く日本）の「スペシャル・シチュエーション株式」や小型成長株に投資します。「スペシャル・シチュエーション株式」は、原則として純資産に比べて割安な株価を有する、あるいは利益成長性が高くかつ株価上昇に有利な特別な状況を有する株式です。

5. 追加的記載事項

投資対象ファンド	運用会社	概要
フィデリティ・ファンズ－ アジア・パシフィック・オポチュニティーズ・ファンド （ルクセンブルグ籍証券投資法人／ユーロ建て）	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド（バミューダ）	主として、アジア太平洋地域（除く日本）に本社があるか、事業活動の中心がそれらの地域にある企業の株式に投資し、長期的な元本の成長を目指します。
フィデリティ・ファンズ－ アジア・フォーカス・ファンド （ルクセンブルグ籍証券投資法人／米ドル建て）	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド（バミューダ）	主としてアジア（除く日本）の取引所に上場されている企業の株式に投資を行ないます。
フィデリティ・ファンズ－ オーストラリア・ファンド （ルクセンブルグ籍証券投資法人／豪ドル建て）	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド（バミューダ）	主としてオーストラリアの株式に投資を行ないます。
フィデリティ・ファンズ－ アジア・パシフィック・ディビデンド・ファンド （ルクセンブルグ籍証券投資法人／米ドル建て）	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド（バミューダ）	主として、アジア太平洋地域に本社があるか、事業活動の中心がそれらの地域である企業の高配当株式に投資し、インカムの確保と元本の成長を目指します。
フィデリティ・アメリカン・ファンド （英国籍証券投資法人／英ポンド建て）	FILインベストメント・ サービシズ（英国）・ リミテッド	主として米国の企業の株式に投資を行なうことにより、長期的な元本の成長を目指します。
フィデリティ・USエクイティ・インカム・ファンド （適格機関投資家専用） （国内証券投資信託）	フィデリティ投信株式会社 マザーファンドの運用の委託先: FIAM LLC*（米国）	フィデリティ・USエクイティ・インカム・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている米国企業の株式等を投資対象として、市場の配当利回りを上回る配当を目指すとともに、長期的な元本成長を目標とします。
フィデリティ・ファンズ－ ヨーロピアン・ディビデンド・ファンド （ルクセンブルグ籍証券投資法人／ユーロ建て）	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド（バミューダ）	主として、欧州に本社があるか、事業活動の中心がそれらの地域である企業の高配当株式に投資し、インカムの確保と元本の成長を目指します。
フィデリティ・ファンズ－ ファースト・ヨーロピアン・バリュー・ファンド （ルクセンブルグ籍証券投資法人／ユーロ建て）	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド（バミューダ）	主として、欧州に本社があるか、事業活動の中心がそれらの地域にある企業の株式に投資し、バリュースタイルで運用を行ない、長期的な元本の成長を目指します。
フィデリティ・ファンズ－ サステナブル・ユーロゾーン・エクイティ・ファンド （ルクセンブルグ籍証券投資法人／ユーロ建て）	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド（バミューダ）	主として、EMU（欧州通貨同盟）参加国の、ESG（環境、社会、企業統治）に配慮した持続可能な特長を有する企業のユーロ建て株式に投資し、長期的な元本の成長を目指します。

投資対象ファンド	運用会社	概要
フィデリティ・ファンズ－ アジアン・スモーラー・カンパニーズ・ファンド （ルクセンブルグ籍証券投資法人／米ドル建て）	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド（バミューダ）	主として、アジア太平洋（除く日本）に本社があるか、事業活動の中心がそれらの地域にある小型の企業の株式に分散投資し、長期的な元本の成長を目指します。
フィデリティUSクオリティー・ インカムUCITS ETF （アイルランド籍証券投資法人／米ドル建て）	FILファンド・マネジメント （アイルランド）リミテッド	フィデリティUSクオリティー・インデックスのパフォーマンスへの連動を目指します。
フィデリティ・欧州中小型株・オープン （適格機関投資家専用） （国内証券投資信託）	フィデリティ投信株式会社 マザーファンドの運用の委託先: FILインベストメンツ・ インターナショナル（英国）	フィデリティ・欧州中小型株・オープン・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として英国および欧州大陸の取引所に上場されている株式に投資を行ない、投資信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
フィデリティ・ファンズ－ インスティテューショナル・ アジアパシフィック（除く日本）・ファンド （ルクセンブルグ籍証券投資法人／米ドル建て）	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド（バミューダ）	主として、アジア太平洋地域（除く日本）の取引所に上場されているか、事業活動の中心がそれらの地域にある企業の株式に投資し、長期的な元本の成長を目指します。
フィデリティ・インスティテューショナル・ パシフィック（除く日本）・ファンド （英国籍証券投資法人／英ポンド建て）	FILインベストメント・ サービシズ（英国）・ リミテッド	主としてオーストラリア、香港、マレーシア、ニュージーランド、シンガポールの企業の株式（除く日本）に投資し、長期的な元本の成長を目指します。
フィデリティ・ファンズ－ エマージング・アジア・ファンド （ルクセンブルグ籍証券投資法人／米ドル建て）	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド（バミューダ）	主として、MSCIエマージング・マーケット・アジア・インデックスにより新興市場とされるアジアの国に本社があるか、事業活動の中心がそれらの地域にある企業の証券（中国A株B株への直接投資を含む）に投資し、長期的な元本の成長を目指します。

＊FIAM LLCは、米国を本拠地とするFMR LLCの子会社です。

フィデリティ・国内債券・マザーファンド

投資対象ファンド	運用会社	概要
フィデリティ・ファンズ－ USドル・キャッシュ・ファンド （ルクセンブルグ籍証券投資法人／米ドル建て）	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド（バミューダ）	主として米ドル建ての債券等に投資を行ないます。

投資対象ファンド	運用会社	概要
フィデリティ・日本債券・ファンド (適格機関投資家専用) (国内証券投資信託)	フィデリティ投信株式会社 マザーファンドの運用の委託先: FILインベストメンツ・ インターナショナル(英国)	フィデリティ・日本債券・マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本の公社債(国債・地方債・政府保証債・利付金融債・事業債等)を主要投資対象とし、利息等の収入の確保を図るとともに、値上がり益の追求を目指し、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行ないます。
フィデリティ・日本債券・ファンドⅡ (適格機関投資家専用) (国内証券投資信託)	フィデリティ投信株式会社 マザーファンドの運用の委託先: FILインベストメンツ・ インターナショナル(英国)	フィデリティ・日本債券・マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本の公社債(国債・地方債・政府保証債・利付金融債・事業債等)を主要投資対象とし、利息等収入の確保を図るとともに、値上がり益の追求を目指し、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行ないます。

フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド

投資対象ファンド	運用会社	概要
フィデリティ・ファンズ− コア・ユーロ・ボンド・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/ユーロ建て)※1	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主としてユーロ建ての債券に投資を行ないます。
フィデリティ・ファンズ− ユーロ・ボンド・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/ユーロ建て)	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主としてユーロ建ての債券に投資を行ないます。
フィデリティ・ファンズ− ヨーロピアン・ハイ・イールド・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/ユーロ建て)	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として、本店所在地が西ヨーロッパ、中央ヨーロッパ、東ヨーロッパ(ロシアを含む)にあるか、活動の大半がそれらの地域で営まれている発行体の高利回り事業債(ハイ・イールド債券)に投資を行ない、高水準のインカムの確保と値上り益の追求を目指します。
フィデリティ・ファンズ− フレキシブル・ボンド・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/英ポンド建て)	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として英ポンド建て、もしくは英ポンドに為替ヘッジされた世界各国の債券に投資し、インカムの確保と元本の成長を目指します。
フィデリティ・ファンズ− USドル・ボンド・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/米ドル建て)	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として米ドル建ての債券に投資を行ないます。

投資対象ファンド	運用会社	概要
フィデリティ・ファンズ－ USハイ・イールド・ファンド （ルクセンブルグ籍証券投資法人／米ドル建て）	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド（バミューダ）	主として、活動の大半が米国で営まれている発行体の高利回り事業債（ハイ・イールド債券）に投資を行ない、高水準のインカムの確保と値上り益の追求を目指します。
フィデリティ・ファンズ－ エマージング・マーケット・デット・ファンド （ルクセンブルグ籍証券投資法人／米ドル建て）	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド（バミューダ）	主としてエマージング債券に投資し、インカムの確保と値上り益の追求を目指します。
フィデリティ・インスティテューショナル・ UK・アグリゲート・ボンド・ファンド （英国籍証券投資法人／英ポンド建て）	FILインベストメント・ サービシズ（英国）・ リミテッド	主として英国国債および非英国国債に投資し、インカムの確保と元本の成長を目指します。
フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド （適格機関投資家専用） （国内証券投資信託）	フィデリティ投信株式会社 マザーファンドの運用の委託先: フィデリティ・マネジメント・アンド・ リサーチ・カンパニー・エルエルシー※2 （米国）	フィデリティ・USハイ・イールド・マザーファンド受益証券への投資を通じて、米ドル建ての高利回り社債（ハイ・イールド債券）を主要な投資対象とし、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的に積極的な運用を行なうことを基本とします。

※1 2020年2月11日付けで除外される予定です。
※2 当該運用の委託先は2020年1月1日付でフィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニーから名称を変更しています。

フィデリティ・グローバル・リート・マザーファンド

投資対象ファンド	運用会社	概要
フィデリティ・グローバル・リート・ マザーファンド （国内証券投資信託）	フィデリティ投信株式会社 ファンドの運用の委託先: FILインベストメンツ・ インターナショナル（英国）	主として日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託（リート）（これに準ずるものを含みます。）に投資を行ない、配当等収益の確保と投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080
見やすく読み間違えにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。
UD FONT

投資信託説明書（請求目論見書）

フィデリティ・退職設計・ファンド（1年決算型／隔月決算型）

愛称：安心のチカラ

追加型投信／内外／資産複合
2020.02.07

設定・運用は
フィデリティ投信株式会社

※本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

AICR2002-004-S

Fidelity INTERNATIONAL

１．この投資信託説明書（請求目論見書）により行なうフィデリティ・退職設計・ファンド（１年決算型）及びフィデリティ・退職設計・ファンド（隔月決算型）の募集については、委託会社は、金融商品取引法第５条の規定により有価証券届出書を2020年2月6日に関東財務局長に提出し、2020年2月7日にその届出の効力が生じております。
２．ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。外貨建の有価証券等に投資を行なう場合は、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。
３．お申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）をよくお読みください。
４．課税上は株式投資信託として取扱われます。

発行者名	フィデリティ投信株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長　デレック・ヤング
本店の所在の場所	東京都港区六本木七丁目７番７号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

目　次

第一部　証券情報…… 1
第二部　ファンド情報…… 5
　第１　ファンドの状況…… 5
　　１　ファンドの性格…… 5
　　２　投資方針…… 12
　　３　投資リスク…… 47
　　４　手数料等及び税金…… 51
　　５　運用状況…… 56
　第２　管理及び運営…… 87
　　１　申込（販売）手続等…… 87
　　２　換金（解約）手続等…… 88
　　３　資産管理等の概要…… 90
　　４　受益者の権利等…… 94
　第３　ファンドの経理状況…… 96
　　１　財務諸表…… 98
　　２　ファンドの現況…… 167
　第４　内国投資信託受益証券事務の概要…… 169
第三部　委託会社等の情報…… 170
　第１　委託会社等の概況…… 170
　　１　委託会社等の概況…… 170
　　２　事業の内容及び営業の概況…… 171
　　３　委託会社等の経理状況…… 172
　　４　利害関係人との取引制限…… 199
　　５　その他…… 199
＜添付＞　投資信託約款

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

フィデリティ・退職設計・ファンド（１年決算型）

フィデリティ・退職設計・ファンド（隔月決算型）

（ファンドの愛称を「安心のチカラ」とする場合があります。）

（以上を総称して、以下「ファンド」といいます。また、必要に応じてフィデリティ・退職設計・ファンド（１年決算型）を「１年決算型」、フィデリティ・退職設計・ファンド（隔月決算型）を「隔月決算型」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

ファンドについて、ファンドの委託者であるフィデリティ投信株式会社（以下「委託会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき１兆円を上限とします。

※　「発行価額の総額」とは受益権１口当たりの各発行価格に各発行口数を乗じて得た金額の累計額をいいます。

※　上記の金額には、申込手数料ならびにこれに対する消費税相当額および地方消費税相当額（以下「消費税等相当額」といいます。）は含まれません。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

※　「基準価額」とは、ファンドの投資信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た、受益権１口当たりの純資産額です。なお、基準価額は便宜上、１万口当たりをもって表示されることがあります（「計算日」とは、基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日です。）。

発行価格の基準となる基準価額につきましては、委託会社のホームページ（アドレス：https://www.fidelity.co.jp/）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120－00－8051（受付時間：営業日の午前９時～午後５時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞に掲載されます。（日本経済新聞においては、フィデリティ・退職設計・ファンド（１年決算型）は「退職設年」、フィデリティ・退職設計・ファンド（隔月決算型）は「退職設隔」としてそれぞれ略称で掲載されます。）

（５）【申込手数料】

申込手数料率は3.30％＊（税抜 3.00％）を超えないものとします。

申込手数料率の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：https://www.fidelity.co.jp/）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120－00－8051（受付時間：営業日の午前９時～午後５時））または販売会社までお問い合わせください。

＊　上記手数料率には、申込手数料に係る消費税等相当額が含まれております。

※　税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。

申込手数料は、お申込み口数、お申込み金額またはお申込み金総額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

※「お申込み金額」とは、取得申込受付日の翌営業日の基準価額にお申込み口数を乗じて得た金額をいいます。

※「お申込み金総額」とは、「お申込み金額」に申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額を加算した、取得申込者の支払金総額をいいます。

ただし、「累積投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの販売価格は取得申込受付日（各計算期間終了日）の基準価額とし、申込手数料は無手数料とします。

販売会社によっては、「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買付けること）によるファンドの取得申込みが可能です。スイッチングの取扱い内容等は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。スイッチングに伴う換金にあたっては、通常の換金と同様に税金がかかります。

また、販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

※スイッチングおよび償還乗換え優遇措置等の取扱い内容等について、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（６）【申込単位】

申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。

ただし、「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合には、１口の整数倍をもって取得の申込みができます。

販売会社の申込単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：https://www.fidelity.co.jp/）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120－00－8051（受付時間：営業日の午前９時～午後５時））または販売会社までお問い合わせください。

（７）【申込期間】

継続申込期間：2020年２月７日から2021年２月８日(注)まで

（注）ファンドは、下記「第二部　ファンド情報　第２　管理及び運営　３　資産管理等の概要　（５）その他　（ａ）信託の終了　１.」の記載に従って、2020年４月20日付で信託の終了（繰上償還）を予定しております。
繰上償還が確定した場合、購入の申込期間は2020年３月25日までとなります。詳しくは、下記「（12）その他　⑤　信託の終了（繰上償還）」をご参照ください。

（８）【申込取扱場所】

販売会社においてお申込みを行なうものとします。

販売会社の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：https://www.fidelity.co.jp/）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120－00－8051（受付時間：営業日の午前９時～午後５時））までお問い合わせください。

（９）【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める期日までに申込代金をお支払いください。

ファンドの振替受益権に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、当該取得申込みに係る追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込代金は、お申込みの販売会社に払い込むものとします。

販売会社の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：https://www.fidelity.co.jp/）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120－00－8051（受付時間：営業日の午前９時～午後５時））までお問い合わせください。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

①　ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得申込みを行なってください。

②　委託会社は、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの受益権の取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

③　ファンドには、税引後の収益分配金を無手数料で自動的にファンドに再投資する「累積投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者にお支払いする「一般コース」があります。ただし、販売会社によっては、「累積投資コース」であっても収益分配金を自動的に再投資しない旨を取得申込者が指示することが可能な場合があります。また、「累積投資コース」を取扱う販売会社が累積投資契約に基づく定時定額購入サービス（名称の如何を問わず同種の契約を含みます。）を取扱う場合があります。販売会社により取扱いが可能なコース等が異なる場合がありますので、ご注意ください。

「累積投資コース」を利用される場合、取得申込者は、販売会社との間で累積投資約款に従い収益分配金再投資に関する契約を締結する必要があります。なお、販売会社によっては、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定を用いることがあります。この場合、上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、累積投資契約に基づく定時定額購入サービスを選択した取得申込者は、販売会社との間でファンドの定時定額購入サービスに関する取り決めを行なっていただきます。

④　振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

（参考）

◆投資信託振替制度とは

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

⑤　信託の終了（繰上償還）

ファンドは、2020年４月20日付で信託の終了（繰上償還）を予定しており、異議申立手続きを実施いたしますのでお知らせいたします。

※2020年２月10日時点のファンドの受益者のうち、この繰上償還に異議を申し出た受益者の受益権口数が同時点の受益権総口数の過半数に満たない場合は、2020年３月18日に投資信託契約の解約の届出を行ない、2020年４月20日に償還となります。ただし、異議を申し出た受益者の受益権口数が同時点での受益権総口数の過半数となった場合は、繰上償還は行ないません。この場合、繰上償還を行なわない旨の公告を行ない、かつこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します。なお、2020年２月７日以降に取得申込みを行ないファンドの受益者となる方の受益権については当該手続きを行なう権利がございませんのでご留意ください。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①　ファンドの目的

主として、投資信託証券への投資を通じて、国内株式、海外株式、国内債券、海外債券、国内外の不動産投資信託（リート）、国内短期債券・短期金融商品へ実質的に分散投資を行ない、投資信託財産の長期的な成長を目指します。

②　ファンドの信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドにつき5,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行なわれたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。また、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を増額することができます。

③　ファンドの基本的性格

ファンドは追加型株式投資信託であり、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下のとおり分類されます。

商品分類表

「１年決算型」、「隔月決算型」共通

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合

（注）ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

＜商品分類表（網掛け表示部分）の定義＞

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内　　外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合…目論見書又は投資信託約款において、株式、債券および不動産投信の複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

「１年決算型」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券） 資産複合 （株式（一般），債券（一般），不動産投信） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル （含む日本） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリー ファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （　　） なし

（注）ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

「隔月決算型」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券） 資産複合 （株式（一般），債券（一般），不動産投信） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル （含む日本） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （　　） なし

（注）ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※　ファンドは、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資しますので、「商品分類表」と「属性区分表」の投資対象資産は異なります。

※　属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

＜属性区分表（網掛け表示部分）の定義＞

その他資産（投資信託証券）…目論見書又は投資信託約款において、投資形態がファミリーファンド又はファンド・オブ・ファンズのものをいいます。

資産複合（株式（一般），債券（一般），不動産投信）…目論見書又は投資信託約款において、主として株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものおよび債券のうち公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものならびに不動産投信（不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券をいいます。）の複数の資産に投資する旨の記載があるものをいいます。

資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、株式、債券および不動産投信の複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

年１回…目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。

年６回（隔月）…目論見書又は投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（含む日本）…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（含む日本）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

なし…目論見書又は投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

（注）上記各表のうち、網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義について、詳しくは一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：https://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

（参考）ファンドの仕組み

各ファンドは複数の投資信託証券（指定投資信託証券）への投資を通じて、主として国内外株式、国内外債券、国内外の不動産投資信託（リート）、国内短期債券・短期金融商品へ実質的に投資を行なう、ファンド・オブ・ファンズです。

④　ファンドの特色

ポイント1 「退職設計」のため 長期的に退職資金をご準備いただくためのファンドです。

■6つの資産へ分散投資

株式やリートなどは、一般にインフレに強く、また、債券などに比較し、成長力のある資産といわれています。

国内債券　海外債券
国内株式　海外株式
国内短期債券・短期金融商品　世界リート

■国内資産を中心とした配分

約80%を国内の資産へ投資することにより、為替リスクの対象となる資産への配分を相対的に低くおさえたファンドです。

【基本資産配分】

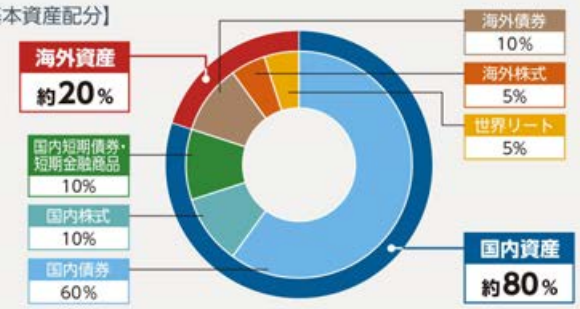

※上記は基本資産配分について述べており、実際の資産配分は、市場動向などにより異なります。
※上記の基本資産配分は、運用環境の変化により今後変更される可能性があります。資産配分は、純資産総額に対する基本投資割合(2019年12月末日現在)を表示。

ポイント2 「退職設計」のため 比較的、分配金はおさえ、長期的な資産形成を重視するファンドです。

●お客様自身の必要に応じて無手数料で換金をしていただくファンドです。
(換金時手数料および信託財産留保額は課されません。)

●決算日の異なる2つのファンドから選択できます。
(販売会社によっては、「1年決算型」「隔月決算型」どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。)

ポイント3 「退職設計」のため 世界中のファンド*へ分散投資するファンドです。

●各資産への投資は、主として世界中のファンド*を通じて行ないます。それらの中には既に長い実績のあるファンドや、現在日本から投資のできないファンドも含みます。

＊ FILリミテッドおよびフィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー・エルエルシーならびにそれらの関連会社が運用するファンドをいいます。

●　ファンドの基本資産配分に関する運用にあたっては、FILインベストメント・マネジメント（香港）・リミテッドに、運用の指図に関する権限を委託します。

（２）【ファンドの沿革】

2007年２月７日　ファンドの募集開始

2007年３月１日　信託契約の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み

ファンドの仕組みは以下の図の通りです。

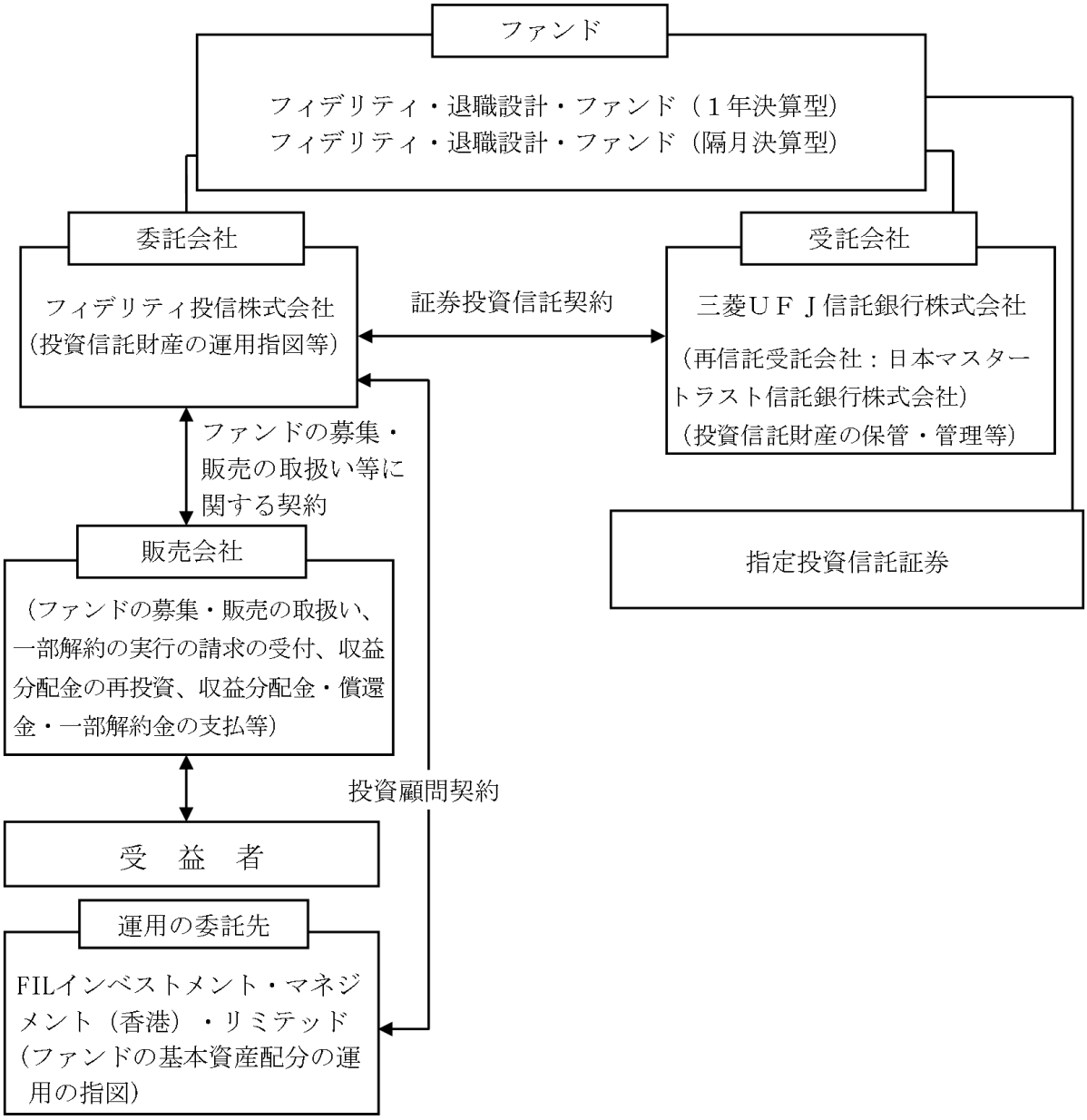

②　委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人は以下の通りです。

(a) 委託会社：フィデリティ投信株式会社

ファンドの委託者として、投資信託財産の運用指図、投資信託約款の届出、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成、投資信託財産に組入れた有価証券の議決権等の行使、投資信託財産に関する帳簿書類の作成等を行ないます。

(b) 受託会社：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理、投資信託財産の計算（ファンドの基準価額の計算）、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行ないます。なお、信託事務の一部につき、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

(c) 販売会社

ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行ないます。

(d) 運用の委託先

名称	業務の内容
FILインベストメント・マネジメント（香港）・リミテッド	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、ファンドの基本資産配分に関する運用の指図を行ないます。

ただし、委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、投資信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

（参考）

・FILインベストメント・マネジメント（香港）・リミテッドおよびフィデリティ投信株式会社は、FILリミテッドの実質的な子会社です。FILリミテッドは世界有数の資産運用会社として、アジア太平洋、欧州、中近東、南アメリカにおいて、投資家向けにさまざまなアセットクラスを網羅する投資商品や、リタイアメント・ソリューションを提供しています。

※運用担当者の変更等により、運用の指図に関する権限の委託*について、委託会社または委託先のグループ会社間における運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等を変更する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。＊再委託も含みます。

③ 委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

(a) 受託会社と締結している契約

ファンドの根幹となる運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項を信託契約で規定しています。

(b) 販売会社と締結している契約

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続等について規定しています。

(c) 運用の委託先と締結している契約

委託会社が運用の委託先に委託する運用の指図に係る業務の内容、運用の委託先の注意義務、法令等に違反した場合の委託の中止、変更等について規定しています。

④ 委託会社の概況（2019年12月末日現在）

(a) 資本金の額　　金10億円

(b) 沿革

1986年11月17日　フィデリティ投資顧問株式会社設立
1987年２月20日　投資顧問業の登録
同年６月10日　投資一任業務の認可取得
1995年９月28日　社名をフィデリティ投信株式会社に変更
同年11月10日　投資信託委託業務の免許を取得、投資顧問業務と投資信託委託業務を併営
2007年９月30日　金融商品取引業の登録

(c) 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区六本木七丁目７番７号	20,000株	100％

２【投資方針】

（１）【投資方針】

①　投資態度

- 主として、投資信託証券に投資を行ないます。なお、短期金融商品に直接投資を行なう場合があります。
- 主として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券*」ということがあります。）への投資を通じて、実質的に国内株式、海外株式、国内債券、海外債券、国内外の不動産投資信託（リート）、国内短期債券・短期金融商品に分散投資を行ないます。
- 各指定投資信託証券の運用は、主としてFILリミテッドおよびフィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー・エルエルシーならびにそれらの関連会社が運用する国内外の投資信託証券への投資を通じて行ない、ファンド分散・地域（種別）分散を図ります。
- 各資産クラスの資産配分は、概ね投資信託財産の純資産総額に対して以下の比率を基本投資割合とします。

資産クラス	基本投資割合
国内株式	10%
海外株式	5%
国内債券	60%
海外債券	10%
国内外の不動産投資信託（リート）	5%
国内短期債券・短期金融商品	10%

- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。（ただし、国内債券および国内短期債券・短期金融商品に投資する各指定投資信託証券において、外貨建資産を組入れる場合には原則として為替ヘッジを行ないます。）
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

＊　指定投資信託証券については、下記「③　運用方針」をご参照ください。

② ファンドのベンチマーク＊1

ファンドのベンチマークは、組入れる各資産クラスの市場指標を以下の割合で合成した複合ベンチマーク(円ベース)とします。

資産クラス	ベンチマーク	構成割合
国内株式	TOPIX(配当込)＊2	10%
海外株式	MSCI コクサイ・インデックス＊3(配当金込、円換算、ヘッジなし)	5%
国内債券	NOMURA-BPI総合＊4	60%
海外債券	合成複合ベンチマーク※	10%
国内外の不動産投資信託(リート)	FTSE EPRA/NAREIT 先進国REITインデックス(配当金込、円換算)	5%
国内短期債券・短期金融商品	FTSE世界マネーマーケット・インデックス1ヶ月ユーロ預金インデックス(円セクター)＊5	10%

＊1 ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行なう際の基準となる指標のことです。

＊2 TOPIX(配当込)とは、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。
東証株価指数（TOPIX）は、株式会社東京証券取引所（㈱東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）の商標に関するすべての権利は㈱東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、㈱東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、㈱東京証券取引所は、本商品の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

＊3 MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、日本を除く先進国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。MSCI コクサイ・インデックスに関する著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。MSCI Inc.が指数構成銘柄への投資を推奨するものではなく、MSCI Inc.は当指数の利用に伴う如何なる責任も負いません。MSCI Inc.は情報の確実性および完結性を保証するものではなく、MSCI Inc.の許諾なしにデータを複製・頒布・使用等することは禁じられております。

＊4 NOMURA-BPI総合の知的財産権およびその他一切の権利は野村證券に帰属します。なお、野村證券株式会社はNOMURA-BPI総合の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、NOMURA-BPI総合を用いて運用される当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

＊５　同指数は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

※　合成複合ベンチマークとは、市場指標を以下の割合で合成した複合ベンチマーク(円ベース)です。

対象資産	ベンチマーク	構成割合
ユーロ建て債券	ICE BofA EMUラージ・キャピタライゼーション・インベストメント・グレード・インデックス(円換算)	36%
米ドル建て債券	ICE BofA USコーポレート＆ガバメント・マスター・ラージ・キャピタライゼーション・インデックス(円換算)	36%
英ポンド建て債券	ICE BofA スターリング・ラージ・キャピタライゼーション・インデックス(円換算)	8%
米ドル建てハイ・イールド債券	ICE BofA USハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円換算)	5%
ユーロ建てハイ・イールド債券	ICE BofA グローバル・ハイ・イールド・ヨーロピアン・イシュアーズ・コンストレインド・インデックス(レベル4-20%)(ユーロヘッジ・ベース)(円換算)	5%
エマージング債券	J.P.モルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド(円換算)	10%

③　運用方針

- 主として、投資信託証券（指定投資信託証券）への投資を通じて、国内株式、海外株式、国内債券、海外債券、国内外の不動産投資信託（リート）、国内短期債券・短期金融商品へ実質的に分散投資を行ない、投資信託財産の長期的な成長を目指します。
- 基本資産配分は、主として各資産クラスのリスク・リターン特性、資産クラス間の相関、将来における市場環境の変化の可能性に対する最適化等を考慮して決定します。資産配分は原則として基本配分に対して概ね、中立を維持します。戦術的な資産配分の調整は原則として行ないません。（ただし、将来的に、運用環境の変化により、基本配分比率を調整することや、異なる資産クラスを追加する可能性があります。）
- 株式運用では、主として、国内外の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式に投資を行ないます。
- 海外債券運用では、先進国投資適格債券の他、米ドル建てハイ・イールド債券、ユーロ建てハイ・イールド債券、エマージング債券にも投資を行ないます。
- 国内債券運用では、主として、日本の公社債（国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債等）に投資を行ないます。（ただし、海外政府、海外企業が発行する円建て債券にも投資を行なうことができます。）
- 国内短期債券・短期金融商品運用では、主として、信用度が高く、残存期間の短い円建て公社債等に投資を行ないます。
- 国内外の不動産投資信託（リート）運用では、国別比率の検討において、国ごとの配当利回りの水準を考慮して運用を行ないます。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。（ただし、国内債券および国内短期債券・短期金融商品に投資する各指定投資信託証券において、外貨建資産を組入れる場合には原則として為替ヘッジを行ないます。）

● 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

ファンドの運用は、下記の指定投資信託証券への投資を通じて実質的に行ないます。指定投資信託証券は、2020年２月７日現在以下の通りです。

下記の投資信託証券は、指定投資信託証券から除外される場合や、新たに追加される場合があります。

また、ファンドはマザーファンドを介さずに、下記のファンド・ユニバース（投資対象ファンド）に直接投資を行なう場合があります。

(a) フィデリティ・日本株式・マザーファンド

● 投資信託証券への投資を通じて、実質的に主としてわが国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式に投資を行ない、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。
● 主として投資信託証券（国内投資信託証券、外国籍投資信託証券を含みます。以下、本マザーファンドにおいて同じ。）に投資を行ないます。
● 投資信託証券の投資に際しては、別に定める投資信託証券（「ファンド・ユニバース」＊1）の中から、定性、定量評価等を考慮して選定したファンドに分散投資することを基本とします。
● 組入れた投資信託証券（「投資対象ファンド」）は定期的にモニターを行ない、主としてファンド全体のリスク分散などを考慮して組入れ比率の調整を行ないます。また投資対象ファンドの入替えを行なう可能性もあります。
● ファンド・ユニバースは、定性、定量評価等に基づき適宜見直しを行ないます。見直しに伴い、ファンド・ユニバースとして選定されていた投資信託証券がファンド・ユニバースから除外されたり、新たに追加指定される場合があります。
● 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。
● ファンドの基本資産配分に関する運用にあたっては、FILインベストメント・マネジメント（香港）・リミテッドに、運用の指図に関する権限を委託します。
● 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

＊１　フィデリティ・日本株式・マザーファンドのファンド・ユニバースは、以下の通りです。

－ フィデリティ・ファンズーUSドル・キャッシュ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
－ フィデリティ・日本株ファンド（適格機関投資家用）（国内証券投資信託）
－ フィデリティ・ファンズーインスティテューショナル・ジャパン・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
－ フィデリティ・ファンズージャパン・アグレッシブ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
－ フィデリティ・ファンズージャパン・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
－ フィデリティ・ファンズージャパン・アドバンテージ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）

(b) フィデリティ・海外株式・マザーファンド

● ファンドは、主として、投資信託証券に投資を行ないます。

- 「ファンド・ユニバース」＊2より選定した投資信託証券への投資を通じて、実質的に主として海外の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式に投資を行ない、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的に積極的な運用を行ないます。
- ファンド・ユニバースが投資する資産には、米国株式、欧州株式（英国を含む）、アジア株式、オーストラリア株式が含まれます。
- ファンドは、投資家の利益拡大に適切であると判断される投資信託証券を選別することにより、運用収益向上を図ります。
- 投資信託証券の組入れにあたっては、各組入対象ファンドのリスク・リターン特性、銘柄分散度、投資スタイルなどの定性、定量評価等を考慮して選定した組入対象ファンドに分散投資することを基本とします。
- 組入れた投資信託証券（「投資対象ファンド」）は定期的にモニターを行ない、ファンド全体のリスク分散などを考慮して、組入比率の調整を行ないます。また投資対象ファンドの入替えを行なう可能性もあります。
- ファンド・ユニバースは、委託会社の判断により、適宜見直しを行なうことがあります。これに伴い、現在のファンド・ユニバース以外の投資信託証券に投資することがあります。
- 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ファンドの基本資産配分に関する運用にあたっては、FILインベストメント・マネジメント（香港）・リミテッドに、運用の指図に関する権限を委託します。
- 資金動向、市場動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

＊2　フィデリティ・海外株式・マザーファンドのファンド・ユニバースは、以下の通りです。

- フィデリティ・ファンズーアメリカン・ディバーシファイド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
- フィデリティ・ファンズーアメリカ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
- フィデリティ・ファンズーアメリカン・グロース・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
- フィデリティ・ファンズーユーロ・ブルーチップ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
- フィデリティ・ファンズーヨーロピアン・グロース・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
- フィデリティ・ファンズーヨーロピアン・ラージャー・カンパニーズ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
- フィデリティ・ファンズーヨーロピアン・ダイナミック・グロース・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
- フィデリティ・ファンズーヨーロピアン・スモーラー・カンパニーズ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
- フィデリティ・ファンズーユナイテッド・キングダム・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
- フィデリティ・ファンズーアジアン・スペシャル・シチュエーション・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
- フィデリティ・ファンズーアジア・パシフィック・オポチュニティーズ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）

－ フィデリティ・ファンズーアジア・フォーカス・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
－ フィデリティ・ファンズーオーストラリア・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
－ フィデリティ・ファンズーアジア・パシフィック・ディビデンド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
－ フィデリティ・アメリカン・ファンド（英国籍証券投資法人）
－ フィデリティ・USエクイティ・インカム・ファンド（適格機関投資家専用）（国内証券投資信託）
－ フィデリティ・ファンズーヨーロピアン・ディビデンド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
－ フィデリティ・ファンズーファースト・ヨーロピアン・バリュー・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
－ フィデリティ・ファンズーサステナブル・ユーロゾーン・エクイティ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
－ フィデリティ・ファンズーアジアン・スモーラー・カンパニーズ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
－ フィデリティUSクオリティー・インカムUCITS ETF（アイルランド籍証券投資法人）
－ フィデリティ・欧州中小型株・オープン（適格機関投資家専用）（国内証券投資信託）
－ フィデリティ・ファンズーインスティテューショナル・アジアパシフィック（除く日本）・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
－ フィデリティ・インスティテューショナル・パシフィック（除く日本）・ファンド（英国籍証券投資法人）
－ フィデリティ・ファンズーエマージング・アジア・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）

(c) フィデリティ・国内債券・マザーファンド

● 投資信託証券への投資を通じて、実質的に主としてわが国の公社債（国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債等）に投資を行ない、利息等収入の確保を図るとともに、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行ないます。
● 主として投資信託証券（国内投資信託証券、外国籍投資信託証券を含みます。以下、本マザーファンドにおいて同じ。）に投資を行ないます。
● 投資信託証券の投資に際しては、別に定める投資信託証券（「ファンド・ユニバース」＊3）の中から、主として投資目的等を考慮して選定したファンドに投資することを基本とします。組入れた投資信託証券（「投資対象ファンド」）の入れ替えを行なう場合もあります。
● ファンド・ユニバースは、投資信託証券の中から、当該投資信託証券の投資対象を勘案して適宜見直しを行ないます。
● 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
● ファンドの基本資産配分に関する運用にあたっては、FILインベストメント・マネジメント（香港）・リミテッドに、運用の指図に関する権限を委託します。

● 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

＊３　フィデリティ・国内債券・マザーファンドのファンド・ユニバースは、以下の通りです。

－ フィデリティ・日本債券・ファンド（適格機関投資家専用）（国内証券投資信託）
－ フィデリティ・ファンズーUSドル・キャッシュ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
－ フィデリティ・日本債券・ファンドⅡ（適格機関投資家専用）（国内証券投資信託）

(d) フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド

● 投資信託証券への投資を通じて、実質的に主として世界（日本を含みます。）の各種債券に投資を行ない、配当等収入を確保するとともに、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。
● 主として投資信託証券（国内投資信託証券、外国籍投資信託証券を含みます。以下、本マザーファンドにおいて同じ。）に投資を行ないます。
● 投資信託証券の投資に際しては、別に定める投資信託証券（「ファンド・ユニバース」＊4）の中から、主として投資目的、利回り水準、リスク・リターン特性、通貨配分、セクター配分などを考慮して選定したファンドに投資します。
● 組入れた投資信託証券（「投資対象ファンド」）は定期的にモニターを行ない、主としてファンド全体の利回り水準、リスク・リターン特性、通貨分散、セクター分散などを考慮して組入れ比率の調整を行ないます。また投資対象ファンドの入替えを行なう可能性もあります。
● ファンド・ユニバースは、投資信託証券の中から、当該投資信託証券の投資目的を勘案して適宜見直しを行ないます。
● 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。
● ファンドの基本資産配分に関する運用にあたっては、FILインベストメント・マネジメント（香港）・リミテッドに、運用の指図に関する権限を委託します。
● 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

＊４　フィデリティ・ワールド債券・マザーファンドのファンド・ユニバースは、以下の通りです。

－ フィデリティ・ファンズーコア・ユーロ・ボンド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）※
－ フィデリティ・ファンズーユーロ・ボンド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
－ フィデリティ・ファンズーヨーロピアン・ハイ・イールド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
－ フィデリティ・ファンズーフレキシブル・ボンド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
－ フィデリティ・ファンズーUSドル・ボンド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
－ フィデリティ・ファンズーUSハイ・イールド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）

－　フィデリティ・ファンズーエマージング・マーケット・デット・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
－　フィデリティ・インスティテューショナル・UK・アグリゲート・ボンド・ファンド（英国籍証券投資法人）
－　フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド（適格機関投資家専用）（国内証券投資信託）

※　2020年２月11日付けで除外される予定です。

(e) フィデリティ・グローバル・リート・マザーファンド

● 日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（リート）（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）を主要な投資対象とし、配当等収益の確保と、投資信託財産の成長を図ることを目的に運用を行ないます。
● リートへの投資は、原則として高位を維持します。
● 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
● FILインベストメンツ・インターナショナルに運用の指図に関する権限を委託します。
● 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

（２）【投資対象】

①　投資対象とする資産の種類

ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(a) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投資信託法」といいます。）第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

１．有価証券
２．金銭債権
３．約束手形

(b) 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

②　投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として投資信託証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．国債証券
２．地方債証券
３．特別の法律により法人の発行する債券
４．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
５．短期社債等（社債等の振替に関する法律第66条第１号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第１項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第２条第８項に規定する特定短期社債、商工組合中央金庫法第33条ノ２に規定する短期商工債、信用金庫法第54条の４第１項に規定する短期債、農林中央金庫法第62条の２第１項に規定する短期農林債をいいます。以下同じ。）

６．コマーシャル・ペーパー
７．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．から６．までの証券または証書の性質を有するもの
８．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）
９．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいい、振替投資口を含みます。）
10．外国法人が発行する譲渡性預金証書
11．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、１．から５．までの証券および７．の証券または証書のうち１．から５．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は現先取引および債券貸借取引に限り行なうことができます。また、８．の証券および９．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③　投資対象とする金融商品

上記②にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形

④　その他の投資対象

１．投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する公社債を貸付けることの指図をすることができます。なお、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
２．投資信託財産に属する外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
３．投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。

⑤　指定投資信託証券の概要（2020年２月７日現在）

注）下記の記載事項は、当該指定投資信託証券固有の事情により変更される場合があります。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーUSドル・キャッシュ・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として米ドル建ての債券等に投資を行ないます。
費用	管理報酬：0.40％ ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

ファンド名	フィデリティ・日本株ファンド（適格機関投資家用）
設定形態	国内証券投資信託
委託会社等	委託会社：フィデリティ投信株式会社
投資目的	わが国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要な投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に積極的な運用を行ないます。
費用	信託報酬：純資産総額に対し年率0.935％（税抜 0.85％） ※税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。 ・　その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10％（税込）を上限として投資信託財産から支払う場合があります。（なお、当該上限率については変更する場合があります。） ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

ファンド名	フィデリティ・ファンズーインスティテューショナル・ジャパン・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／円建て
委託会社等	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主に日本の企業の株式に投資を行なうことにより、長期的な元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：0.80％ ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

ファンド名	フィデリティ・ファンズージャパン・アグレッシブ・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／円建て
委託会社等	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主に日本の企業の株式に投資を行なうことにより、長期的な元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：1.50％ ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50％となっていますが、代行手数料相当分である0.75％については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズージャパン・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／円建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として日本の株式に投資を行ないます。
費用	管理報酬：1.50％ ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50％となっておりますが、代行手数料相当分である0.75％については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズージャパン・アドバンテージ・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／円建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、日本の取引所（地方取引所等を含む）に上場されている株式に投資します。
費用	管理報酬：1.50％ ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50％となっていますが、代行手数料相当分である0.75％については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーアメリカン・ディバーシファイド・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として時価総額が小型、中型、大型の米国企業の株式に投資し、長期的な元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：1.50％ ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50％となっていますが、代行手数料相当分である0.75％については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーアメリカ・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として米国の株式に投資を行ないます。
費用	管理報酬：1.50％ ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50％となっていますが、代行手数料相当分である0.75％については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーアメリカン・グロース・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、米国に本社があるか、事業活動の中心が米国にある企業の株式に投資し、集中度の高いポートフォリオ運用を通じて長期的な元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：1.50％ ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50％となっていますが、代行手数料相当分である0.75％については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーユーロ・ブルーチップ・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／ユーロ建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主としてEMU加盟国の優良企業のユーロ建て株式に投資を行ないます。
費用	管理報酬：1.50％ ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50％となっていますが、代行手数料相当分である0.75％については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーヨーロピアン・グロース・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／ユーロ建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として欧州の取引所に上場されている企業の株式に投資を行ないます。
費用	管理報酬：1.50％ ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50％となっていますが、代行手数料相当分である0.75％については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーヨーロピアン・ラージャー・カンパニーズ・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／ユーロ建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として欧州の大型株式に投資を行なうことにより、長期的な元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：1.50％ ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50％となっていますが、代行手数料相当分である0.75％については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーヨーロピアン・ダイナミック・グロース・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／ユーロ建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、欧州に本社があるか、事業活動の中心がそれらの地域にある企業の株式に投資し、アクティブなポートフォリオ運用を通じて長期的な元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：1.50％ ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50％となっていますが、代行手数料相当分である0.75％については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーヨーロピアン・スモーラー・カンパニーズ・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／ユーロ建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として欧州の中小型株式に投資を行ないます。
費用	管理報酬：1.50％ ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50％となっていますが、代行手数料相当分である0.75％については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーユナイテッド・キングダム・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／英ポンド建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として英国の株式に投資を行ないます。
費用	管理報酬：1.50％ ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50％となっていますが、代行手数料相当分である0.75％については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーアジアン・スペシャル・シチュエーション・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主としてアジア（除く日本）の「スペシャル・シチュエーション株式」や小型成長株に投資します。「スペシャル・シチュエーション株式」は、原則として純資産に比べて割安な株価を有する、あるいは利益成長性が高くかつ株価上昇に有利な特別な状況を有する株式です。
費用	管理報酬：1.50％ ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50％となっていますが、代行手数料相当分である0.75％については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーアジア・パシフィック・オポチュニティーズ・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／ユーロ建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、アジア太平洋地域（除く日本）に本社があるか、事業活動の中心がそれらの地域にある企業の株式に投資し、長期的な元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：1.50％ ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50％となっていますが、代行手数料相当分である0.75％については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーアジア・フォーカス・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主としてアジア（除く日本）の取引所に上場されている企業の株式に投資を行ないます。
費用	管理報酬：1.50％ ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50％となっていますが、代行手数料相当分である0.75％については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーオーストラリア・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／豪ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主としてオーストラリアの株式に投資を行ないます。
費用	管理報酬：1.50％ ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50％となっていますが、代行手数料相当分である0.75％については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーアジア・パシフィック・ディビデンド・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、アジア太平洋地域に本社があるか、事業活動の中心がそれらの地域である企業の高配当株式に投資し、インカムの確保と元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：1.50％ ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50％となっていますが、代行手数料相当分である0.75％については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・アメリカン・ファンド
設定形態	英国籍証券投資法人／英ポンド建て
関係法人	投資運用会社：FILインベストメント・サービシズ（英国）・リミテッド
投資目的	主として米国の企業の株式に投資を行なうことにより、長期的な元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：1.50％ ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50％となっていますが、代行手数料相当分である0.75％については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・USエクイティ・インカム・ファンド（適格機関投資家専用）
設定形態	国内証券投資信託
委託会社等	委託会社：フィデリティ投信株式会社 ただし、マザーファンドの運用指図に関する権限は、FIAM LLC＊（米国）に委託します。
投資目的	フィデリティ・USエクイティ・インカム・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている米国企業の株式等を投資対象として、市場の配当利回りを上回る配当を目指すとともに、長期的な元本成長を目標とします。
費用	信託報酬：純資産総額に対し年率0.792％（税抜　0.72％） ※税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。 ・　その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10％（税込）を上限として投資信託財産から支払う場合があります。（なお、当該上限率については変更する場合があります。） ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

＊　FIAM LLCは、米国を本拠地とするFMR LLCの子会社です。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ－ヨーロピアン・ディビデンド・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／ユーロ建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、欧州に本社があるか、事業活動の中心がそれらの地域である企業の高配当株式に投資し、インカムの確保と元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：1.50％ ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50％となっていますが、代行手数料相当分である0.75％については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーファースト・ヨーロピアン・バリュー・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／ユーロ建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、欧州に本社があるか、事業活動の中心がそれらの地域にある企業の株式に投資し、バリュースタイルで運用を行ない、長期的な元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：1.50％ ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50％となっていますが、代行手数料相当分である0.75％については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーサステナブル・ユーロゾーン・エクイティ・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／ユーロ建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、EMU（欧州通貨同盟）参加国の、ESG（環境、社会、企業統治）に配慮した持続可能な特長を有する企業のユーロ建て株式に投資し、長期的な元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：1.50％ ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50％となっていますが、代行手数料相当分である0.75％については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーアジアン・スモーラー・カンパニーズ・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、アジア太平洋（除く日本）に本社があるか、事業活動の中心がそれらの地域にある小型の企業の株式に分散投資し、長期的な元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：1.50％ ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50％となっていますが、代行手数料相当分である0.75％については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティUSクオリティー・インカムUCITS ETF
設定形態	アイルランド籍証券投資法人／米ドル建て
関係法人	管理会社：FILファンド・マネジメント（アイルランド）リミテッド
投資目的	フィデリティUSクオリティー・インデックスのパフォーマンスへの連動を目指します。
費用	管理報酬：0.30% ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

ファンド名	フィデリティ・欧州中小型株・オープン（適格機関投資家専用）
設定形態	国内証券投資信託
関係法人	委託会社：フィデリティ投信株式会社 ただしマザーファンドの運用指図に関する権限はFILインベストメンツ・インターナショナル（英国）に委託します。
投資目的	フィデリティ・欧州中小型株・オープン・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として英国および欧州大陸の取引所に上場されている株式に投資を行ない、投資信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
費用	信託報酬：純資産総額に応じて以下の通り配分されます。 50億円未満の部分：年率0.913%（税抜0.83%） 50億円以上500億円未満の部分：年率0.891%（税抜0.81%） 500億円以上1,000億円未満の部分：年率0.8855%（税抜0.805%） 1,000億円以上の部分：年率0.88%（税抜0.80%） ※税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。 ・　その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限として投資信託財産から支払う場合があります。（なお、当該上限率については変更する場合があります。） ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

ファンド名	フィデリティ・ファンズーインスティテューショナル・アジアパシフィック（除く日本）・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、アジア太平洋地域（除く日本）の取引所に上場されているか、事業活動の中心がそれらの地域にある企業の株式に投資し、長期的な元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：0.80％ ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

ファンド名	フィデリティ・インスティテューショナル・パシフィック（除く日本）・ファンド
設定形態	英国籍証券投資法人／英ポンド建て
関係法人	投資運用会社：FILインベストメント・サービシズ（英国）・リミテッド
投資目的	主としてオーストラリア、香港、マレーシア、ニュージーランド、シンガポールの企業の株式（除く日本）に投資し、長期的な元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：0.80％ ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

ファンド名	フィデリティ・ファンズーエマージング・アジア・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、MSCIエマージング・マーケット・アジア・インデックスにより新興市場とされるアジアの国に本社があるか、事業活動の中心がそれらの地域にある企業の証券（中国A株B株への直接投資を含む）に投資し、長期的な元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：1.50％ ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50％となっていますが、代行手数料相当分である0.75％については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・日本債券・ファンド（適格機関投資家専用）
設定形態	国内証券投資信託
委託会社等	委託会社：フィデリティ投信株式会社 ただしマザーファンドの外貨建資産の為替ヘッジ以外に係る運用指図に関する権限はFILインベストメンツ・インターナショナル（英国）に委託します。
投資目的	フィデリティ・日本債券・マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本の公社債（国債・地方債・政府保証債・利付金融債・事業債等）を主要投資対象とし、利息等の収入の確保を図るとともに、値上がり益の追求を目指し、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行ないます。
費用	信託報酬：純資産総額に対し以下に掲げる信託報酬率を乗じて得た額とします。 信託報酬率は、毎期ごとに決定するものとし、前計算期間終了日における日本相互証券株式会社発表の新発10年物国債の利回り（終値）に応じた、次に挙げる率とします。 新発10年物国債の利回りが3.5%未満の場合　年率0.319%（税抜 0.29%） 新発10年物国債の利回りが3.5%以上の場合　年率0.429%（税抜 0.39%） ※税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。 ・　その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限として投資信託財産から支払う場合があります。（なお、当該上限率については変更する場合があります。） ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

ファンド名	フィデリティ・日本債券・ファンドⅡ（適格機関投資家専用）
設定形態	国内証券投資信託
委託会社等	委託会社：フィデリティ投信株式会社 ただしマザーファンドの外貨建資産の為替ヘッジ以外に係る運用指図に関する権限はFILインベストメンツ・インターナショナル（英国）に委託します。
投資目的	フィデリティ・日本債券・マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本の公社債（国債・地方債・政府保証債・利付金融債・事業債等）を主要投資対象とし、利息等収入の確保を図るとともに、値上がり益の追求を目指し、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行ないます。
費用	信託報酬：純資産総額に対し以下に掲げる信託報酬率を乗じて得た額とします。 信託報酬率は、毎期ごとに決定するものとし、前計算期間終了日における日本相互証券株式会社発表の新発10年物国債の利回り（終値）に応じた、次に挙げる率とします。 新発10年物国債の利回りが3.5%未満の場合　年率0.319%（税抜 0.29%） 新発10年物国債の利回りが3.5%以上の場合　年率0.429%（税抜 0.39%） ※税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。 ・　その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限として投資信託財産から支払う場合があります。（なお、当該上限率については変更する場合があります。） ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

ファンド名	フィデリティ・ファンズーコア・ユーロ・ボンド・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／ユーロ建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主としてユーロ建ての債券に投資を行ないます。
費用	管理報酬：0.30% ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

※　2020年２月11日付けで除外される予定です。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーユーロ・ボンド・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／ユーロ建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主としてユーロ建ての債券に投資を行ないます。
費用	管理報酬：0.75％ ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は0.75％となっていますが、代行手数料相当分である0.375％については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーヨーロピアン・ハイ・イールド・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／ユーロ建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド　（バミューダ）
投資目的	主として、本店所在地が西ヨーロッパ、中央ヨーロッパ、東ヨーロッパ（ロシアを含む）にあるか、活動の大半がそれらの地域で営まれている発行体の高利回り事業債（ハイ・イールド債券）に投資を行ない、高水準のインカムの確保と値上り益の追求を目指します。
費用	管理報酬：1.00％ ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.00％となっていますが、代行手数料相当分である0.50％については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーフレキシブル・ボンド・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／英ポンド建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド　（バミューダ）
投資目的	主として英ポンド建て、もしくは英ポンドに為替ヘッジされた世界各国の債券に投資し、インカムの確保と元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：1.00％ ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.00％となっていますが、代行手数料相当分である0.50％については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーUSドル・ボンド・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド　（バミューダ）
投資目的	主として米ドル建ての債券に投資を行ないます。
費用	管理報酬：0.75％ ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は0.75％となっていますが、代行手数料相当分である0.375％については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーUSハイ・イールド・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド　（バミューダ）
投資目的	主として、活動の大半が米国で営まれている発行体の高利回り事業債（ハイ・イールド債券）に投資を行ない、高水準のインカムの確保と値上り益の追求を目指します。
費用	管理報酬：1.00％ ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.00％となっていますが、代行手数料相当分である0.50％については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーエマージング・マーケット・デット・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド　（バミューダ）
投資目的	主としてエマージング債券に投資し、インカムの確保と値上り益の追求を目指します。
費用	管理報酬：1.20％ ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.20％となっていますが、代行手数料相当分である0.60％については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・インスティテューショナル・UK・アグリゲート・ボンド・ファンド
設定形態	英国籍証券投資法人／英ポンド建て
関係法人	投資運用会社：FILインベストメント・サービシズ（英国）・リミテッド
投資目的	主として英国国債および非英国国債に投資し、インカムの確保と元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：0.35% ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

ファンド名	フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド（適格機関投資家専用）
設定形態	国内証券投資信託
委託会社等	委託会社：フィデリティ投信株式会社 ただし、マザーファンドの運用指図に関する権限はフィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー・エルエルシー*（米国）に委託します。
投資目的	フィデリティ・USハイ・イールド・マザーファンド受益証券への投資を通じて、米ドル建ての高利回り社債（ハイ・イールド債券）を主要な投資対象とし、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的に積極的な運用を行なうことを基本とします。
費用	信託報酬：純資産総額に対し年率0.8745%（税抜 0.795%） ※税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。 ・　その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限として投資信託財産から支払う場合があります。（なお、当該上限率については変更する場合があります。） ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

＊　当該運用の委託先は2020年１月１日付でフィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニーから名称を変更しています。

ファンド名	フィデリティ・グローバル・リート・マザーファンド
設定形態	国内証券投資信託
委託会社等	委託会社：フィデリティ投信株式会社 ただし、ファンドの運用指図に関する権限はFILインベストメンツ・インターナショナル（英国）に委託します。
投資目的	主として日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託（リート）（これに準ずるものを含みます。）に投資を行ない、配当等収益の確保と投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。
費用	信託報酬：なし 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。 ・　その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・　その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

（３）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。

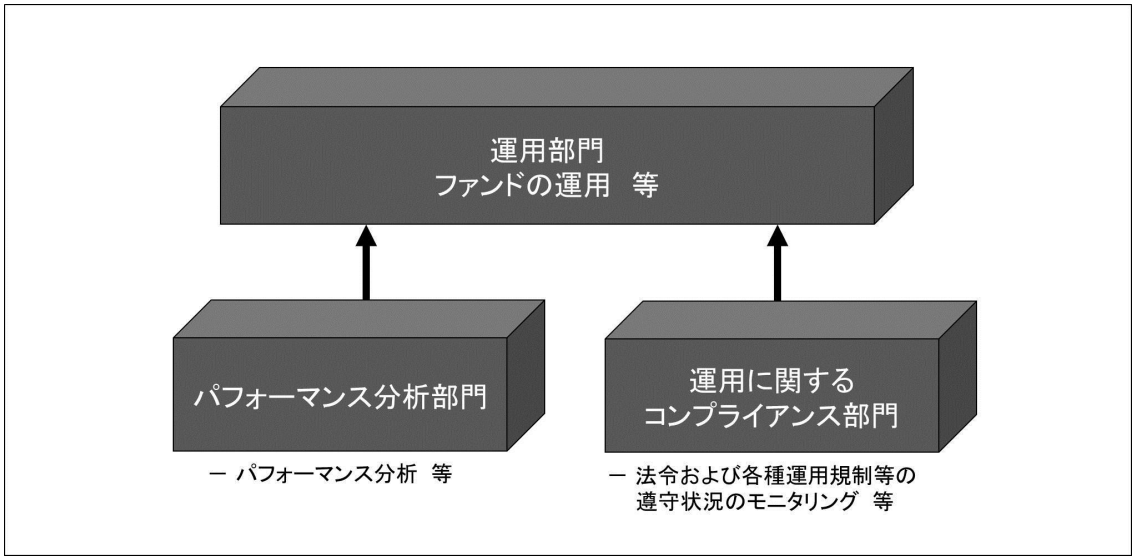

○　運用部門では、ファンドの運用等を行ないます。

○　パフォーマンス分析部門では、ファンドのパフォーマンス分析等を行ないます。

○　運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドの法令および各種運用規制等の遵守状況のモニタリング等を行ないます。

＜ファンドの運用体制に対する管理等＞

投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行なう方法と、運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門が行なう方法を併用し検証しています。

・　運用部門では、部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによるミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。

・　運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜関係部門にフィードバックしています。

また、ファンドの運用管理にあたっては、インベストメント・リスク・オーバーサイト・コミッティを設置しています。

インベストメント・リスク・オーバーサイト・コミッティは、商品開発部門、パフォーマンス分析部門、運用に関するコンプライアンス部門のメンバー等から構成されており、日本株式以外を主たる投資対象とするファンドや外部運用委託を行なっているファンド等の運用が、その投資目的や運用方針に準拠しているかを検証しています。同コミッティは、原則として月次で開催され、必要に応じて適宜開催されます。

ファンドの関係法人である受託会社の管理として、受託会社より原則として年１回、内部統制に関する報告書を入手しているほか、必要に応じて適宜ミーティング等を行なっています。

※上記「（３）運用体制」の内容は、今後変更となる場合があります。

※運用担当者の変更等により、運用の指図に関する権限の委託*について、委託会社または委託先のグループ会社間における運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等を変更する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。＊再委託も含みます。

（４）【分配方針】

①　収益分配方針

●　１年決算型

毎決算時（原則11月10日。同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

(a) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(b) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。

(c) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※　将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

●　隔月決算型

毎決算時（原則１月、３月、５月、７月、９月、および11月の各10日。同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

(a) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(b) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。

(c) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

原則として利子・配当等収入を中心に安定分配を行なうことを目指します。また、毎年３月および９月に到来する計算期末においては、基準価額水準等を勘案し、上記安定分配相当額に加えて分配対象額の範囲から、委託会社が決定する額を付加して分配を行なう場合があります。

各計算期末の分配対象額の範囲の考え方については、委託会社の判断により今後変更されることがあります。

※　将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（参考）

収益分配金に関する留意事項

1. ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、それぞれの投資者ご自身の個別元本の一部払戻しに相当する場合があります。
2. 分配金は預貯金の利息とは異なり、分配金支払い後の純資産は減少し、基準価額の下落要因となります。
3. 分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があり、その場合当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落します。

分配方針や頻度の異なるコースが存在する場合は、投資者は自身の選好に応じて投資するコースを選択することができます。販売会社によってはコース間でスイッチングが可能です。

1 投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
ファンドの購入価額は、個々の投資者によって異なりますので、投資期間全体での損益は、個々の投資者によって異なります。

分配金の一部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合

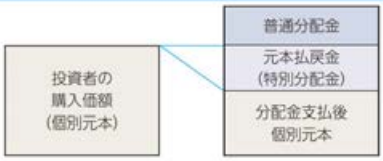

分配金の全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合

- 「個別元本」とは、追加型投資信託の収益分配金や解約（償還）時の収益に対する課税計算をする際に用いる個々の投資者のファンドの購入価額のことを指します。
- 「普通分配金」とは、個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
- 「元本払戻金（特別分配金）」とは、個別元本を下回る部分からの分配金です。実質的に元本の払戻しに相当するため、非課税扱いとなります。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

※普通分配金に対する課税については、後記「4　手数料等及び税金　(5)課税上の取扱い」をご参照ください。

2 分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

3 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。
投資信託は、当期の収益の他に、ファンドの設定から当期以前の期間に発生して分配されなかった過去の収益の繰越分等からも分配することができます。

前期決算から基準価額が上昇
当期計算期間の収益がプラスの場合

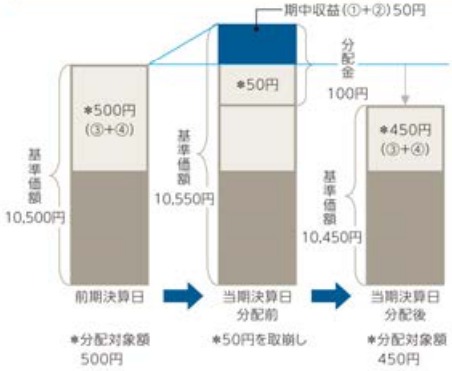

前期決算から基準価額が下落
当期計算期間の収益がマイナスの場合

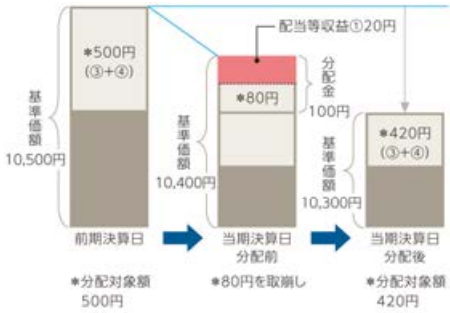

※分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

② 利益の処理方式

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(a) 利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、投資信託財産保管費用、借入金の利息および融資枠の設定に要する費用、信託事務の諸費用等（投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、立替金利息等を含みます。）、信託報酬（以下、総称して「支出金」といいます。）を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、支出金を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

(c) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

※ 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して５営業日までにお支払いを開始するものとします。「累積投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

① ファンドの投資信託約款に基づく投資制限

(a) 投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行ないません。

(b) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。（当該外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行なうことができます。）

(c) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(d) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10％以内とします。

(e) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(f) 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(g) 借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、当該資金借入額は、借入指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10％を超えないものとします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

② 投資信託法および関係法令に基づく投資制限

(a) 同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第９条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

(b) デリバティブ取引に関する投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。）を行なうこと、または継続することを内容とした運用を行なうことを受託会社に指図してはなりません。

(c) 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号の２）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行なうことを受託会社に指図してはなりません。

（参考情報）

フィデリティ・日本株式・マザーファンドの概要

１．基本方針

この投資信託は、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的に積極的な運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

わが国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式に投資する投資信託証券を主要な投資対象とします。投資信託証券には、投資信託および外国投資信託の受益証券、投資法人の投資証券ならびに外国投資法人の外国投資証券が含まれます。

(2) 投資態度

① 主として、わが国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要な投資対象とする投資信託証券に投資を行ないます。

② 投資信託証券の組入れは原則として高位を維持します。

③ 投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券（以下「ファンド・ユニバース」といいます。）の中から、定性、定量評価等を考慮して選定した投資信託証券に分散投資することを基本とします。

④ 組入れた投資信託証券は、定期的にモニターを行ない、この信託全体のリスク分散などを考慮して、組入比率の調整を行ないます。また、組入れた投資信託証券の入替えを行なう場合もあります。

⑤ ファンド・ユニバースは定性、定量評価等に基づき適宜見直しを行ないます。見直しに伴い、ファンド・ユニバースとして選定されていた投資信託証券がファンド・ユニバースから除外されたり、新たに追加指定される場合があります。

⑥ 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

⑦ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行ないません。

② 株式への直接投資は行ないません。

③ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10％以内とします。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（参考情報）

フィデリティ・海外株式・マザーファンドの概要

１．基本方針

この投資信託は、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的に積極的な運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

海外の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。以下同じ。）されている株式に投資する投資信託証券を主要な投資対象とします。投資信託証券には、投資信託および外国投資信託の受益証券、投資法人の投資証券ならびに外国投資法人の外国投資証券が含まれます。

(2) 投資態度

① 主として、海外の取引所に上場されている株式を直接または実質的な主要投資対象とする投資信託証券に投資を行ないます。

② 投資信託証券の組入れは原則として高位を維持します。

③　投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券（以下「投資対象ユニバース」といいます。）の中から、定性、定量評価等を考慮して選定した投資信託証券に分散投資することを基本とします。
④　組入れた投資信託証券は、定期的にモニターを行ない、この信託全体のリスク分散などを考慮して、組入れ比率の調整を行ないます。また、組入れた投資信託証券の入替えを行なう場合もあります。
⑤　投資対象ユニバースは定性、定量評価等に基づき適宜見直しを行ないます。見直しに伴い、投資対象ユニバースとして選定されていた投資信託証券が投資対象ユニバースから除外されたり、新たに追加指定される場合があります。
⑥　組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
⑦　資金動向、市場動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 投資制限

①　投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
②　株式への直接投資は行ないません。
③　外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
④　同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10％以内とします。
⑤　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（参考情報）

フィデリティ・国内債券・マザーファンドの概要

１．基本方針

この投資信託は、投資信託証券への投資を通じて、実質的に主として日本の公社債（国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債等）に投資を行ない、利息等収入の確保を図るとともに、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

主としてわが国の公社債（国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債等）に投資する投資信託証券を主要な投資対象とします。投資信託証券には、投資信託および外国投資信託の受益証券、投資法人の投資証券ならびに外国投資法人の外国投資証券が含まれます。

(2) 投資態度

①　投資信託証券への投資を通じて、実質的に主としてわが国の公社債（国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債等）に投資を行ないます。（ただし、海外の公社債等に一部投資を行なう投資信託証券を組入れる場合があります。）
②　投資信託証券の組入れは原則として高位を維持します。
③　FILリミテッドおよびフィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー・エルエルシーならびにそれらの関連会社の運用する投資信託証券（国内投資信託証券、外国籍投資信託証券を含みます。以下同じ。）に投資を行ないます。

④　投資信託証券への投資に際しては、別に定める投資信託証券（以下「ファンド・ユニバース」といいます。）の中から、主として投資目的等を考慮して選定したファンドに投資します。

⑤　ファンド・ユニバースは、FILリミテッドおよびフィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー・エルエルシーならびにそれらの関連会社の運用する投資信託証券の中から、当該投資信託証券の投資目的を勘案して適宜見直しを行ないます。

⑥　組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

⑦　資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 投資制限

①　投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②　投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行ないません。

③　外貨建資産への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30％以内とします。（当該外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。）

④　同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10％以内とします。

⑤　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（参考情報）

フィデリティ・ワールド債券・マザーファンドの概要

１．基本方針

この投資信託は、主として投資信託証券への投資を通じて、実質的に主として世界（日本を含みます。）の各種債券に投資を行ない、配当等収入を確保するとともに、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的に運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

世界（日本を含みます。）の各種債券に投資する投資信託証券を主要な投資対象とします。投資信託証券には、国内投資信託証券、外国籍投資信託証券を含みます。

(2) 投資態度

①　主として、世界（日本を含みます。）の各種債券（主として国債、政府機関債、投資適格社債、ハイ・イールド債、エマージング債等）を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行ないます。

②　投資信託証券への投資は、原則として高位を維持します。

③　主としてFILリミテッドおよびフィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー・エルエルシーならびにそれらの関連会社の運用する投資信託証券（国内投資信託証券、外国籍投資信託証券を含みます。）に投資を行ないます。

④　組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。

⑤　資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 投資制限

①　投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②　投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行ないません。

③　外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

④　同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10％以内とします。

⑤　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（参考情報）

フィデリティ・グローバル・リート・マザーファンドの概要

１．基本方針

この投資信託は、配当等収益の確保と投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（リート）（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）を主要な投資対象とします。

(2) 投資態度

①　日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（リート）（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）を主要な投資対象とし、配当等収益の確保と、投資信託財産の成長を図ることを目的に運用を行ないます。

②　リートへの投資は、原則として高位を維持します。

③　外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

④　資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 投資制限

①　リートへの投資割合には制限を設けません。

②　外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③　株式への直接投資は行ないません。

④　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10％、合計で20％を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

３【投資リスク】

(1) 投資リスク

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

ファンドが有する主なリスク等（ファンドが主に投資を行なう指定投資信託証券が有するリスク等を含みます。）は以下の通りです。

■主な変動要因

＜価格変動リスク＞

基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。

＜信用リスク＞

有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、債務が履行されない場合があります。なお、ハイ・イールド債およびエマージング・マーケット債に投資を行なう場合には、上位に格付された債券に比べて前述のリスクが高くなります。

＜金利変動リスク＞

公社債等は、金利の変動を受けて価格が変動します。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、金利が低下した場合には債券価格は上昇します。

＜為替変動リスク＞

外貨建の有価証券等に投資を行なう場合は、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。

＜デリバティブ（派生商品）に関するリスク＞

ファンドは、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ（派生商品）を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。デリバティブの利用はヘッジ目的に限定されず、運用の効率を高めたり、超過収益を得るための手段として用いられる場合もあります。デリバティブは基礎となる資産、利率、指数等の変動以上に値動きする場合があります。また、デリバティブ以外の資産の価格の動きに加えて、デリバティブの価格の動きがファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。

＜リートに関わるリスク＞

リートへの投資においては、保有不動産の評価額、リートに関する規制（法律、税制、会計等）、不動産市況（空室率の変動等）等、リート固有の価格変動要因の影響を受けます。

＜エマージング市場に関わるリスク＞

エマージング市場（新興諸国市場）への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

■その他の留意点
＜クーリング・オフ＞
　ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
＜ベンチマークに関する留意点＞
　ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークとの連動を目指すものではありません。また、投資対象国または地域の市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。
＜解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動の可能性＞
　解約資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって基準価額が大きく変動する可能性があります。

　上記の他、「１年決算型」には下記の留意点もあります。
＜分配金に関する留意点＞
　分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。
　分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。
　投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
　ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) 投資リスクの管理体制
　投資リスク管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行なう方法と、運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門が行なう方法を併用し検証しています。
- 運用部門では、部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。ポートフォリオ・マネージャーは銘柄選定、業種別配分、投資タイミングの決定等についての権限を保有していますが、この「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」では、各ポートフォリオ・マネージャーのポートフォリオ構築状況がレビューされます。この情報共有によって、ポートフォリオ・マネージャーが個人で判断することに起因するリスクが管理される仕組みとなっています。
- 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜関係部門にフィードバックしています。

　また、ファンドの運用管理にあたっては、インベストメント・リスク・オーバーサイト・コミッティを設置しています。
　インベストメント・リスク・オーバーサイト・コミッティは、商品開発部門、パフォーマンス分析部門、運用に関するコンプライアンス部門のメンバー等から構成されており、日本株式以外を主たる投資対象とするファンドや外部運用委託を行なっているファンド等の運用が、その投資目的や運用方針に準拠しているかを検証しています。同コミッティは、原則として月次で開催され、必要に応じて適宜開催されます。

※投資リスクの管理体制は変更となる場合がありますが、ファンドの基本的なリスクの管理体制が変更されるものではありません。

(3) 販売会社に係る留意点

販売会社から委託会社に対してお申込み金額の払込みが現実になされるまでは、ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

収益分配金・一部解約金・償還金の支払は全て販売会社を通じて行なわれます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払についての責任を負いません。

委託会社は、販売会社（販売会社が選任する取次会社を含みます。）とは別法人であり、委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社は販売（お申込み金額の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

以下は、ファンドのリスクを定量的に把握・比較できるように、参考情報として掲載しています。

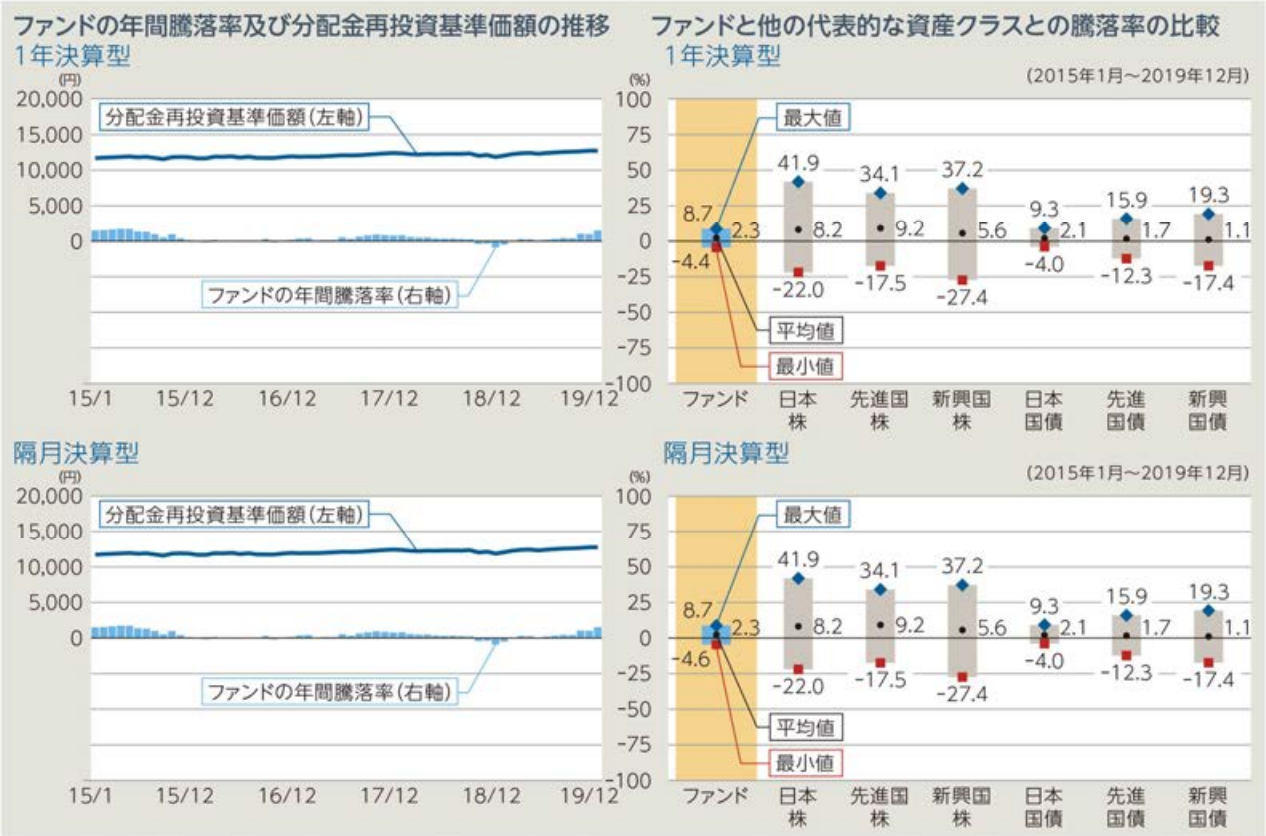

※「ファンドの年間騰落率」は、ファンドの2015年1月～2019年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。
※「ファンドの年間騰落率」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、当騰落率は目盛最大値に比べ値が小さいためにグラフが見えない場合があります。
※「分配金再投資基準価額」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。
※2015年1月～2019年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
※ファンドは税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

代表的な資産クラスの指数

日本株 TOPIX(配当込)	東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所(㈱東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)の商標に関するすべての権利は㈱東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、㈱東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、㈱東京証券取引所は、本商品の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
先進国株 MSCI コクサイ・インデックス (税引前配当金込/円ベース)	MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、日本を除く先進国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
新興国株 MSCI エマージング・ マーケット・インデックス (税引前配当金込/円ベース)	MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、エマージング諸国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
日本国債 NOMURA-BPI 国債	NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI 国債の知的財産権およびその他一切の権利は野村證券に帰属します。なお、野村證券株式会社はNOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて運用される当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・ ダイバーシファイド (円ベース)	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー.が算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。当指数の著作権はジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニーに帰属しております。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、指数提供元にて円換算しております。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料率は3.30％*（税抜 3.00％）を超えないものとします。なお、申込手数料率の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：https://www.fidelity.co.jp/）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120－00－8051（受付時間：営業日の午前９時～午後５時））または販売会社までお問い合わせください。

申込手数料は、商品及び関連する投資環境の説明・情報提供、事務手続き等の対価として、申込時に販売会社にお支払いいただきます。

＊　上記手数料率には、申込手数料に係る消費税等相当額が含まれております。

※　税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。

申込手数料は、お申込み口数、お申込み金額またはお申込み金総額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

※「お申込み金額」とは、取得申込受付日の翌営業日の基準価額にお申込み口数を乗じて得た金額をいいます。

※「お申込み金総額」とは、「お申込み金額」に申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額を加算した、取得申込者の支払金総額をいいます。

ただし、「累積投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの販売価格は取得申込受付日（各計算期間終了日）の基準価額とし、申込手数料は無手数料とします。

販売会社によっては、スイッチングによるファンドの取得申込みが可能です。スイッチングの取扱い内容等は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。スイッチングに伴う換金にあたっては、通常の換金と同様に税金がかかります。

また、販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

※スイッチングおよび償還乗換え優遇措置等の取扱い内容等について、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（２）【換金（解約）手数料】

一部解約にあたって手数料はかかりません、従って、一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

（３）【信託報酬等】

①　信託報酬（消費税等相当額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年0.5225％（税抜 0.475％）の率を乗じて得た額とします。

②　上記①の信託報酬は、１年決算型は毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期間末または信託終了のときに、隔月決算型は毎計算期間末または信託終了日に、投資信託財産中から支弁するものとし、委託会社、販売会社および受託会社との間の配分は以下の通り定めます。

（年率／税抜）

委託会社	販売会社	受託会社	合計
0.085%	0.35%	0.04%	0.475%

＜信託報酬等を対価とする役務の内容＞

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

③　委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行なうファンドの募集・販売の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

なお、投資対象ファンドにおいて、年率0.45%±0.20%（税込）程度の運用報酬等が別途課されるため、合計で年率0.97%±0.20%（税込）程度の信託報酬等を実質的に支弁する予定です。ただし、この実質的な信託報酬等は、2020年２月７日現在の投資対象ファンドに基づくものです。この値は、あくまでも目安であり、投資対象ファンドの変更や組入状況等により変動します。

※　税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。

（４）【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

①　ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用

②　外貨建資産の保管費用

③　借入金の利息、融資枠の設定に要する費用

④　投資信託財産に関する租税

⑤　信託事務の処理に要する諸費用

⑥　受託会社の立替えた立替金の利息

⑦　その他、以下の諸費用

１．投資信託振替制度に係る手数料および費用

２．有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用

３．目論見書の作成、印刷および交付に係る費用

４．投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用

５．運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）

６．ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

７．ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、上記⑦の諸費用の支払をファンドのために行ない、その金額を合理的に見積った結果、投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10％（税込）を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記⑦の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、１年決算型においては毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期間末または信託終了のときに、隔月決算型においては毎年５月および11月に到来する計算期（以下「特定期間」といいます。）末または信託終了のときに、投資信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

なお、上記①～⑥の費用については、ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※　上記（１）～（４）に係る手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

①　個別元本方式について

１．個別元本について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「累積投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については下記「３．収益分配金の課税について」をご参照ください。）

２．一部解約時および償還時の課税について

＜個人の受益者の場合＞

一部解約時および償還時の解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象となります。

＜法人の受益者の場合＞

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

３．収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、（ⅰ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ⅱ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

② 個人、法人別の課税の取扱いについて

課税上は株式投資信託として取扱われます。

１．個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金について、20.315％（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315％および地方税５％）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行なうことにより総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

一部解約時および償還時については、解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象（譲渡所得）となり、20.315％（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315％および地方税５％）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を選択した場合は申告不要となります。

確定申告等により、一部解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等（申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算が可能です。また、一部解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得等（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「ＮＩＳＡ（ニーサ）」、「ジュニアＮＩＳＡ」の適用対象です。これらの制度をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

２．法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315％（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315％）の税率により源泉徴収されます。（地方税の源泉徴収はありません。）収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

※　外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※　上記「（５）課税上の取扱い」の記載は、2019年12月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。
※　上記「（５）課税上の取扱い」の記載は、法的助言または税務上の助言をなすものではありません。ファンドへの投資を検討される方は、ファンドの購入、保有、換金等がもたらす税務上の意味合いにつき専門家と相談されることをお勧めします。

５【運用状況】

フィデリティ・退職設計・ファンド（１年決算型）

（１）【投資状況】

（2019年12月30日現在）

資産の種類	国・地域	時価合計 （円）	投資比率 （%）
親投資信託受益証券	日本	430,374,401	99.88
預金・その他の資産（負債控除後）	―	502,096	0.12
合計（純資産総額）		430,876,497	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）マザーファンドの投資状況

フィデリティ・日本株式・マザーファンド

（2019年12月30日現在）

資産の種類	国・地域	時価合計 （円）	投資比率 （%）
投資証券	ルクセンブルグ	799,627,252	99.71
預金・その他の資産（負債控除後）	―	2,297,495	0.29
合計（純資産総額）		801,924,747	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

フィデリティ・海外株式・マザーファンド

（2019年12月30日現在）

資産の種類	国・地域	時価合計 （円）	投資比率 （%）
投資証券	ルクセンブルグ	2,507,925,486	97.80
預金・その他の資産（負債控除後）	―	56,340,551	2.20
合計（純資産総額）		2,564,266,037	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

フィデリティ・国内債券・マザーファンド

（2019年12月30日現在）

資産の種類	国・地域	時価合計 （円）	投資比率 （%）
投資信託受益証券	日本	1,435,903,419	98.67
投資証券	ルクセンブルグ	759,865	0.05
預金・その他の資産（負債控除後）	－	18,573,733	1.28
合計（純資産総額）		1,455,237,017	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド

（2019年12月30日現在）

資産の種類	国・地域	時価合計 （円）	投資比率 （%）
投資信託受益証券	日本	1,102,797,844	4.90
	小計	1,102,797,844	4.90
投資証券	ルクセンブルグ	19,275,421,066	85.64
	イギリス	1,776,213,271	7.89
	小計	21,051,634,337	93.53
預金・その他の資産（負債控除後）	－	352,600,882	1.57
合計（純資産総額）		22,507,033,063	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他資産の投資状況

（2019年12月30日現在）

資産の種類	国・地域	時価合計 （円）	投資比率 （%）
為替予約取引（買建）	日本	22,883,748	0.10
為替予約取引（売建）	日本	144,803,617	△0.64

（注）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

フィデリティ・グローバル・リート・マザーファンド

（2019年12月30日現在）

資産の種類	国・地域	時価合計 （円）	投資比率 （%）
投資証券	アメリカ	4,465,693,697	75.74
	スペイン	478,255,191	8.11
	シンガポール	292,222,425	4.96
	フランス	262,253,914	4.45
	イギリス	225,508,377	3.82
	香港	140,241,318	2.38
	小計	5,864,174,922	99.46
預金・その他の資産（負債控除後）	－	31,740,327	0.54
合計（純資産総額）		5,895,915,249	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他資産の投資状況

（2019年12月30日現在）

資産の種類	国・地域	時価合計 （円）	投資比率 （%）
為替予約取引（売建）	日本	701,120	△0.01

（注）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（2019年12月30日現在）

順位	種　類	銘柄名	国・地域	数量（口数）	帳簿価額単価（円）	帳簿価額金額（円）	評価額単価（円）	評価額金額（円）	投資比率（%）
1	親投資信託受益証券	フィデリティ・国内債券・マザーファンド	日本	229,979,042	1.2312	283,150,201	1.2298	282,828,225	65.64
2	親投資信託受益証券	フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド	日本	28,991,950	1.6865	48,894,926	1.7211	49,898,045	11.58
3	親投資信託受益証券	フィデリティ・日本株式・マザーファンド	日本	32,564,710	1.4631	47,645,430	1.5202	49,504,872	11.49
4	親投資信託受益証券	フィデリティ・海外株式・マザーファンド	日本	11,125,158	2.0723	23,054,668	2.1922	24,388,571	5.66
5	親投資信託受益証券	フィデリティ・グローバル・リート・マザーファンド	日本	13,506,191	1.7273	23,329,244	1.7588	23,754,688	5.51

種類別投資比率

（2019年12月30日現在）

種　類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.88

（参考）マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

フィデリティ・日本株式・マザーファンド

（2019年12月30日現在）

順位	銘柄名	通　貨 地　域	種　類	数　量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 時価金額(円)	投資比率(%)
1	FF-JAPAN FUND A-JPY	日本・円 ルクセンブルグ	投資証券	2,881,741.31	205.40 591,909,671	221.90 639,458,396	79.74
2	FF-JAPAN AGGRESSIVE FUND A-JPY	日本・円 ルクセンブルグ	投資証券	80,689.60	1,800.00 145,241,280	1,985.00 160,168,856	19.97

フィデリティ・海外株式・マザーファンド

（2019年12月30日現在）

順位	銘柄名	通　貨 地　域	種　類	数　量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 時価金額(円)	投資比率(%)
1	FF-AMERICAN GROWTH FUND A	アメリカ・ドル ルクセンブルグ	投資証券	264,225.39	6,313.94 1,668,303,998	6,821.21 1,802,335,709	70.29
2	FF-EUROPEAN DYNAMIC GROWTH FUND A	ユーロ ルクセンブルグ	投資証券	55,600.51	8,157.48 453,560,481	8,871.90 493,281,941	19.24
3	FF-EURO SMALLER COS FD (class1) A	ユーロ ルクセンブルグ	投資証券	15,743.25	6,661.27 104,870,108	7,311.96 115,114,041	4.49
4	FF-ASIA PACIFIC OPPORTUNITIES A-ACC-EURO	ユーロ ルクセンブルグ	投資証券	22,768.96	2,786.55 63,447,064	2,923.80 66,571,984	2.60
5	FF-ASIAN SPEC SITS FUND A	アメリカ・ドル ルクセンブルグ	投資証券	5,069.80	5,578.79 28,283,375	6,040.04 30,621,808	1.19

フィデリティ・国内債券・マザーファンド

（2019年12月30日現在）

順位	銘柄名	通　貨 地　域	種　類	数　量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 時価金額(円)	投資比率(%)
1	フィデリティ・日本債券・ファンドII（適格機関投資家専用）	日本・円 日本	投資信託受益証券	1,385,739,644.00	1.0450 1,448,236,501	1.0362 1,435,903,419	98.67
2	FF-US DOLLAR CASH A ACC USD	アメリカ・ドル ルクセンブルグ	投資証券	612.47	1,237.80 758,120	1,240.66 759,865	0.05

フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド

（2019年12月30日現在）

順位	銘柄名	通貨 地域	種類	数量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 時価金額(円)	投資比率(%)
1	FF-EURO BOND FUND A-MDIST-EURO	ユーロ ルクセンブルグ	投資証券	5,468,809.35	1,466.80 8,021,670,337	1,464.35 8,008,267,377	35.58
2	FF-US DOLLAR BOND FUND A-MDIST-USD	アメリカ・ドル ルクセンブルグ	投資証券	5,955,305.23	1,325.67 7,894,805,215	1,337.73 7,966,576,171	35.40
3	FF-EMERGING MKT DEBT FD (class6) A-MIDST-USD	アメリカ・ドル ルクセンブルグ	投資証券	1,709,778.45	1,254.46 2,144,852,093	1,281.85 2,191,682,925	9.74
4	FID INST UK AGGREGT BD FD ACC	イギリス・ポンド イギリス	投資証券	5,403,543.52	325.26 1,757,606,061	328.71 1,776,213,271	7.89
5	FF-EURO HIGH YIELD A-MDIST-EURO	ユーロ ルクセンブルグ	投資証券	784,843.53	1,393.27 1,093,506,635	1,412.89 1,108,894,592	4.93
6	フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・ファンド（適格機関投資家専用）	日本・円 日本	投資信託受益証券	1,458,341,503.00	0.7437 1,084,714,409	0.7562 1,102,797,844	4.90

フィデリティ・グローバル・リート・マザーファンド

（2019年12月30日現在）

順位	銘柄名	通貨 地域	種類	数量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 時価金額(円)	投資比率(%)
1	PROLOGIS INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	55,732	9,539.38 531,649,238	9,714.69 541,418,835	9.18
2	DIGITAL REALTY TRUST INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	30,132	12,771.40 384,828,102	12,947.80 390,143,133	6.62
3	HEALTHPEAK PPTYS INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	96,861	3,691.07 357,521,351	3,723.94 360,704,978	6.12
4	AMERICAN CAMPUS COMMUNITIES	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	60,830	5,161.37 313,966,234	5,105.50 310,567,321	5.27
5	AMERICAN HOMES 4 RENT CL A	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	106,872	2,816.78 301,035,724	2,850.75 304,665,482	5.17
6	VEREIT INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	298,817	1,028.76 307,413,486	1,016.72 303,812,264	5.15
7	CAMDEN PROPERTY TRUST - REIT	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	24,254	12,064.74 292,618,378	11,523.52 279,491,473	4.74
8	PUBLIC STORAGE INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	11,396	23,155.50 263,880,146	23,187.28 264,242,224	4.48
9	ICADE	ユーロ フランス	投資証券	21,939	10,636.47 233,353,559	11,953.78 262,253,913	4.45
10	INVITATION HOMES INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	80,739	3,233.11 261,038,520	3,233.12 261,038,520	4.43
11	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	33,668	7,320.79 246,476,667	7,615.52 256,399,179	4.35
12	VORNADO REALTY TRUST	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	34,096	7,205.76 245,687,633	7,218.91 246,135,900	4.17
13	INMOBILIARIA COLONIAL SA	ユーロ スペイン	投資証券	169,654	1,422.68 241,364,947	1,412.89 239,701,795	4.07
14	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	ユーロ スペイン	投資証券	150,910	1,586.89 239,478,022	1,580.77 238,553,397	4.05
15	EQUITY RESIDENTIAL	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	26,895	9,200.84 247,456,828	8,868.88 238,528,581	4.05
16	CAPITALAND COMMERCIAL TRUST	シンガポール・ドル シンガポール	投資証券	1,282,900	163.76 210,089,500	160.52 205,929,311	3.49
17	PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	68,465	2,901.14 198,627,152	2,976.75 203,802,860	3.46
18	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	イギリス・ポンド イギリス	投資証券	147,624	1,121.94 165,626,380	1,234.50 182,242,110	3.09

19	CORPORATE OFFICE PROPERTIES TR	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	54,455	3,204.63 174,508,126	3,221.06 175,403,040	2.97
20	VICI PPTYS INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	51,103	2,667.71 136,328,056	2,765.29 141,314,839	2.40
21	LINK REAL ESTATE INVESTMENT TR	香港・ドル 香港	投資証券	122,000	1,197.35 146,077,554	1,149.52 140,241,318	2.38
22	SUN COMMUNITIES INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	7,995	16,850.32 134,718,372	16,341.97 130,654,046	2.22
23	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	シンガポール・ドル シンガポール	投資証券	358,393	234.29 83,968,720	240.78 86,293,113	1.46
24	WELLTOWER INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	6,468	9,080.33 58,731,592	8,869.98 57,371,015	0.97
25	HAMMERSON PLC	イギリス・ポンド イギリス	投資証券	96,434	424.89 40,974,090	448.66 43,266,266	0.73

（参考）マザーファンドの種類別投資比率

フィデリティ・日本株式・マザーファンド

（2019年12月30日現在）

種　類	国内／外国	投資比率 （%）
投資証券	外国	99.71
合計（対純資産総額比）		99.71

フィデリティ・海外株式・マザーファンド

（2019年12月30日現在）

種　類	国内／外国	投資比率 （%）
投資証券	外国	97.80
合計（対純資産総額比）		97.80

フィデリティ・国内債券・マザーファンド

（2019年12月30日現在）

種　類	国内／外国	投資比率 （%）
投資信託受益証券	国内	98.67
投資証券	外国	0.05
合計（対純資産総額比）		98.72

フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド

（2019年12月30日現在）

種　類	国内／外国	投資比率 （%）
投資信託受益証券	国内	4.90
投資証券	外国	93.53
合計（対純資産総額比）		98.43

フィデリティ・グローバル・リート・マザーファンド

（2019年12月30日現在）

種　類	国内／外国	投資比率 （%）
投資証券	外国	99.46
合計（対純資産総額比）		99.46

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）マザーファンドのその他投資資産の主要なもの

フィデリティ・日本株式・マザーファンド

該当事項はありません。

フィデリティ・海外株式・マザーファンド

該当事項はありません。

フィデリティ・国内債券・マザーファンド

該当事項はありません。

フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド

（2019年12月30日現在）

種類	名称等	買建/売建	数量	簿価金額（円）	時価金額（円）	投資比率（%）
為替予約取引	アメリカ・ドル	買建	209,003	22,715,440	22,883,748	0.10
	イギリス・ポンド	売建	159,339	22,715,440	22,854,065	△0.10
	アメリカ・ドル	売建	209,259	22,827,330	22,911,870	△0.10
	ユーロ	売建	808,272	98,270,933	99,037,682	△0.44

フィデリティ・グローバル・リート・マザーファンド

（2019年12月30日現在）

種類	名称等	買建/売建	数量	簿価金額（円）	時価金額（円）	投資比率（%）
為替予約取引	アメリカ・ドル	売建	6,404	698,553	701,120	△0.01

（注１）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価金額の比率をいいます。

（注２）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2019年12月末日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期	年月日	純資産総額 （百万円） （分配落）	純資産総額 （百万円） （分配付）	１口当たり純資産額 （円） （分配落）	１口当たり純資産額 （円） （分配付）
４期	（2010年11月10日）	2,771	2,771	0.9230	0.9230
５期	（2011年11月10日）	2,319	2,319	0.9121	0.9121
６期	（2012年11月12日）	2,095	2,095	0.9478	0.9478
７期	（2013年11月11日）	863	863	1.0687	1.0687
８期	（2014年11月10日）	677	677	1.1457	1.1457
９期	（2015年11月10日）	720	720	1.1825	1.1825
10期	（2016年11月10日）	534	534	1.1682	1.1682
11期	（2017年11月10日）	465	465	1.2358	1.2358
12期	（2018年11月12日）	437	437	1.2106	1.2106
13期	（2019年11月11日）	435	435	1.2620	1.2620
	2018年12月末日	426	－	1.1851	－
	2019年１月末日	431	－	1.2043	－
	2019年２月末日	436	－	1.2258	－
	2019年３月末日	440	－	1.2373	－
	2019年４月末日	432	－	1.2421	－
	2019年５月末日	427	－	1.2301	－
	2019年６月末日	431	－	1.2410	－
	2019年７月末日	433	－	1.2483	－
	2019年８月末日	436	－	1.2555	－
	2019年９月末日	441	－	1.2591	－
	2019年10月末日	435	－	1.2644	－
	2019年11月末日	432	－	1.2729	－
	2019年12月末日	430	－	1.2738	－

②【分配の推移】

期	１口当たりの分配金(円)
第４期	0.0000
第５期	0.0000
第６期	0.0000
第７期	0.0000
第８期	0.0000
第９期	0.0000
第10期	0.0000
第11期	0.0000
第12期	0.0000
第13期	0.0000

③【収益率の推移】

期	収益率(%)
第４期	3.7
第５期	△1.2
第６期	3.9
第７期	12.8
第８期	7.2
第９期	3.2
第10期	△1.2
第11期	5.8
第12期	△2.0
第13期	4.2

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付）から前計算期間末の基準価額（分配落）を控除した額を直前の計算期間末の基準価額（分配落）で除して得た数に100を乗じて得た数字です。なお、小数点以下２桁目を四捨五入し、小数点以下１桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

期	設定数量 （口）	解約数量 （口）	発行済数量 （口）
第４期	44,810,660	600,629,833	3,002,437,187
第５期	31,500,244	490,528,259	2,543,409,172
第６期	24,268,245	357,027,812	2,210,649,605
第７期	85,449,289	1,488,325,926	807,772,968
第８期	159,690,062	375,980,618	591,482,412
第９期	219,609,898	201,592,724	609,499,586
第10期	19,041,321	171,238,896	457,302,011
第11期	38,646,045	119,369,701	376,578,355
第12期	135,919,556	150,771,677	361,726,234
第13期	14,899,229	31,549,601	345,075,862

（注）本邦外における設定及び解約はありません。

フィデリティ・退職設計・ファンド（隔月決算型）

（１）【投資状況】

（2019年12月30日現在）

資産の種類	国・地域	時価合計 （円）	投資比率 （%）
親投資信託受益証券	日本	318,941,058	99.59
預金・その他の資産（負債控除後）	－	1,309,423	0.41
合計（純資産総額）		320,250,481	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）マザーファンドの投資状況

フィデリティ・日本株式・マザーファンド

（2019年12月30日現在）

資産の種類	国・地域	時価合計 （円）	投資比率 （%）
投資証券	ルクセンブルグ	799,627,252	99.71
預金・その他の資産（負債控除後）	－	2,297,495	0.29
合計（純資産総額）		801,924,747	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

フィデリティ・海外株式・マザーファンド

（2019年12月30日現在）

資産の種類	国・地域	時価合計 （円）	投資比率 （%）
投資証券	ルクセンブルグ	2,507,925,486	97.80
預金・その他の資産（負債控除後）	－	56,340,551	2.20
合計（純資産総額）		2,564,266,037	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

フィデリティ・国内債券・マザーファンド

（2019年12月30日現在）

資産の種類	国・地域	時価合計 （円）	投資比率 （%）
投資信託受益証券	日本	1,435,903,419	98.67
投資証券	ルクセンブルグ	759,865	0.05
預金・その他の資産（負債控除後）	－	18,573,733	1.28
合計（純資産総額）		1,455,237,017	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド

（2019年12月30日現在）

資産の種類	国・地域	時価合計 （円）	投資比率 （%）
投資信託受益証券	日本	1,102,797,844	4.90
	小計	1,102,797,844	4.90
投資証券	ルクセンブルグ	19,275,421,066	85.64
	イギリス	1,776,213,271	7.89
	小計	21,051,634,337	93.53
預金・その他の資産（負債控除後）	－	352,600,882	1.57
合計（純資産総額）		22,507,033,063	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他資産の投資状況

（2019年12月30日現在）

資産の種類	国・地域	時価合計 （円）	投資比率 （%）
為替予約取引（買建）	日本	22,883,748	0.10
為替予約取引（売建）	日本	144,803,617	△0.64

（注）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

フィデリティ・グローバル・リート・マザーファンド

（2019年12月30日現在）

資産の種類	国・地域	時価合計 （円）	投資比率 （%）
投資証券	アメリカ	4,465,693,697	75.74
	スペイン	478,255,191	8.11
	シンガポール	292,222,425	4.96
	フランス	262,253,914	4.45
	イギリス	225,508,377	3.82
	香港	140,241,318	2.38
	小計	5,864,174,922	99.46
預金・その他の資産（負債控除後）	－	31,740,327	0.54
合計（純資産総額）		5,895,915,249	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他資産の投資状況

（2019年12月30日現在）

資産の種類	国・地域	時価合計 （円）	投資比率 （%）
為替予約取引（売建）	日本	701,120	△0.01

（注）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（2019年12月30日現在）

順位	種　類	銘柄名	国・地域	数量（口数）	帳簿価額単価（円）	帳簿価額金額（円）	評価額単価（円）	評価額金額（円）	投資比率（%）
1	親投資信託受益証券	フィデリティ・国内債券・マザーファンド	日本	168,067,889	1.2311	206,925,184	1.2298	206,689,889	64.54
2	親投資信託受益証券	フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド	日本	21,862,834	1.6864	36,871,669	1.7211	37,628,123	11.75
3	親投資信託受益証券	フィデリティ・日本株式・マザーファンド	日本	24,678,254	1.4631	36,106,757	1.5202	37,515,881	11.71
4	親投資信託受益証券	フィデリティ・海外株式・マザーファンド	日本	8,703,448	2.0723	18,036,156	2.1922	19,079,698	5.96
5	親投資信託受益証券	フィデリティ・グローバル・リート・マザーファンド	日本	10,249,868	1.7273	17,704,597	1.7588	18,027,467	5.63

種類別投資比率

（2019年12月30日現在）

種　類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.59

（参考）マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

フィデリティ・日本株式・マザーファンド

（2019年12月30日現在）

順位	銘柄名	通　貨 地　域	種　類	数　量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 時価金額(円)	投資比率(%)
1	FF-JAPAN FUND A-JPY	日本・円 ルクセンブルグ	投資証券	2,881,741.31	205.40 591,909,671	221.90 639,458,396	79.74
2	FF-JAPAN AGGRESSIVE FUND A-JPY	日本・円 ルクセンブルグ	投資証券	80,689.60	1,800.00 145,241,280	1,985.00 160,168,856	19.97

フィデリティ・海外株式・マザーファンド

（2019年12月30日現在）

順位	銘柄名	通　貨 地　域	種　類	数　量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 時価金額(円)	投資比率(%)
1	FF-AMERICAN GROWTH FUND A	アメリカ・ドル ルクセンブルグ	投資証券	264,225.39	6,313.94 1,668,303,998	6,821.21 1,802,335,709	70.29
2	FF-EUROPEAN DYNAMIC GROWTH FUND A	ユーロ ルクセンブルグ	投資証券	55,600.51	8,157.48 453,560,481	8,871.90 493,281,941	19.24
3	FF-EURO SMALLER COS FD (class1) A	ユーロ ルクセンブルグ	投資証券	15,743.25	6,661.27 104,870,108	7,311.96 115,114,041	4.49
4	FF-ASIA PACIFIC OPPORTUNITIES A-ACC-EURO	ユーロ ルクセンブルグ	投資証券	22,768.96	2,786.55 63,447,064	2,923.80 66,571,984	2.60
5	FF-ASIAN SPEC SITS FUND A	アメリカ・ドル ルクセンブルグ	投資証券	5,069.80	5,578.79 28,283,375	6,040.04 30,621,808	1.19

フィデリティ・国内債券・マザーファンド

（2019年12月30日現在）

順位	銘柄名	通　貨 地　域	種　類	数　量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 時価金額(円)	投資比率(%)
1	フィデリティ・日本債券・ファンドII（適格機関投資家専用）	日本・円 日本	投資信託受益証券	1,385,739,644.00	1.0450 1,448,236,501	1.0362 1,435,903,419	98.67
2	FF-US DOLLAR CASH A ACC USD	アメリカ・ドル ルクセンブルグ	投資証券	612.47	1,237.80 758,120	1,240.66 759,865	0.05

フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド

（2019年12月30日現在）

順位	銘柄名	通貨 地域	種類	数量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 時価金額(円)	投資比率(%)
1	FF-EURO BOND FUND A-MDIST-EURO	ユーロ ルクセンブルグ	投資証券	5,468,809.35	1,466.80 8,021,670,337	1,464.35 8,008,267,377	35.58
2	FF-US DOLLAR BOND FUND A-MDIST-USD	アメリカ・ドル ルクセンブルグ	投資証券	5,955,305.23	1,325.67 7,894,805,215	1,337.73 7,966,576,171	35.40
3	FF-EMERGING MKT DEBT FD (class6) A-MIDST-USD	アメリカ・ドル ルクセンブルグ	投資証券	1,709,778.45	1,254.46 2,144,852,093	1,281.85 2,191,682,925	9.74
4	FID INST UK AGGREGT BD FD ACC	イギリス・ポンド イギリス	投資証券	5,403,543.52	325.26 1,757,606,061	328.71 1,776,213,271	7.89
5	FF-EURO HIGH YIELD A-MDIST-EURO	ユーロ ルクセンブルグ	投資証券	784,843.53	1,393.27 1,093,506,635	1,412.89 1,108,894,592	4.93
6	フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・ファンド（適格機関投資家専用）	日本・円 日本	投資信託受益証券	1,458,341,503.00	0.7437 1,084,714,409	0.7562 1,102,797,844	4.90

フィデリティ・グローバル・リート・マザーファンド

（2019年12月30日現在）

順位	銘柄名	通貨 地域	種類	数量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 時価金額(円)	投資比率(%)
1	PROLOGIS INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	55,732	9,539.38 531,649,238	9,714.69 541,418,835	9.18
2	DIGITAL REALTY TRUST INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	30,132	12,771.40 384,828,102	12,947.80 390,143,133	6.62
3	HEALTHPEAK PPTYS INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	96,861	3,691.07 357,521,351	3,723.94 360,704,978	6.12
4	AMERICAN CAMPUS COMMUNITIES	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	60,830	5,161.37 313,966,234	5,105.50 310,567,321	5.27
5	AMERICAN HOMES 4 RENT CL A	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	106,872	2,816.78 301,035,724	2,850.75 304,665,482	5.17
6	VEREIT INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	298,817	1,028.76 307,413,486	1,016.72 303,812,264	5.15
7	CAMDEN PROPERTY TRUST - REIT	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	24,254	12,064.74 292,618,378	11,523.52 279,491,473	4.74
8	PUBLIC STORAGE INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	11,396	23,155.50 263,880,146	23,187.28 264,242,224	4.48
9	ICADE	ユーロ フランス	投資証券	21,939	10,636.47 233,353,559	11,953.78 262,253,913	4.45
10	INVITATION HOMES INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	80,739	3,233.11 261,038,520	3,233.12 261,038,520	4.43
11	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	33,668	7,320.79 246,476,667	7,615.52 256,399,179	4.35
12	VORNADO REALTY TRUST	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	34,096	7,205.76 245,687,633	7,218.91 246,135,900	4.17
13	INMOBILIARIA COLONIAL SA	ユーロ スペイン	投資証券	169,654	1,422.68 241,364,947	1,412.89 239,701,795	4.07
14	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	ユーロ スペイン	投資証券	150,910	1,586.89 239,478,022	1,580.77 238,553,397	4.05
15	EQUITY RESIDENTIAL	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	26,895	9,200.84 247,456,828	8,868.88 238,528,581	4.05
16	CAPITALAND COMMERCIAL TRUST	シンガポール・ドル シンガポール	投資証券	1,282,900	163.76 210,089,500	160.52 205,929,311	3.49
17	PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	68,465	2,901.14 198,627,152	2,976.75 203,802,860	3.46
18	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	イギリス・ポンド イギリス	投資証券	147,624	1,121.94 165,626,380	1,234.50 182,242,110	3.09

19	CORPORATE OFFICE PROPERTIES TR	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	54,455	3,204.63 174,508,126	3,221.06 175,403,040	2.97
20	VICI PPTYS INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	51,103	2,667.71 136,328,056	2,765.29 141,314,839	2.40
21	LINK REAL ESTATE INVESTMENT TR	香港・ドル 香港	投資証券	122,000	1,197.35 146,077,554	1,149.52 140,241,318	2.38
22	SUN COMMUNITIES INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	7,995	16,850.32 134,718,372	16,341.97 130,654,046	2.22
23	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	シンガポール・ドル シンガポール	投資証券	358,393	234.29 83,968,720	240.78 86,293,113	1.46
24	WELLTOWER INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	6,468	9,080.33 58,731,592	8,869.98 57,371,015	0.97
25	HAMMERSON PLC	イギリス・ポンド イギリス	投資証券	96,434	424.89 40,974,090	448.66 43,266,266	0.73

（参考）マザーファンドの種類別投資比率

フィデリティ・日本株式・マザーファンド

（2019年12月30日現在）

種　類	国内／外国	投資比率 （%）
投資証券	外国	99.71
合計（対純資産総額比）		99.71

フィデリティ・海外株式・マザーファンド

（2019年12月30日現在）

種　類	国内／外国	投資比率 （%）
投資証券	外国	97.80
合計（対純資産総額比）		97.80

フィデリティ・国内債券・マザーファンド

（2019年12月30日現在）

種　類	国内／外国	投資比率 （%）
投資信託受益証券	国内	98.67
投資証券	外国	0.05
合計（対純資産総額比）		98.72

フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド

（2019年12月30日現在）

種　類	国内／外国	投資比率 （%）
投資信託受益証券	国内	4.90
投資証券	外国	93.53
合計（対純資産総額比）		98.43

フィデリティ・グローバル・リート・マザーファンド

（2019年12月30日現在）

種　類	国内／外国	投資比率 （%）
投資証券	外国	99.46
合計（対純資産総額比）		99.46

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）マザーファンドのその他投資資産の主要なもの

フィデリティ・日本株式・マザーファンド

該当事項はありません。

フィデリティ・海外株式・マザーファンド

該当事項はありません。

フィデリティ・国内債券・マザーファンド

該当事項はありません。

フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド

（2019年12月30日現在）

種類	名称等	買建/売建	数量	簿価金額（円）	時価金額（円）	投資比率（%）
為替予約取引	アメリカ・ドル	買建	209,003	22,715,440	22,883,748	0.10
	イギリス・ポンド	売建	159,339	22,715,440	22,854,065	△0.10
	アメリカ・ドル	売建	209,259	22,827,330	22,911,870	△0.10
	ユーロ	売建	808,272	98,270,933	99,037,682	△0.44

フィデリティ・グローバル・リート・マザーファンド

（2019年12月30日現在）

種類	名称等	買建/売建	数量	簿価金額（円）	時価金額（円）	投資比率（%）
為替予約取引	アメリカ・ドル	売建	6,404	698,553	701,120	△0.01

（注１）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価金額の比率をいいます。

（注２）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2019年12月末日および同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

年月日	純資産総額 （百万円） （分配落）	純資産総額 （百万円） （分配付）	１口当たり純資産額 （円） （分配落）	１口当たり純資産額 （円） （分配付）
2010年５月10日 （第７特定期間）	1,330	1,333	0.8954	0.8969
2010年11月10日 （第８特定期間）	1,170	1,172	0.8923	0.8938
2011年５月10日 （第９特定期間）	1,043	1,045	0.8970	0.8985
2011年11月10日 （第10特定期間）	765	766	0.8742	0.8757
2012年５月10日 （第11特定期間）	721	722	0.8947	0.8962
2012年11月12日 （第12特定期間）	680	681	0.9001	0.9016
2013年５月10日 （第13特定期間）	679	681	1.0127	1.0142
2013年11月11日 （第14特定期間）	646	647	1.0049	1.0064
2014年５月12日 （第15特定期間）	544	545	1.0225	1.0240
2014年11月10日 （第16特定期間）	541	542	1.0678	1.0693
2015年５月11日 （第17特定期間）	516	517	1.0938	1.0953
2015年11月10日 （第18特定期間）	480	481	1.0935	1.0950
2016年５月10日 （第19特定期間）	482	482	1.0888	1.0903
2016年11月10日 （第20特定期間）	453	454	1.0703	1.0718
2017年５月10日 （第21特定期間）	446	446	1.0984	1.0999
2017年11月10日 （第22特定期間）	429	429	1.1233	1.1248
2018年５月10日 （第23特定期間）	351	352	1.1106	1.1121
2018年11月12日 （第24特定期間）	334	334	1.0895	1.0910
2019年５月10日 （第25特定期間）	317	318	1.1026	1.1041
2019年11月11日 （第26特定期間）	320	321	1.1278	1.1293
2018年12月末日	325	－	1.0668	－

2019年１月末日	319	－	1.0833	－
2019年２月末日	325	－	1.1025	－
2019年３月末日	323	－	1.1113	－
2019年４月末日	321	－	1.1154	－
2019年５月末日	318	－	1.1030	－
2019年６月末日	318	－	1.1129	－
2019年７月末日	319	－	1.1181	－
2019年８月末日	320	－	1.1244	－
2019年９月末日	320	－	1.1262	－
2019年10月末日	321	－	1.1313	－
2019年11月末日	321	－	1.1378	－
2019年12月末日	320	－	1.1388	－

②【分配の推移】

期	１口当たりの分配金(円)
第７特定期間（第17期～第19期計算期間合計）	0.0045
第８特定期間（第20期～第22期計算期間合計）	0.0045
第９特定期間（第23期～第25期計算期間合計）	0.0045
第10特定期間（第26期～第28期計算期間合計）	0.0045
第11特定期間（第29期～第31期計算期間合計）	0.0045
第12特定期間（第32期～第34期計算期間合計）	0.0045
第13特定期間（第35期～第37期計算期間合計）	0.0045
第14特定期間（第38期～第40期計算期間合計）	0.0045
第15特定期間（第41期～第43期計算期間合計）	0.0045
第16特定期間（第44期～第46期計算期間合計）	0.0045
第17特定期間（第47期～第49期計算期間合計）	0.0045
第18特定期間（第50期～第52期計算期間合計）	0.0045
第19特定期間（第53期～第55期計算期間合計）	0.0045
第20特定期間（第56期～第58期計算期間合計）	0.0045
第21特定期間（第59期～第61期計算期間合計）	0.0045
第22特定期間（第62期～第64期計算期間合計）	0.0045
第23特定期間（第65期～第67期計算期間合計）	0.0045
第24特定期間（第68期～第70期計算期間合計）	0.0045
第25特定期間（第71期～第73期計算期間合計）	0.0045
第26特定期間（第74期～第76期計算期間合計）	0.0045

③【収益率の推移】

期	収益率(%)
第７特定期間（第17期～第19期計算期間合計）	3.5
第８特定期間（第20期～第22期計算期間合計）	0.2
第９特定期間（第23期～第25期計算期間合計）	1.0
第10特定期間（第26期～第28期計算期間合計）	△2.0
第11特定期間（第29期～第31期計算期間合計）	2.9
第12特定期間（第32期～第34期計算期間合計）	1.1
第13特定期間（第35期～第37期計算期間合計）	13.0
第14特定期間（第38期～第40期計算期間合計）	△0.3
第15特定期間（第41期～第43期計算期間合計）	2.2
第16特定期間（第44期～第46期計算期間合計）	4.9
第17特定期間（第47期～第49期計算期間合計）	2.9
第18特定期間（第50期～第52期計算期間合計）	0.4
第19特定期間（第53期～第55期計算期間合計）	△0.0
第20特定期間（第56期～第58期計算期間合計）	△1.3
第21特定期間（第59期～第61期計算期間合計）	3.0
第22特定期間（第62期～第64期計算期間合計）	2.7
第23特定期間（第65期～第67期計算期間合計）	△0.7
第24特定期間（第68期～第70期計算期間合計）	△1.5
第25特定期間（第71期～第73期計算期間合計）	1.6
第26特定期間（第74期～第76期計算期間合計）	2.7

（注）収益率とは、各特定期間末の基準価額（分配付）から前特定期間末の基準価額（分配落）を控除した額を前特定期間末の基準価額（分配落）で除して得た数に100を乗じて得た数字です。なお、小数点以下２桁目を四捨五入し、小数点以下１桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

期	設定数量 （口）	解約数量 （口）	発行済数量 （口）
第７特定期間 （2009年11月11日～2010年５月10日）	17,690,334	227,526,414	1,486,491,424
第８特定期間 （2010年５月11日～2010年11月10日）	8,107,910	182,479,699	1,312,119,635
第９特定期間 （2010年11月11日～2011年５月10日）	4,391,048	153,183,488	1,163,327,195
第10特定期間 （2011年５月11日～2011年11月10日）	4,749,128	292,477,331	875,598,992
第11特定期間 （2011年11月11日～2012年５月10日）	3,760,184	72,875,027	806,484,149
第12特定期間 （2012年５月11日～2012年11月12日）	3,596,586	54,224,498	755,856,237
第13特定期間 （2012年11月13日～2013年５月10日）	19,023,719	103,404,172	671,475,784
第14特定期間 （2013年５月11日～2013年11月11日）	11,140,512	39,562,685	643,053,611
第15特定期間 （2013年11月12日～2014年５月12日）	9,895,996	120,188,121	532,761,486
第16特定期間 （2014年５月13日～2014年11月10日）	36,085,363	61,800,245	507,046,604
第17特定期間 （2014年11月11日～2015年５月11日）	20,472,835	55,172,364	472,347,075
第18特定期間 （2015年５月12日～2015年11月10日）	24,544,110	57,499,300	439,391,885
第19特定期間 （2015年11月11日～2016年５月10日）	15,533,403	11,993,282	442,932,006
第20特定期間 （2016年５月11日～2016年11月10日）	5,164,434	24,478,356	423,618,084
第21特定期間 （2016年11月11日～2017年５月10日）	20,977,950	38,307,474	406,288,560
第22特定期間 （2017年５月11日～2017年11月10日）	37,025,336	61,244,700	382,069,196
第23特定期間 （2017年11月11日～2018年５月10日）	3,930,911	69,307,643	316,692,464
第24特定期間 （2018年５月11日～2018年11月12日）	2,931,731	12,915,583	306,708,612
第25特定期間 （2018年11月13日～2019年５月10日）	1,778,953	20,248,541	288,239,024
第26特定期間 （2019年５月11日～2019年11月11日）	2,804,284	6,689,972	284,353,336

（注）本邦外における設定及び解約はありません。

＜参考情報＞

(別途記載がない限り2019年12月30日現在)

※運用実績等について別途月次等で適時開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧できます。
※下記データは過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。
※各々のグラフ、表にある比率は、それぞれの項目を四捨五入して表示しています。

基準価額・純資産の推移

※分配金再投資基準価額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの分配金を再投資した実績評価額です。ただし、購入時手数料および分配金にかかる税金は考慮していません。
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

	1年決算型	隔月決算型
基準価額	12,738円	11,388円
純資産総額	4.3億円	3.2億円

分配の推移

(1万口当たり／税引前)

1年決算型

決算期	分配金
2015年11月	0円
2016年11月	0円
2017年11月	0円
2018年11月	0円
2019年11月	0円
設定来累計	0円

隔月決算型

決算期	分配金
2019年 3 月	15円
2019年 5 月	15円
2019年 7 月	15円
2019年 9 月	15円
2019年11月	15円
直近1年間累計	90円
設定来累計	1,120円

主要な資産の状況

ファンド別組入状況

	1年決算型	隔月決算型
フィデリティ・日本株式・マザーファンド	11.5%	11.7%
フィデリティ・海外株式・マザーファンド	5.7%	6.0%
フィデリティ・国内債券・マザーファンド	65.6%	64.5%
フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド	11.6%	11.7%
フィデリティ・グローバル・リート・マザーファンド	5.5%	5.6%
現金・その他	0.1%	0.4%

国・地域別配分(2019年11月末現在)

1年決算型		隔月決算型	
日本	72.5%	日本	72.0%
アメリカ	11.6%	アメリカ	11.9%
イギリス	2.3%	イギリス	2.3%
ドイツ	1.9%	ドイツ	2.0%
オランダ	1.4%	オランダ	1.4%
その他	5.6%	その他	5.8%
現金・その他	4.7%	現金・その他	4.6%

※別途記載がない限り、主要な資産の状況は対純資産総額比率です。
※未払金等の発生により、「現金・その他」の数値がマイナスになることがあります。

ポートフォリオの状況

フィデリティ・日本株式・マザーファンド

組入投資信託の比率

フィデリティ・ファンズ－ジャパン・ファンド	79.7%
フィデリティ・ファンズ－ジャパン・アグレッシブ・ファンド	20.0%

フィデリティ・国内債券・マザーファンド

組入投資信託の比率

フィデリティ・日本債券・ファンドⅡ(適格機関投資家専用)	98.7%
フィデリティ・ファンズ－USドル・キャッシュ・ファンド	0.1%

組入債券種別配分(対投資債券比率)(2019年11月末現在)

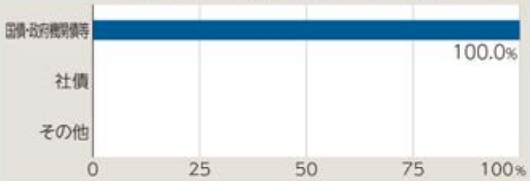

組入債券格付別配分(対投資債券比率)(2019年11月末現在)

フィデリティ・グローバル・リート・マザーファンド

組入上位銘柄

プロロジス	9.2%
デジタル・リアルティー・トラスト	6.6%
ヘルスピーク・プロパティーズ	6.1%
アメリカンキャンパス・コミュニティーズ	5.3%
アメリカン・ホームズ4レント	5.2%

組入上位5カ国・地域

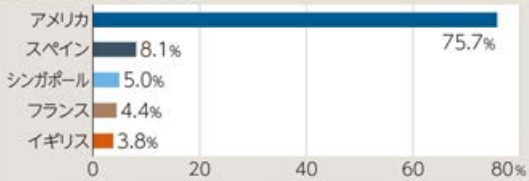

フィデリティ・海外株式・マザーファンド

組入投資信託の上位銘柄比率

フィデリティ・ファンズ－アメリカン・グロース・ファンド	70.3%
フィデリティ・ファンズ－ヨーロピアン・ダイナミック・グロース・ファンド	19.2%
フィデリティ・ファンズ－ヨーロピアン・スモーラー・カンパニーズ・ファンド	4.5%
フィデリティ・ファンズ－アジア・パシフィック・オポチュニティーズ・ファンド	2.6%
フィデリティ・ファンズ－アジアン・スペシャル・シチュエーション・ファンド	1.2%

組入上位5カ国・地域(2019年11月末現在)

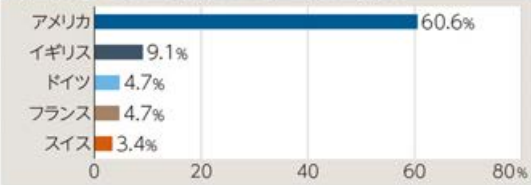

フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド

組入投資信託の上位銘柄比率

フィデリティ・ファンズ－ユーロ・ボンド・ファンド	35.6%
フィデリティ・ファンズ－USドル・ボンド・ファンド	35.4%
フィデリティ・ファンズ－エマージング・マーケット・デット・ファンド	9.7%
フィデリティ・インスティテューショナル・UK・アグリゲート・ボンド・ファンド	7.9%
フィデリティ・ファンズ－ヨーロピアン・ハイ・イールド・ファンド	4.9%

組入上位5カ国・地域(2019年11月末現在)

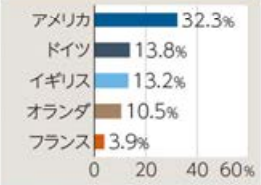

組入債券格付別配分(2019年11月末現在)

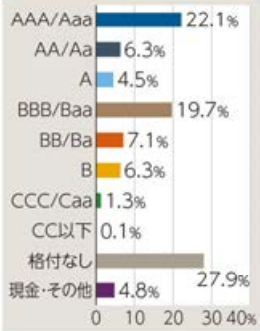

組入債券種別配分(2019年11月末現在)

※銘柄はご参考のため、英文表記の一部をカタカナで表記しております。実際の発行体名と異なる場合があります。
※別途記載がない限り、各ファンドの対純資産総額比率です。
※格付は、S&P社もしくはムーディーズ社による格付を採用し、S&P社の格付を優先して採用しています。(「プラス／マイナス」の符号は省略しています。)なお、両社による格付のない場合は、「格付なし」に分類しています。
※フィデリティ・グローバル・リート・マザーファンドの組入上位5カ国・地域は、各リートファンドの登録国・地域に基づき分類したものです。
※フィデリティ投信が作成時点で取得可能な投資対象ファンドの開示資料のデータに基づき作成しております。ファンドによってはデータの分類方法や評価基準日が異なる場合があるため、概算・推定値となります。掲載データに関する正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。あくまでもファンドの概略をご理解いただくことを目的として作成されておりますことにご留意ください。

年間収益率の推移

1年決算型

隔月決算型

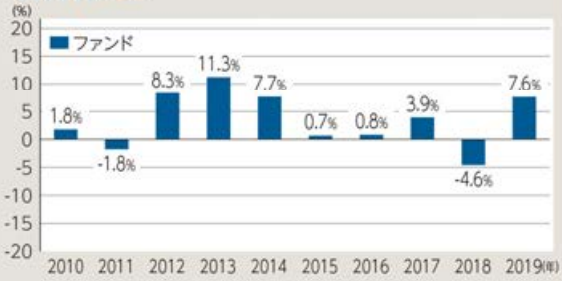

※ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして算出しています。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

ファンドの取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日において行なわれます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行休業日および英国における休業日にはお申込みの受付は行ないません。取得申込みの受付は、原則として午後３時までに取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの販売価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、取得申込みには、手数料がかかります。手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社所定の申込手数料率を乗じて得た額となります。ただし、申込手数料率は3.30％（税抜 3.00％）を超えないものとします。

※　税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。

申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。ただし、「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合には、１口の整数倍をもって取得の申込みができます。

なお、販売会社の申込手数料率および申込単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：https://www.fidelity.co.jp/）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120－00－8051（受付時間：営業日の午前９時～午後５時））または販売会社までお問い合わせください。

申込代金は、販売会社が定める期日までにお支払いください。

委託会社は、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの受益権の取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

２【換金（解約）手続等】

受益者は、解約請求による換金を行なうことが可能です。
受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日に一部解約の実行を請求することができます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行休業日および英国における休業日には解約の受付は行ないません。一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後３時までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の取扱いとなります。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、ファンドの信託契約の一部を解約します。ただし、やむを得ない事情のある場合にはこの限りではありません。

一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額（解約価額）とします。なお、一部解約にあたり手数料はかかりません。

一部解約の単位は、販売会社が別途定める単位とします。

解約価額および販売会社の解約単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：https://www.fidelity.co.jp/）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120－00－8051（受付時間：営業日の午前９時～午後５時））または販売会社までお問い合わせください。

個人の受益者の場合のお手取額（１口当たり）は、一部解約時の差益（譲渡益）に対してかかる税金を差し引いた金額となります。
法人の受益者の場合のお手取額（１口当たり）は、解約価額の個別元本超過額に対してかかる税金を差し引いた金額となります。
※上記の記載は、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して６営業日目から、販売会社の営業所等においてお支払いいたします。

委託会社は、一部解約の金額が多額な場合、投資信託の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

投資信託財産の資金管理を円滑に行なうため、１日１件５億円を超える一部解約はできません。また、大口解約には別途制限を設ける場合があります。

ファンドの受益権の換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

ファンドの基準価額は、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

※主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

マザーファンド受益証券：基準価額で評価します。

投資信託受益証券：原則として、金融商品取引所等に上場されているものについては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価します。

投資証券：原則として、金融商品取引所または店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。

基準価額は毎営業日計算され、委託会社のホームページ（アドレス：https://www.fidelity.co.jp/）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120－00－8051（受付時間：営業日の午前９時～午後５時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞に掲載されます。（日本経済新聞においては、フィデリティ・退職設計・ファンド（１年決算型）は「退職設年」、フィデリティ・退職設計・ファンド（隔月決算型）は「退職設隔」としてそれぞれ略称で掲載されます。）

なお、基準価額は便宜上、１万口当たりをもって表示されることがあります。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間は無期限(注)とします。

（注）ファンドは、下記「（５）その他　（ａ）信託の終了　１.」の記載に従って、2020年４月20日付で信託の終了（繰上償還）を予定しております。
繰上償還が確定した場合、信託期間は2020年４月20日までとなります。

（４）【計算期間】

(a) １年決算型の計算期間は原則として毎年11月11日から翌年11月10日までとします。各計算期間終了日が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(b) 隔月決算型の計算期間は原則として毎年１月11日から３月10日まで、３月11日から５月10日まで、５月11日から７月10日まで、７月11日から９月10日まで、９月11日から11月10日までおよび11月11日から翌年１月10日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

(a) 信託の終了

１．委託会社は、信託期間中において信託契約の一部を解約することによりファンドの受益権の残存口数が30億口を下回った場合、またはファンドの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときその他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、これを公告し、かつ信託契約に係る知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間（１ヵ月を下らないものとします。）内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定期間内に信託契約の解約に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50％を超えるときは、信託契約を解約しないものとします。委託会社は、信託契約を解約しないこととした場合には、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として、公告を行ないません。

なお、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記一定期間が１ヵ月を下らないこととすることが困難な場合には、前段は適用されません。

２．委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。

３．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、信託は、異議を述べた受益者の受益権の口数がファンドの受益権の総口数の50％を超える場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

４．受託会社が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただしファンドに関する受託会社の業務を他の受託会社が引き継ぐ場合を除きます。）、受託会社の辞任または解任に際し委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(b) 投資信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、投資信託約款を変更することができます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、これを公告し、かつ投資信託約款に係る知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、投資信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間（１ヵ月を下らないものとします。）内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定期間内に投資信託約款の変更に異議を述べた受益者の受益権の口数がファンドの受益権の総口数の50％を超えるときは、投資信託約款の変更は行なわないものとします。委託会社は、投資信託約款の変更を行なわないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、投資信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として、公告を行ないません。

委託会社は監督官庁より投資信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託約款を変更します。その変更内容が重大なものとなる場合には前２段の手法に従います。

(c) 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間のファンドの募集・販売等に係る契約書は、期間満了の３ヵ月前までにいずれの当事者からも別段の意思表示がないときは、自動的に１年間延長されます。自動延長後も同様です。委託会社と他の関係法人との契約は無期限です。

(d) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として、電子公告の方法により行ない、委託会社のホームページ（https://www.fidelity.co.jp/）に掲載します。

(e) 運用報告書の作成

委託会社は、１年決算型においてはファンドの計算期間終了後および償還後に、隔月決算型においてはファンドの毎特定期間終了後および償還後に、当該期間中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況等のうち、重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第４項に定める運用報告書）を作成し、これを販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

また、委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書）の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託会社は、運用報告書（全体版）を交付したものとみなします。

上記の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(f) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(g) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託会社は、上記「（ｂ）投資信託約款の変更」の規定に従い、新受託会社を選任します。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

委託会社は、受託会社につき、以下の事由が生じた場合、受益者の利益のため必要と認めるときは、法令に従い受託会社を解任することができます。受託会社の解任に伴う取扱いについては、前２段に定める受託会社の辞任に伴う取扱いに準じます。

１．支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。

２．手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

３．投資信託財産について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。

４．受託会社がファンドの投資信託約款上の重大な義務の履行を怠ったとき。

５．その他委託会社の合理的な判断において、受託会社の信用力が著しく低下し、委託会社による投資信託財産の運用の指図または受託会社による投資信託財産の保管に支障をきたすと認められるとき。

上記に基づき受託会社が辞任しまたは解任されたまたは解任されうる場合において、委託会社が投資信託約款に定める受託会社の義務を適切に履行する能力ある新受託会社を選任することが不可能または困難であるときには、委託会社は解任権を行使する義務も新受託会社を選任する義務も負いません。委託会社は、本項に基づく受託会社の解任または新受託会社の選任についての判断を誠実に行なうよう努めるものとしますが、かかる判断の結果解任されなかった受託会社または選任された新受託会社が倒産等により投資信託約款に定める受託会社の義務を履行できなくなった場合には、委託会社は、当該判断時において悪意であった場合を除き、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

(h) 信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して５営業日まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始するものとします。収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

上記にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行ないます。当該売付により増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から５年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金（信託終了時におけるファンドの投資信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して５営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社が定める解約単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第２　管理及び運営　２　換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

(4) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払については、委託会社は販売会社に対する支払をもって免責されるものとします。かかる支払がなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(6) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または投資信託約款の重大な内容の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前記「第２　管理及び運営　３　資産管理等の概要　（５）その他　（ａ）信託の終了」または「同　（ｂ）投資信託約款の変更」に規定する公告または書面に付記します。

上記の買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定するものとします。

第３【ファンドの経理状況】

フィデリティ・退職設計・ファンド（１年決算型）

ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第13期計算期間（2018年11月13日から2019年11月11日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2020年１月８日

フィデリティ投信株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・退職設計・ファンド（１年決算型）の2018年11月13日から2019年11月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・退職設計・ファンド（１年決算型）の2019年11月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

１【財務諸表】

【フィデリティ・退職設計・ファンド（１年決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第12期計算期間 2018年11月12日現在	第13期計算期間 2019年11月11日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	2,429,920	2,164,788
親投資信託受益証券	437,044,036	434,722,195
未収入金	－	572,914
流動資産合計	439,473,956	437,459,897
資産合計	439,473,956	437,459,897
負債の部		
流動負債		
未払解約金	－	644,799
未払受託者報酬	111,612	93,839
未払委託者報酬	1,214,250	1,021,029
その他未払費用	258,480	216,453
流動負債合計	1,584,342	1,976,120
負債合計	1,584,342	1,976,120
純資産の部		
元本等		
元本	361,726,234	345,075,862
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	76,163,380	90,407,915
（分配準備積立金）	44,634,779	45,644,533
元本等合計	437,889,614	435,483,777
純資産合計	437,889,614	435,483,777
負債純資産合計	439,473,956	437,459,897

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第12期計算期間 自　2017年11月11日 至　2018年11月12日	第13期計算期間 自　2018年11月13日 至　2019年11月11日
営業収益		
有価証券売買等損益	△6,043,549	20,783,125
営業収益合計	△6,043,549	20,783,125
営業費用		
受託者報酬	227,672	187,401
委託者報酬	2,476,889	2,039,008
その他費用	548,743	433,908
営業費用合計	3,253,304	2,660,317
営業利益又は営業損失（△）	△9,296,853	18,122,808
経常利益又は経常損失（△）	△9,296,853	18,122,808
当期純利益又は当期純損失（△）	△9,296,853	18,122,808
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	42,183	820,910
期首剰余金又は期首欠損金（△）	88,794,335	76,163,380
剰余金増加額又は欠損金減少額	32,362,464	3,596,340
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	32,362,464	3,596,340
剰余金減少額又は欠損金増加額	35,654,383	6,653,703
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	35,654,383	6,653,703
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	76,163,380	90,407,915

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 　移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 　ファンドの計算期間は前期末日、翌日および当期末日が休日のため、2018年11月13日から2019年11月11日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第12期計算期間 2018年11月12日現在	第13期計算期間 2019年11月11日現在
１．元本の推移		
期首元本額	376,578,355 円	361,726,234 円
期中追加設定元本額	135,919,556 円	14,899,229 円
期中一部解約元本額	150,771,677 円	31,549,601 円
２．受益権の総数	361,726,234 口	345,075,862 口
３．１口当たり純資産額	1.2106 円	1.2620 円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第12期計算期間 自 2017年11月11日 至 2018年11月12日	第13期計算期間 自 2018年11月13日 至 2019年11月11日
分配金の計算過程 　計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（4,299,042円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（42,109,270円）及び分配準備積立金（40,335,737円）より分配対象収益は86,744,049円（１口当たり0.239806円）でありますが、分配は行っておりません。	分配金の計算過程 　計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（3,774,480円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（1,057,084円）、信託約款に規定される収益調整金（44,763,382円）及び分配準備積立金（40,812,969円）より分配対象収益は90,407,915円（１口当たり0.261994円）でありますが、分配は行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドおよび主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を当ファンドおよび親投資信託受益証券の貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。 デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門が行う方法を併用し検証しています。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 （２）上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。 当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	第12期計算期間 2018年11月12日現在	第13期計算期間 2019年11月11日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	△7,239,806	19,319,630
合　計	△7,239,806	19,319,630

（デリバティブ取引に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（４）【附属明細表】
① 有価証券明細表
（ア）株式
該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	フィデリティ・日本株式・マザーファンド	35,060,982	51,297,722	
	フィデリティ・海外株式・マザーファンド	11,800,232	24,453,620	
	フィデリティ・国内債券・マザーファンド	231,941,451	285,566,314	
	フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド	29,637,156	49,983,063	
	フィデリティ・グローバル・リート・マザーファンド	13,559,588	23,421,476	
親投資信託受益証券　合計		321,999,409	434,722,195	
合計		321,999,409	434,722,195	

（注）親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

② 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

（参考情報）

ファンドは、「フィデリティ・日本株式・マザーファンド」、「フィデリティ・海外株式・マザーファンド」、「フィデリティ・国内債券・マザーファンド」、「フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド」、「フィデリティ・グローバル・リート・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「フィデリティ・日本株式・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

（１）貸借対照表

区　分	2018年11月12日現在	2019年11月11日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	－	10,881
金銭信託	887,227	799,432
投資証券	783,222,032	812,251,063
その他未収収益	105,734	688,883
流動資産合計	784,214,993	813,750,259
資産合計	784,214,993	813,750,259
負債の部		
流動負債		
未払解約金	－	485,004
その他未払費用	866	296
流動負債合計	866	485,300
負債合計	866	485,300
純資産の部		
元本等		
元本	581,340,641	555,847,728
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	202,873,486	257,417,231
元本等合計	784,214,127	813,264,959
純資産合計	784,214,127	813,264,959
負債純資産合計	784,214,993	813,750,259

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	2018年11月12日現在	2019年11月11日現在
１．元本の推移		
期首元本額	574,467,274 円	581,340,641 円
期中追加設定元本額	88,222,823 円	20,588,327 円
期中一部解約元本額	81,349,456 円	46,081,240 円
２．期末元本額及びその内訳		
ＭＵＦＧ・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定型）	32,475,486 円	27,370,189 円
ＭＵＦＧ・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定成長型）	168,365,427 円	162,807,846 円
ＭＵＦＧ・フィデリティ・退職金活用ファンド（成長型）	314,886,299 円	303,436,510 円
フィデリティ・退職設計・ファンド（１年決算型）	37,206,663 円	35,060,982 円
フィデリティ・退職設計・ファンド（隔月決算型）	28,406,766 円	27,172,201 円
計	581,340,641 円	555,847,728 円
３．受益権の総数	581,340,641 口	555,847,728 口
４．１口当たり純資産額	1.3490 円	1.4631 円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。 デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門が行う方法を併用し検証しています。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 （２）上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。 当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種　類	2018年11月12日現在	2019年11月11日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資証券	2,971,403	35,131,784
合　計	2,971,403	35,131,784

（注１）2018年11月12日現在の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（2018年10月26日から2018年11月12日まで）に対応するものとなっております。

（注２）2019年11月11日現在の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（2019年10月26日から2019年11月11日まで）に対応するものとなっております。

（デリバティブ取引に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（３）附属明細表

① 有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

種　類	通貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	日本円	FF-JAPAN AGGRESSIVE FUND A-JPY	86,131	164,425,949	
		FF-JAPAN FUND A-JPY	3,028,635	647,825,114	
	日本円　小計		3,114,767	812,251,063	
投資証券　合計			3,114,767	812,251,063	
合計				812,251,063	

（注）投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「フィデリティ・海外株式・マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

（１）貸借対照表

区　分	2018年11月12日現在	2019年11月11日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	11,990	8,544
金銭信託	17,973,089	47,206,273
投資証券	2,098,603,042	2,370,652,106
その他未収収益	1,940,021	1,988,519
流動資産合計	2,118,528,142	2,419,855,442
資産合計	2,118,528,142	2,419,855,442
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,090,265	13,996,734
その他未払費用	4,972	7,802
流動負債合計	2,095,237	14,004,536
負債合計	2,095,237	14,004,536
純資産の部		
元本等		
元本	1,144,751,344	1,160,955,605
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	971,681,561	1,244,895,301
元本等合計	2,116,432,905	2,405,850,906
純資産合計	2,116,432,905	2,405,850,906
負債純資産合計	2,118,528,142	2,419,855,442

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	2018年11月12日現在	2019年11月11日現在
１．元本の推移		
期首元本額	1,100,144,355 円	1,144,751,344 円
期中追加設定元本額	173,444,530 円	163,672,702 円
期中一部解約元本額	128,837,541 円	147,468,441 円
２．期末元本額及びその内訳		
フィデリティ・海外株式・ファンド（ＤＣ年金）	759,737,904 円	814,326,591 円
ＭＵＦＧ・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定型）	11,448,551 円	9,202,466 円
ＭＵＦＧ・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定成長型）	65,006,063 円	59,678,159 円
ＭＵＦＧ・フィデリティ・退職金活用ファンド（成長型）	286,517,577 円	257,036,278 円
フィデリティ・退職設計・ファンド（１年決算型）	12,500,797 円	11,800,232 円
フィデリティ・退職設計・ファンド（隔月決算型）	9,540,452 円	8,911,879 円
計	1,144,751,344 円	1,160,955,605 円
３．受益権の総数	1,144,751,344 口	1,160,955,605 口
４．１口当たり純資産額	1.8488 円	2.0723 円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。 デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門が行う方法を併用し検証しています。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 （２）上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。 当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	2018年11月12日現在 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	2019年11月11日現在 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資証券	38,253,491	70,002,774
合　計	38,253,491	70,002,774

（注１）2018年11月12日現在の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（2018年10月26日から2018年11月12日まで）に対応するものとなっております。

（注２）2019年11月11日現在の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（2019年10月26日から2019年11月11日まで）に対応するものとなっております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（３）附属明細表

① 有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

種　類	通貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル	FF-AMERICAN GROWTH FUND A	264,225.39	15,710,841.68	
		FF-ASIAN SPEC SITS FUND A	5,069.80	267,026.36	
	アメリカ・ドル　小計		269,295.19	15,977,868.04 (1,744,144,075)	
	ユーロ	FF-ASIA PACIFIC OPPORTUNITIES A-ACC -EURO	22,768.96	538,485.90	
		FF-EURO SMALLER COS FD (class1) A	15,743.25	876,269.29	
		FF-EUROPEAN DYNAMIC GROWTH FUND A	55,600.51	3,795,290.81	
	ユーロ　小計		94,112.72	5,210,046.00 (626,508,031)	
投資証券　合計				2,370,652,106 (2,370,652,106)	
合計				2,370,652,106 (2,370,652,106)	

（注）投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

１．通貨種類毎の小計欄の（　　）内は、邦貨換算額であります。

２．合計金額欄の（　　）内は、外貨建有価証券に関るもので、内書きであります。

３．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券　2銘柄	100%	73.57%
ユーロ	投資証券　3銘柄	100%	26.43%

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「フィデリティ・国内債券・マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

（１）貸借対照表

区　分	2018年11月12日現在	2019年11月11日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	20,550,007	26,978,328
投資信託受益証券	1,522,141,018	1,438,397,750
投資証券	780,756	755,820
流動資産合計	1,543,471,781	1,466,131,898
資産合計	1,543,471,781	1,466,131,898
負債の部		
流動負債		
その他未払費用	1,904	3,002
流動負債合計	1,904	3,002
負債合計	1,904	3,002
純資産の部		
元本等		
元本	1,287,063,509	1,190,765,755
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	256,406,368	275,363,141
元本等合計	1,543,469,877	1,466,128,896
純資産合計	1,543,469,877	1,466,128,896
負債純資産合計	1,543,471,781	1,466,131,898

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	（１）投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等に上場されているものについては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 （２）投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	2018年11月12日現在	2019年11月11日現在
１．元本の推移		
期首元本額	1,368,300,024 円	1,287,063,509 円
期中追加設定元本額	145,420,354 円	18,016,434 円
期中一部解約元本額	226,656,869 円	114,314,188 円
２．期末元本額及びその内訳		
ＭＵＦＧ・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定型）	211,422,540 円	184,109,197 円
ＭＵＦＧ・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定成長型）	362,666,951 円	342,266,931 円
ＭＵＦＧ・フィデリティ・退職金活用ファンド（成長型）	289,268,252 円	264,380,287 円
フィデリティ・退職設計・ファンド（１年決算型）	240,141,396 円	231,941,451 円
フィデリティ・退職設計・ファンド（隔月決算型）	183,564,370 円	168,067,889 円
計	1,287,063,509 円	1,190,765,755 円
３．受益権の総数	1,287,063,509 口	1,190,765,755 口
４．１口当たり純資産額	1.1992 円	1.2312 円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。 デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門が行う方法を併用し検証しています。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 （２）上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。 当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	2018年11月12日現在 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	2019年11月11日現在 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	597,562	△9,838,751
投資証券	564	468
合　計	598,126	△9,838,283

（注１）2018年11月12日現在の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（2018年10月26日から2018年11月12日まで）に対応するものとなっております。

（注２）2019年11月11日現在の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（2019年10月26日から2019年11月11日まで）に対応するものとなっております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（３）附属明細表

① 有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

種　類	通貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	フィデリティ・日本債券・ファンドII(適格機関投資家専用)	1,385,739,644	1,438,397,750	
	日本円　小計		1,385,739,644	1,438,397,750	
投資信託受益証券　合計				1,438,397,750	
投資証券	アメリカ・ドル	FF-US DOLLAR CASH A ACC USD	612.47	6,923.97	
	アメリカ・ドル　小計		612.47	6,923.97 (755,820)	
投資証券　合計				755,820 (755,820)	
合計				1,439,153,570 (755,820)	

（注）投資信託受益証券および投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

１．通貨種類毎の小計欄の（　　）内は、邦貨換算額であります。

２．合計金額欄の（　　）内は、外貨建有価証券に関るもので、内書きであります。

３．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券　1銘柄	100%	100%

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

（１）貸借対照表

区　分	2018年11月12日現在	2019年11月11日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	11,587	9,322
金銭信託	469,125,528	342,265,956
投資信託受益証券	1,239,183,997	1,113,459,756
投資証券	21,849,706,487	20,892,387,119
未収配当金	2,200,253	－
その他未収収益	5,523,727	7,222,329
流動資産合計	23,565,751,579	22,355,344,482
資産合計	23,565,751,579	22,355,344,482
負債の部		
流動負債		
未払解約金	6,300,070	10,289,601
その他未払費用	57,061	36,163
流動負債合計	6,357,131	10,325,764
負債合計	6,357,131	10,325,764
純資産の部		
元本等		
元本	14,509,903,204	13,249,004,371
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	9,049,491,244	9,096,014,347
元本等合計	23,559,394,448	22,345,018,718
純資産合計	23,559,394,448	22,345,018,718
負債純資産合計	23,565,751,579	22,355,344,482

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	（１）投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等に上場されているものについては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 （２）投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	2018年11月12日現在	2019年11月11日現在
１．元本の推移		
期首元本額	15,813,024,751 円	14,509,903,204 円
期中追加設定元本額	290,758,737 円	17,903,734 円
期中一部解約元本額	1,593,880,284 円	1,278,802,567 円
２．期末元本額及びその内訳		
フィデリティ・世界３資産・ファンド（毎月決算型）	9,380,161,218 円	8,624,457,316 円
フィデリティ・世界分散・ファンド（債券重視型）	3,603,771,219 円	3,240,610,746 円
フィデリティ・世界分散・ファンド（株式重視型）	1,178,123,640 円	1,068,110,255 円
ＭＵＦＧ・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定型）	27,527,642 円	23,495,120 円
ＭＵＦＧ・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定成長型）	99,856,235 円	92,264,813 円
ＭＵＦＧ・フィデリティ・退職金活用ファンド（成長型）	165,489,384 円	148,403,867 円
フィデリティ・退職設計・ファンド（１年決算型）	31,246,056 円	29,637,156 円
フィデリティ・退職設計・ファンド（隔月決算型）	23,727,810 円	22,025,098 円
計	14,509,903,204 円	13,249,004,371 円
３．受益権の総数	14,509,903,204 口	13,249,004,371 口
４．１口当たり純資産額	1.6237 円	1.6865 円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。 デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門が行う方法を併用し検証しています。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 （２）上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。 当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種　類	2018年11月12日現在 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	2019年11月11日現在 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	17,396,050	△1,796,386
投資証券	△364,131,640	390,666,755
合　計	△346,735,590	388,870,369

（注１）2018年11月12日現在の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（2018年５月11日から2018年11月12日まで）に対応するものとなっております。

（注２）2019年11月11日現在の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（2019年５月11日から2019年11月11日まで）に対応するものとなっております。

（デリバティブ取引に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（３）附属明細表
① 有価証券明細表
（ア）株式
該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

種　類	通貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド(適格機関投資家専用)	1,496,988,111	1,113,459,756	
	日本円　小計		1,496,988,111	1,113,459,756	
投資信託受益証券　合計				1,113,459,756	
投資証券	アメリカ・ドル	FF-EMERGING MKT DEBT FD (class6) A-MIDST-USD	1,709,778.45	19,576,963.25	
		FF-US DOLLAR BOND FUND A-MDIST-USD	5,955,305.23	72,059,193.28	
	アメリカ・ドル　小計		7,665,083.68	91,636,156.53 (10,003,002,847)	
	イギリス・ポンド	FID INST UK AGGREGT BD FD ACC	5,671,835.93	12,858,052.05	
	イギリス・ポンド　小計		5,671,835.93	12,858,052.05 (1,795,626,968)	
	ユーロ	FF-EURO BOND FUND A-MDIST-EURO	5,555,340.85	66,497,429.97	
		FF-EURO HIGH YIELD A-MDIST-EURO	802,667.67	9,126,331.40	
	ユーロ　小計		6,358,008.52	75,623,761.37 (9,093,757,304)	
投資証券　合計				20,892,387,119 (20,892,387,119)	
合計				22,005,846,875 (20,892,387,119)	

（注）投資信託受益証券および投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

有価証券明細表注記
１．通貨種類毎の小計欄の（　　）内は、邦貨換算額であります。
２．合計金額欄の（　　）内は、外貨建有価証券に関るもので、内書きであります。
３．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券　2銘柄	100%	47.88%
イギリス・ポンド	投資証券　1銘柄	100%	8.59%
ユーロ	投資証券　2銘柄	100%	43.53%

② 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

「フィデリティ・グローバル・リート・マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

（１）貸借対照表

区　分	2018年11月12日現在	2019年11月11日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	144,954,166	57,287,913
金銭信託	333	888,851
投資証券	6,391,042,335	5,806,095,907
派生商品評価勘定	－	30,413
未収入金	29,090	27,925,842
未収配当金	13,328,484	10,334,633
流動資産合計	6,549,354,408	5,902,563,559
資産合計	6,549,354,408	5,902,563,559
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,826	9,864
未払金	6,497,194	－
未払解約金	2,971,742	6,000,000
その他未払費用	357	39
流動負債合計	9,471,119	6,009,903
負債合計	9,471,119	6,009,903
純資産の部		
元本等		
元本	4,339,698,429	3,413,657,562
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	2,200,184,860	2,482,896,094
元本等合計	6,539,883,289	5,896,553,656
純資産合計	6,539,883,289	5,896,553,656
負債純資産合計	6,549,354,408	5,902,563,559

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 　移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 　為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 　外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	2018年11月12日現在	2019年11月11日現在
１．元本の推移		
期首元本額	5,096,404,869 円	4,339,698,429 円
期中追加設定元本額	101,144,081 円	7,179,757 円
期中一部解約元本額	857,850,521 円	933,220,624 円
２．期末元本額及びその内訳		
フィデリティ・世界インカム株式・ファンド（毎月決算型）	120,591,949 円	81,932,292 円
フィデリティ・世界インカム株式・ファンド（資産成長型）	25,902,932 円	20,505,384 円
フィデリティ・世界３資産・ファンド（毎月決算型）	2,215,963,459 円	1,760,118,878 円
フィデリティ・世界分散・ファンド（債券重視型）	849,622,115 円	661,133,982 円
フィデリティ・世界分散・ファンド（株式重視型）	558,454,026 円	434,116,119 円
ＭＵＦＧ・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定型）	14,271,061 円	10,902,428 円
ＭＵＦＧ・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定成長型）	73,477,501 円	59,025,408 円
ＭＵＦＧ・フィデリティ・退職金活用ファンド（成長型）	123,183,913 円	94,496,962 円
フィデリティ・退職設計・ファンド（１年決算型）	16,608,489 円	13,559,588 円
フィデリティ・退職設計・ファンド（隔月決算型）	12,647,929 円	10,359,867 円
フィデリティ・資産分散投信（安定型）	47,884,469 円	37,745,561 円
フィデリティ・資産分散投信（成長型）	281,090,586 円	229,761,093 円
計	4,339,698,429 円	3,413,657,562 円
３．受益権の総数	4,339,698,429 口	3,413,657,562 口
４．１口当たり純資産額	1.5070 円	1.7273 円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。 デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門が行う方法を併用し検証しています。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 （２）デリバティブ取引 「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 （３）上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。 当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	2018年11月12日現在	2019年11月11日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資証券	166,523,552	388,102,824
合　計	166,523,552	388,102,824

（注１）2018年11月12日現在の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（2018年５月11日から2018年11月12日まで）に対応するものとなっております。

（注２）2019年11月11日現在の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（2019年５月11日から2019年11月11日まで）に対応するものとなっております。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

種類	2018年11月12日　現在				2019年11月11日　現在			
	契約額等（円）	うち１年超	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち１年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	2,971,742	－	2,973,568	△1,826	18,841,339	－	18,846,992	△5,653
香港・ドル	－	－	－	－	13,730,190	－	13,740,054	△9,864
アメリカ・ドル	2,971,742	－	2,973,568	△1,826	5,111,149	－	5,106,938	4,211
買建	－	－	－	－	13,730,190	－	13,756,392	26,202
アメリカ・ドル	－	－	－	－	13,730,190	－	13,756,392	26,202
合計	2,971,742	－	2,973,568	△1,826	32,571,529	－	32,603,384	20,549

（注１）時価の算定方法

１．対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

（１）予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

（２）当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

① 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。

② 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

２．対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

（注２）デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（３）附属明細表

① 有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

種　類	通貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	香港・ドル	LINK REAL ESTATE INVESTMENT TR	188,000.00	15,998,800.00	
	香港・ドル　小計		188,000.00	15,998,800.00 (223,023,272)	
	アメリカ・ドル	AMERICAN CAMPUS COMMUNITIES	60,830.00	2,865,701.30	
		AMERICAN HOMES 4 RENT CL A	106,872.00	2,747,679.12	
		CAMDEN PROPERTY TRUST - REIT	24,498.00	2,697,719.76	
		CORPORATE OFFICE PROPERTIES TR	54,455.00	1,592,808.75	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	30,132.00	3,512,487.24	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	33,668.00	2,249,695.76	
		EQUITY RESIDENTIAL	26,895.00	2,258,642.10	
		HEALTHPEAK PPTYS INC	96,861.00	3,263,247.09	

		INVITATION HOMES INC	80,739.00	2,382,607.89	
		PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	68,465.00	1,812,953.20	
		PROLOGIS INC	56,650.00	4,932,515.50	
		PUBLIC STORAGE INC	11,396.00	2,408,544.60	
		SUN COMMUNITIES INC	7,995.00	1,229,631.00	
		VEREIT INC	298,817.00	2,805,891.63	
		VICI PPTYS INC	46,834.00	1,137,129.52	
		VORNADO REALTY TRUST	34,096.00	2,242,493.92	
		WELLTOWER INC	6,468.00	536,067.84	
	アメリカ・ドル　小計		1,045,671.00	40,675,816.22 (4,440,172,099)	
	イギリス・ポンド	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	138,027.00	1,072,469.79	
	イギリス・ポンド　小計		138,027.00	1,072,469.79 (149,770,406)	
	シンガポール・ドル	ASCENDAS REAL ESTA RT 11/28/19	57,342.00	14,908.92	
		ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	358,393.00	1,035,755.77	
		CAPITALAND COMMERCIAL TRUST	1,282,900.00	2,591,458.00	
	シンガポール・ドル　小計		1,698,635.00	3,642,122.69 (292,280,346)	
	ユーロ	ICADE	21,939.00	1,904,305.20	
		INMOBILIARIA COLONIAL SA	169,654.00	1,969,682.94	
		MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	150,910.00	1,954,284.50	
	ユーロ　小計		342,503.00	5,828,272.64 (700,849,784)	
投資証券　合計				5,806,095,907 (5,806,095,907)	
合計				5,806,095,907 (5,806,095,907)	

（注）投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

１．通貨種類毎の小計欄の（　　）内は、邦貨換算額であります。

２．合計金額欄の（　　）内は、外貨建有価証券に関るもので、内書きであります。

３．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
香港・ドル	投資証券	1銘柄	100%	3.84%
アメリカ・ドル	投資証券	17銘柄	100%	76.47%
イギリス・ポンド	投資証券	1銘柄	100%	2.58%
シンガポール・ドル	投資証券	3銘柄	100%	5.03%
ユーロ	投資証券	3銘柄	100%	12.07%

② 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

フィデリティ・退職設計・ファンド（隔月決算型）

ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ファンドの計算期間は６か月未満であるため、財務諸表は６か月毎に作成しております。

ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第26特定期間（2019年５月11日から2019年11月11日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2020年１月８日

フィデリティ投信株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・退職設計・ファンド（隔月決算型）の2019年５月11日から2019年11月11日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・退職設計・ファンド（隔月決算型）の2019年11月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

１【財務諸表】

【フィデリティ・退職設計・ファンド（隔月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第25特定期間 2019年５月10日現在	第26特定期間 2019年11月11日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1,392,990	1,374,408
親投資信託受益証券	317,269,892	320,188,842
流動資産合計	318,662,882	321,563,250
資産合計	318,662,882	321,563,250
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	432,358	426,530
未払解約金	199	10,090
未払受託者報酬	22,823	23,704
未払委託者報酬	248,414	257,887
その他未払費用	159,644	161,399
流動負債合計	863,438	879,610
負債合計	863,438	879,610
純資産の部		
元本等		
元本	288,239,024	284,353,336
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	29,560,420	36,330,304
（分配準備積立金）	34,036,419	33,293,400
元本等合計	317,799,444	320,683,640
純資産合計	317,799,444	320,683,640
負債純資産合計	318,662,882	321,563,250

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第25特定期間 自　2018年11月13日 至　2019年５月10日	第26特定期間 自　2019年５月11日 至　2019年11月11日
営業収益		
有価証券売買等損益	6,096,189	9,457,737
営業収益合計	6,096,189	9,457,737
営業費用		
受託者報酬	68,900	69,963
委託者報酬	749,818	761,329
その他費用	159,909	161,663
営業費用合計	978,627	992,955
営業利益又は営業損失（△）	5,117,562	8,464,782
経常利益又は経常損失（△）	5,117,562	8,464,782
当期純利益又は当期純損失（△）	5,117,562	8,464,782
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	305,399	△622
期首剰余金又は期首欠損金（△）	27,455,571	29,560,420
剰余金増加額又は欠損金減少額	154,934	333,879
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	154,934	333,879
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,535,677	746,993
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,535,677	746,993
分配金	1,326,571	1,282,406
期末剰余金又は期末欠損金（△）	29,560,420	36,330,304

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間の取扱い ファンドの特定期間は当期末日が休日のため、2019年５月11日から2019年11月11日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第25特定期間 2019年５月10日現在	第26特定期間 2019年11月11日現在
１．元本の推移		
期首元本額	306,708,612 円	288,239,024 円
期中追加設定元本額	1,778,953 円	2,804,284 円
期中一部解約元本額	20,248,541 円	6,689,972 円
２．受益権の総数	288,239,024 口	284,353,336 口
３．１口当たり純資産額	1.1026 円	1.1278 円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第25特定期間 自 2018年11月13日 至 2019年５月10日	第26特定期間 自 2019年５月11日 至 2019年11月11日
分配金の計算過程 （自2018年11月13日　至2019年１月10日） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（330,704円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（9,153,666円）及び分配準備積立金（36,089,156円）より分配対象収益は45,573,526円（１口当たり0.149264円）であり、うち457,983円（１口当たり0.001500円）を分配金額としております。 （自2019年１月11日　至2019年３月11日） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（466,630円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（8,663,535円）及び分配準備積立金（34,309,257円）より分配対象収益は43,439,422円（１口当たり0.149369円）であり、うち436,230円（１口当たり0.001500円）を分配金額としております。 （自2019年３月12日　至2019年５月10日） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（497,563円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（8,650,527円）及び分配準備積立金（33,971,214円）より分配対象収益は43,119,304円（１口当たり0.149596円）であり、うち432,358円（１口当たり0.001500円）を分配金額としております。	分配金の計算過程 （自2019年５月11日　至2019年７月10日） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（519,962円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（8,775,861円）及び分配準備積立金（33,636,242円）より分配対象収益は42,932,065円（１口当たり0.149914円）であり、うち429,566円（１口当たり0.001500円）を分配金額としております。 （自2019年７月11日　至2019年９月10日） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（440,155円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（8,794,531円）及び分配準備積立金（33,386,105円）より分配対象収益は42,620,791円（１口当たり0.149964円）であり、うち426,310円（１口当たり0.001500円）を分配金額としております。 （自2019年９月11日　至2019年11月11日） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（366,975円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（8,863,396円）及び分配準備積立金（33,352,955円）より分配対象収益は42,583,326円（１口当たり0.149755円）であり、うち426,530円（１口当たり0.001500円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドおよび主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を当ファンドおよび親投資信託受益証券の貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。 デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門が行う方法を併用し検証しています。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 （２）上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。 当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	第25特定期間 2019年５月10日現在	第26特定期間 2019年11月11日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	2,214,943	1,357,160
合　計	2,214,943	1,357,160

（デリバティブ取引に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（４）【附属明細表】
① 有価証券明細表
（ア）株式
該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	フィデリティ・日本株式・マザーファンド	27,172,201	39,755,647	
	フィデリティ・海外株式・マザーファンド	8,911,879	18,468,086	
	フィデリティ・国内債券・マザーファンド	168,067,889	206,925,184	
	フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド	22,025,098	37,145,327	
	フィデリティ・グローバル・リート・マザーファンド	10,359,867	17,894,598	
親投資信託受益証券　合計		236,536,934	320,188,842	
合計		236,536,934	320,188,842	

（注）親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

② 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

（参考情報）

ファンドは、「フィデリティ・日本株式・マザーファンド」、「フィデリティ・海外株式・マザーファンド」、「フィデリティ・国内債券・マザーファンド」、「フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド」、「フィデリティ・グローバル・リート・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「フィデリティ・日本株式・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

（１）貸借対照表

区　分	2019年５月10日現在	2019年11月11日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	10,969	10,881
金銭信託	426,534	799,432
投資証券	732,998,409	812,251,063
その他未収収益	133,399	688,883
流動資産合計	733,569,311	813,750,259
資産合計	733,569,311	813,750,259
負債の部		
流動負債		
未払解約金	－	485,004
その他未払費用	141	296
流動負債合計	141	485,300
負債合計	141	485,300
純資産の部		
元本等		
元本	572,551,237	555,847,728
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	161,017,933	257,417,231
元本等合計	733,569,170	813,264,959
純資産合計	733,569,170	813,264,959
負債純資産合計	733,569,311	813,750,259

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 　移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 　為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	2019年５月10日現在	2019年11月11日現在
１．元本の推移		
期首元本額	581,340,641 円	572,551,237 円
期中追加設定元本額	10,994,770 円	9,593,557 円
期中一部解約元本額	19,784,174 円	26,297,066 円
２．期末元本額及びその内訳		
ＭＵＦＧ・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定型）	32,190,604 円	27,370,189 円
ＭＵＦＧ・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定成長型）	167,194,889 円	162,807,846 円
ＭＵＦＧ・フィデリティ・退職金活用ファンド（成長型）	310,413,561 円	303,436,510 円
フィデリティ・退職設計・ファンド（１年決算型）	35,903,670 円	35,060,982 円
フィデリティ・退職設計・ファンド（隔月決算型）	26,848,513 円	27,172,201 円
計	572,551,237 円	555,847,728 円
３．受益権の総数	572,551,237 口	555,847,728 口
４．１口当たり純資産額	1.2812 円	1.4631 円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。 デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門が行う方法を併用し検証しています。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 （２）上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。 当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	2019年５月10日現在 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	2019年11月11日現在 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資証券	△34,863,982	35,131,784
合　計	△34,863,982	35,131,784

（注１）2019年５月10日現在の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（2018年10月26日から2019年５月10日まで）に対応するものとなっております。

（注２）2019年11月11日現在の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（2019年10月26日から2019年11月11日まで）に対応するものとなっております。

（デリバティブ取引に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（３）附属明細表
① 有価証券明細表
（ア）株式
該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

種　類	通貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	日本円	FF-JAPAN AGGRESSIVE FUND A-JPY	86,131	164,425,949	
		FF-JAPAN FUND A-JPY	3,028,635	647,825,114	
	日本円　小計		3,114,767	812,251,063	
投資証券　合計			3,114,767	812,251,063	
合計				812,251,063	

（注）投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

② 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

「フィデリティ・海外株式・マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

（１）貸借対照表

区　分	2019年５月10日現在	2019年11月11日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	10,015	8,544
金銭信託	15,420,757	47,206,273
投資証券	2,181,466,809	2,370,652,106
その他未収収益	1,898,227	1,988,519
流動資産合計	2,198,795,808	2,419,855,442
資産合計	2,198,795,808	2,419,855,442
負債の部		
流動負債		
未払解約金	4,066,408	13,996,734
その他未払費用	2,986	7,802
流動負債合計	4,069,394	14,004,536
負債合計	4,069,394	14,004,536
純資産の部		
元本等		
元本	1,141,272,785	1,160,955,605
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	1,053,453,629	1,244,895,301
元本等合計	2,194,726,414	2,405,850,906
純資産合計	2,194,726,414	2,405,850,906
負債純資産合計	2,198,795,808	2,419,855,442

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 　移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 　為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 　外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	2019年５月10日現在	2019年11月11日現在
１．元本の推移		
期首元本額	1,144,751,344 円	1,141,272,785 円
期中追加設定元本額	71,197,415 円	92,475,287 円
期中一部解約元本額	74,675,974 円	72,792,467 円
２．期末元本額及びその内訳		
フィデリティ・海外株式・ファンド（ＤＣ年金）	788,532,398 円	814,326,591 円
ＭＵＦＧ・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定型）	10,652,594 円	9,202,466 円
ＭＵＦＧ・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定成長型）	61,308,267 円	59,678,159 円
ＭＵＦＧ・フィデリティ・退職金活用ファンド（成長型）	259,888,907 円	257,036,278 円
フィデリティ・退職設計・ファンド（１年決算型）	11,918,036 円	11,800,232 円
フィデリティ・退職設計・ファンド（隔月決算型）	8,972,583 円	8,911,879 円
計	1,141,272,785 円	1,160,955,605 円
３．受益権の総数	1,141,272,785 口	1,160,955,605 口
４．１口当たり純資産額	1.9231 円	2.0723 円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。 デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門が行う方法を併用し検証しています。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 （２）上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。 当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	2019年５月10日現在 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	2019年11月11日現在 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資証券	198,852,274	70,002,774
合　計	198,852,274	70,002,774

（注１）2019年５月10日現在の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（2018年10月26日から2019年５月10日まで）に対応するものとなっております。

（注２）2019年11月11日現在の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（2019年10月26日から2019年11月11日まで）に対応するものとなっております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（３）附属明細表

① 有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

種　類	通貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル	FF-AMERICAN GROWTH FUND A	264,225.39	15,710,841.68	
		FF-ASIAN SPEC SITS FUND A	5,069.80	267,026.36	
	アメリカ・ドル　小計		269,295.19	15,977,868.04 (1,744,144,075)	
	ユーロ	FF-ASIA PACIFIC OPPORTUNITIES A-ACC -EURO	22,768.96	538,485.90	
		FF-EURO SMALLER COS FD (class1) A	15,743.25	876,269.29	
		FF-EUROPEAN DYNAMIC GROWTH FUND A	55,600.51	3,795,290.81	
	ユーロ　小計		94,112.72	5,210,046.00 (626,508,031)	
投資証券　合計				2,370,652,106 (2,370,652,106)	
合計				2,370,652,106 (2,370,652,106)	

（注）投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

１．通貨種類毎の小計欄の（　　）内は、邦貨換算額であります。

２．合計金額欄の（　　）内は、外貨建有価証券に関るもので、内書きであります。

３．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券　2銘柄	100%	73.57%
ユーロ	投資証券　3銘柄	100%	26.43%

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「フィデリティ・国内債券・マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

（１）貸借対照表

区　分	2019年５月10日現在	2019年11月11日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	17,547,471	26,978,328
投資信託受益証券	1,496,818,600	1,438,397,750
投資証券	753,736	755,820
未収配当金	1,153,061	－
流動資産合計	1,516,272,868	1,466,131,898
資産合計	1,516,272,868	1,466,131,898
負債の部		
流動負債		
その他未払費用	2,217	3,002
流動負債合計	2,217	3,002
負債合計	2,217	3,002
純資産の部		
元本等		
元本	1,235,592,401	1,190,765,755
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	280,678,250	275,363,141
元本等合計	1,516,270,651	1,466,128,896
純資産合計	1,516,270,651	1,466,128,896
負債純資産合計	1,516,272,868	1,466,131,898

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	（１）投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等に上場されているものについては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 （２）投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	2019年５月10日現在	2019年11月11日現在
１．元本の推移		
期首元本額	1,287,063,509 円	1,235,592,401 円
期中追加設定元本額	9,268,544 円	8,747,890 円
期中一部解約元本額	60,739,652 円	53,574,536 円
２．期末元本額及びその内訳		
ＭＵＦＧ・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定型）	201,978,385 円	184,109,197 円
ＭＵＦＧ・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定成長型）	356,543,294 円	342,266,931 円
ＭＵＦＧ・フィデリティ・退職金活用ファンド（成長型）	271,790,990 円	264,380,287 円
フィデリティ・退職設計・ファンド（１年決算型）	232,731,182 円	231,941,451 円
フィデリティ・退職設計・ファンド（隔月決算型）	172,548,550 円	168,067,889 円
計	1,235,592,401 円	1,190,765,755 円
３．受益権の総数	1,235,592,401 口	1,190,765,755 口
４．１口当たり純資産額	1.2272 円	1.2312 円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。 デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門が行う方法を併用し検証しています。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 （２）上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。 当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	2019年５月10日現在 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	2019年11月11日現在 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	28,826,548	△9,838,751
投資証券	8,007	468
合　計	28,834,555	△9,838,283

（注１）2019年５月10日現在の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（2018年10月26日から2019年５月10日まで）に対応するものとなっております。

（注２）2019年11月11日現在の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（2019年10月26日から2019年11月11日まで）に対応するものとなっております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（３）附属明細表

① 有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

種　類	通貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	フィデリティ・日本債券・ファンドII(適格機関投資家専用)	1,385,739,644	1,438,397,750	
	日本円　小計		1,385,739,644	1,438,397,750	
投資信託受益証券　合計				1,438,397,750	
投資証券	アメリカ・ドル	FF-US DOLLAR CASH A ACC USD	612.47	6,923.97	
	アメリカ・ドル　小計		612.47	6,923.97 (755,820)	
投資証券　合計				755,820 (755,820)	
合計				1,439,153,570 (755,820)	

（注）投資信託受益証券および投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

１．通貨種類毎の小計欄の（　　）内は、邦貨換算額であります。

２．合計金額欄の（　　）内は、外貨建有価証券に関るもので、内書きであります。

３．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券　1銘柄	100%	100%

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

（１）貸借対照表

区　分	2019年５月10日現在	2019年11月11日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	7,057	9,322
金銭信託	348,772,983	342,265,956
投資信託受益証券	1,115,256,142	1,113,459,756
投資証券	21,250,002,008	20,892,387,119
その他未収収益	5,749,812	7,222,329
流動資産合計	22,719,788,002	22,355,344,482
資産合計	22,719,788,002	22,355,344,482
負債の部		
流動負債		
未払解約金	6,201,498	10,289,601
その他未払費用	41,591	36,163
流動負債合計	6,243,089	10,325,764
負債合計	6,243,089	10,325,764
純資産の部		
元本等		
元本	13,851,262,909	13,249,004,371
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	8,862,282,004	9,096,014,347
元本等合計	22,713,544,913	22,345,018,718
純資産合計	22,713,544,913	22,345,018,718
負債純資産合計	22,719,788,002	22,355,344,482

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	（１）投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等に上場されているものについては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 （２）投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	2019年５月10日現在	2019年11月11日現在
１．元本の推移		
期首元本額	14,509,903,204 円	13,851,262,909 円
期中追加設定元本額	16,386,312 円	1,517,422 円
期中一部解約元本額	675,026,607 円	603,775,960 円
２．期末元本額及びその内訳		
フィデリティ・世界３資産・ファンド（毎月決算型）	8,990,953,576 円	8,624,457,316 円
フィデリティ・世界分散・ファンド（債券重視型）	3,409,504,653 円	3,240,610,746 円
フィデリティ・世界分散・ファンド（株式重視型）	1,123,785,634 円	1,068,110,255 円
ＭＵＦＧ・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定型）	26,095,886 円	23,495,120 円
ＭＵＦＧ・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定成長型）	94,616,651 円	92,264,813 円
ＭＵＦＧ・フィデリティ・退職金活用ファンド（成長型）	154,191,756 円	148,403,867 円
フィデリティ・退職設計・ファンド（１年決算型）	29,866,313 円	29,637,156 円
フィデリティ・退職設計・ファンド（隔月決算型）	22,248,440 円	22,025,098 円
計	13,851,262,909 円	13,249,004,371 円
３．受益権の総数	13,851,262,909 口	13,249,004,371 口
４．１口当たり純資産額	1.6398 円	1.6865 円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。 デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門が行う方法を併用し検証しています。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 （２）上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。 当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	2019年５月10日現在 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	2019年11月11日現在 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	△25,748,198	△1,796,386
投資証券	787,129,592	390,666,755
合　計	761,381,394	388,870,369

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（３）附属明細表

① 有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

種　類	通貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド(適格機関投資家専用)	1,496,988,111	1,113,459,756	
	日本円　小計		1,496,988,111	1,113,459,756	
投資信託受益証券　合計				1,113,459,756	
投資証券	アメリカ・ドル	FF-EMERGING MKT DEBT FD (class6) A-MIDST-USD	1,709,778.45	19,576,963.25	
		FF-US DOLLAR BOND FUND A-MDIST-USD	5,955,305.23	72,059,193.28	
	アメリカ・ドル　小計		7,665,083.68	91,636,156.53 (10,003,002,847)	
	イギリス・ポンド	FID INST UK AGGREGT BD FD ACC	5,671,835.93	12,858,052.05	
	イギリス・ポンド　小計		5,671,835.93	12,858,052.05 (1,795,626,968)	
	ユーロ	FF-EURO BOND FUND A-MDIST-EURO	5,555,340.85	66,497,429.97	
		FF-EURO HIGH YIELD A-MDIST-EURO	802,667.67	9,126,331.40	
	ユーロ　小計		6,358,008.52	75,623,761.37 (9,093,757,304)	
投資証券　合計				20,892,387,119 (20,892,387,119)	
合計				22,005,846,875 (20,892,387,119)	

（注）投資信託受益証券および投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

１．通貨種類毎の小計欄の（　　）内は、邦貨換算額であります。

２．合計金額欄の（　　）内は、外貨建有価証券に関るもので、内書きであります。

３．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券　2銘柄	100%	47.88%
イギリス・ポンド	投資証券　1銘柄	100%	8.59%
ユーロ	投資証券　2銘柄	100%	43.53%

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「フィデリティ・グローバル・リート・マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

（１）貸借対照表

区　分	2019年５月10日現在	2019年11月11日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	107,584,200	57,287,913
金銭信託	－	888,851
投資証券	6,029,751,617	5,806,095,907
派生商品評価勘定	7,864	30,413
未収入金	322,418	27,925,842
未収配当金	8,892,533	10,334,633
流動資産合計	6,146,558,632	5,902,563,559
資産合計	6,146,558,632	5,902,563,559
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	15,191	9,864
未払金	12,383,348	－
未払解約金	5,008,480	6,000,000
その他未払費用	8	39
流動負債合計	17,407,027	6,009,903
負債合計	17,407,027	6,009,903
純資産の部		
元本等		
元本	3,833,025,706	3,413,657,562
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	2,296,125,899	2,482,896,094
元本等合計	6,129,151,605	5,896,553,656
純資産合計	6,129,151,605	5,896,553,656
負債純資産合計	6,146,558,632	5,902,563,559

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 　移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 　為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 　外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	2019年５月10日現在	2019年11月11日現在
１．元本の推移		
期首元本額	4,339,698,429 円	3,833,025,706 円
期中追加設定元本額	5,461,030 円	1,718,727 円
期中一部解約元本額	512,133,753 円	421,086,871 円
２．期末元本額及びその内訳		
フィデリティ・世界インカム株式・ファンド（毎月決算型）	94,526,525 円	81,932,292 円
フィデリティ・世界インカム株式・ファンド（資産成長型）	22,765,030 円	20,505,384 円
フィデリティ・世界３資産・ファンド（毎月決算型）	1,961,614,603 円	1,760,118,878 円
フィデリティ・世界分散・ファンド（債券重視型）	746,541,900 円	661,133,982 円
フィデリティ・世界分散・ファンド（株式重視型）	494,286,002 円	434,116,119 円
ＭＵＦＧ・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定型）	12,763,894 円	10,902,428 円
ＭＵＦＧ・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定成長型）	64,717,738 円	59,025,408 円
ＭＵＦＧ・フィデリティ・退職金活用ファンド（成長型）	104,414,735 円	94,496,962 円
フィデリティ・退職設計・ファンド（１年決算型）	14,746,761 円	13,559,588 円
フィデリティ・退職設計・ファンド（隔月決算型）	10,870,440 円	10,359,867 円
フィデリティ・資産分散投信（安定型）	44,138,739 円	37,745,561 円
フィデリティ・資産分散投信（成長型）	261,639,339 円	229,761,093 円
計	3,833,025,706 円	3,413,657,562 円
３．受益権の総数	3,833,025,706 口	3,413,657,562 口
４．１口当たり純資産額	1.5990 円	1.7273 円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。 デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門が行う方法を併用し検証しています。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 （２）デリバティブ取引 「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 （３）上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。 当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	2019年５月10日現在 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	2019年11月11日現在 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資証券	452,704,302	388,102,824
合　計	452,704,302	388,102,824

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項
通貨関連

種類	2019年５月10日 現在				2019年11月11日 現在			
	契約額等（円）	うち１年超	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち１年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	10,250,754	－	10,242,890	7,864	18,841,339	－	18,846,992	△5,653
香港・ドル	－	－	－	－	13,730,190	－	13,740,054	△9,864
アメリカ・ドル	5,008,480	－	5,001,466	7,014	5,111,149	－	5,106,938	4,211
ユーロ	5,242,274	－	5,241,424	850	－	－	－	－
買建	5,242,274	－	5,227,083	△15,191	13,730,190	－	13,756,392	26,202
アメリカ・ドル	5,242,274	－	5,227,083	△15,191	13,730,190	－	13,756,392	26,202
合計	15,493,028	－	15,469,973	△7,327	32,571,529	－	32,603,384	20,549

（注１）時価の算定方法

１．対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

（１）予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

（２）当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

①当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。

②当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

２．対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

（注２）デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（３）附属明細表
① 有価証券明細表
（ア）株式
該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

種　類	通貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	香港・ドル	LINK REAL ESTATE INVESTMENT TR	188,000.00	15,998,800.00	
	香港・ドル　小計		188,000.00	15,998,800.00 (223,023,272)	
	アメリカ・ドル	AMERICAN CAMPUS COMMUNITIES	60,830.00	2,865,701.30	
		AMERICAN HOMES 4 RENT CL A	106,872.00	2,747,679.12	
		CAMDEN PROPERTY TRUST - REIT	24,498.00	2,697,719.76	
		CORPORATE OFFICE PROPERTIES TR	54,455.00	1,592,808.75	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	30,132.00	3,512,487.24	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	33,668.00	2,249,695.76	
		EQUITY RESIDENTIAL	26,895.00	2,258,642.10	
		HEALTHPEAK PPTYS INC	96,861.00	3,263,247.09	
		INVITATION HOMES INC	80,739.00	2,382,607.89	
		PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	68,465.00	1,812,953.20	
		PROLOGIS INC	56,650.00	4,932,515.50	
		PUBLIC STORAGE INC	11,396.00	2,408,544.60	
		SUN COMMUNITIES INC	7,995.00	1,229,631.00	
		VEREIT INC	298,817.00	2,805,891.63	
		VICI PPTYS INC	46,834.00	1,137,129.52	
		VORNADO REALTY TRUST	34,096.00	2,242,493.92	
		WELLTOWER INC	6,468.00	536,067.84	
	アメリカ・ドル　小計		1,045,671.00	40,675,816.22 (4,440,172,099)	
	イギリス・ポンド	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	138,027.00	1,072,469.79	

	イギリス・ポンド　小計		138,027.00	1,072,469.79 (149,770,406)	
	シンガポール・ドル	ASCENDAS REAL ESTA RT 11/28/19	57,342.00	14,908.92	
		ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	358,393.00	1,035,755.77	
		CAPITALAND COMMERCIAL TRUST	1,282,900.00	2,591,458.00	
	シンガポール・ドル　小計		1,698,635.00	3,642,122.69 (292,280,346)	
	ユーロ	ICADE	21,939.00	1,904,305.20	
		INMOBILIARIA COLONIAL SA	169,654.00	1,969,682.94	
		MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	150,910.00	1,954,284.50	
	ユーロ　小計		342,503.00	5,828,272.64 (700,849,784)	
投資証券　合計				5,806,095,907 (5,806,095,907)	
合計				5,806,095,907 (5,806,095,907)	

（注）投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

１．通貨種類毎の小計欄の（　　）内は、邦貨換算額であります。

２．合計金額欄の（　　）内は、外貨建有価証券に関るもので、内書きであります。

３．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
香港・ドル	投資証券	1銘柄	100%	3.84%
アメリカ・ドル	投資証券	17銘柄	100%	76.47%
イギリス・ポンド	投資証券	1銘柄	100%	2.58%
シンガポール・ドル	投資証券	3銘柄	100%	5.03%
ユーロ	投資証券	3銘柄	100%	12.07%

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

フィデリティ・退職設計・ファンド（１年決算型）

（2019年12月30日現在）

種　類	金　額	単　位
Ⅰ　資産総額	431,236,271	円
Ⅱ　負債総額	359,774	円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	430,876,497	円
Ⅳ　発行済数量	338,258,168	口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.2738	円

フィデリティ・退職設計・ファンド（隔月決算型）

（2019年12月30日現在）

種　類	金　額	単　位
Ⅰ　資産総額	320,516,755	円
Ⅱ　負債総額	266,274	円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	320,250,481	円
Ⅳ　発行済数量	281,218,684	口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1388	円

（参考）マザーファンドの純資産額計算書

フィデリティ・日本株式・マザーファンド

（2019年12月30日現在）

種　類	金　額	単　位
Ⅰ　資産総額	801,924,842	円
Ⅱ　負債総額	95	円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	801,924,747	円
Ⅳ　発行済数量	527,498,260	口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.5202	円

フィデリティ・海外株式・マザーファンド

（2019年12月30日現在）

種　類	金　額	単　位
Ⅰ　資産総額	2,564,270,688	円
Ⅱ　負債総額	4,651	円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,564,266,037	円
Ⅳ　発行済数量	1,169,717,363	口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.1922	円

フィデリティ・国内債券・マザーファンド

(2019年12月30日現在)

種　類	金　額	単　位
Ⅰ　資産総額	1,455,238,794	円
Ⅱ　負債総額	1,777	円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,455,237,017	円
Ⅳ　発行済数量	1,183,287,581	口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.2298	円

フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド

(2019年12月30日現在)

種　類	金　額	単　位
Ⅰ　資産総額	22,569,981,800	円
Ⅱ　負債総額	62,948,737	円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	22,507,033,063	円
Ⅳ　発行済数量	13,076,881,942	口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.7211	円

フィデリティ・グローバル・リート・マザーファンド

(2019年12月30日現在)

種　類	金　額	単　位
Ⅰ　資産総額	5,896,616,477	円
Ⅱ　負債総額	701,228	円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	5,895,915,249	円
Ⅳ　発行済数量	3,352,179,544	口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.7588	円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換
名義書換は行ないません。

(2) 受益者名簿
作成しません。

(3) 受益者に対する特典
該当するものはありません。

(4) 内国投資信託受益権の譲渡制限の内容
ファンドの受益権の譲渡制限は設けておりません。

（注）委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

○受益権の譲渡
１．受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
２．上記１．の申請のある場合には、上記１．の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記１．の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
３．上記１．の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○受益権の再分割
委託会社は、受益権の再分割を行ないません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

○質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1) 資本金等（2019年12月末日現在）

資本金の額	金10億円
発行する株式の総数	80,000株
発行済株式総数	20,000株
最近５年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

①　経営体制

委託会社は、監査役設置会社であります。

取締役会は、委託会社の経営管理の意思決定機関として法定事項を決議するとともに、経営の基本方針および経営業務執行上の重要な事項を決定あるいは承認します。

取締役は、株主総会の決議によって選任されます。取締役の任期は、就任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとします。

②　運用体制

投資信託の運用の流れは以下の通りです。

１．個別企業の訪問調査等により、内外の経済動向や株式および債券の市場動向の分析を行ないます。委託会社は、日本国内に専任のアナリストを擁し綿密な企業調査を行なうのみならず、世界の主要拠点のアナリストより各国の企業調査結果が入手できる調査・運用体制を整えています。

２．ポートフォリオ・マネージャーは投資判断に際し、投資信託約款等を遵守し、運用方針、投資制限、リスク許容度、その他必要な事項を把握したうえで投資戦略を策定し、自身の判断によって投資銘柄を決定するとともに、投資環境等の変化に応じて運用に万全を期します。

３．ポートフォリオ・マネージャーの運用に係るリスク管理および投資行動のチェックについては、運用部門において部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによるミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。また、運用に関するコンプライアンス部門においては、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜関係部門にフィードバックしています。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

2019年12月30日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、追加型株式投資信託157本、親投資信託51本で、親投資信託を除いた純資産の合計は総額3,334,713,580,311円です。

３【委託会社等の経理状況】

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第33期事業年度（2018年４月１日から2019年３月31日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。第34期事業年度の中間会計期間（2019年４月１日から2019年９月30日まで）の中間財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

当社は財務諸表の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。
具体的には、企業会計基準及び同適用指針、日本公認会計士協会が公表する委員会報告等の公開情報、各種関係諸法令の改廃に応じて、当社として必要な対応を適時に協議しております。

独立監査人の監査報告書

2019年６月10日

フィデリティ投信株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の2019年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

		第32期 （2018年３月31日）	第33期 （2019年３月31日）
資産の部			
流動資産			
現金及び預金		975,413	1,427,907
立替金		72,930	100,317
前払費用		28,800	13,866
未収委託者報酬		5,464,066	5,388,448
未収収益		1,921,861	741,116
未収入金	＊１	365,790	150,419
繰延税金資産		607,573	―
未収還付法人税等		―	50,510
未収還付消費税等		―	120,394
流動資産計		9,436,436	7,992,981
固定資産			
無形固定資産			
電話加入権		7,487	7,487
無形固定資産合計		7,487	7,487
投資その他の資産			
長期貸付金	＊１	22,863,900	23,346,748
長期差入保証金		17,804	25,145
繰延税金資産		778,438	1,089,396
その他		230	430
投資その他の資産合計		23,660,373	24,461,720
固定資産計		23,667,860	24,469,207
資産合計		33,104,296	32,462,188
負債の部			
流動負債			
預り金		103,438	30,687
未払金	＊１		
未払手数料		2,425,583	2,369,952
その他未払金		2,622,149	1,653,290
未払費用		551,982	592,634
未払法人税等		193,363	―
未払消費税等		291,148	―
賞与引当金		1,858,394	1,469,810
その他流動負債		931	931
流動負債合計		8,046,992	6,117,307
固定負債			
長期賞与引当金		239,904	298,547
退職給付引当金		4,786,190	4,712,577
固定負債合計		5,026,094	5,011,125
負債合計		13,073,087	11,128,432
純資産の部			
株主資本			
資本金		1,000,000	1,000,000
利益剰余金			
利益準備金		100,000	100,000
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		18,931,208	20,233,755
利益剰余金合計		19,031,208	20,333,755
株主資本合計		20,031,208	21,333,755
純資産合計		20,031,208	21,333,755
負債・純資産合計		33,104,296	32,462,188

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

		第32期 （自　2017年４月１日 至　2018年３月31日）	第33期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）
営業収益			
委託者報酬		47,015,140	38,212,229
その他営業収益		4,392,629	3,152,985
営業収益計		51,407,769	41,365,214
営業費用	＊１		
支払手数料		22,128,840	17,804,844
広告宣伝費		493,950	504,887
調査費			
調査費		487,993	606,194
委託調査費		10,160,657	7,658,693
営業雑経費			
通信費		50,195	35,533
印刷費		117,152	63,293
協会費		35,503	30,701
諸会費		1,555	2,487
営業費用計		33,475,849	26,706,635
一般管理費			
給料			
給料・手当		2,529,490	2,408,072
賞与		2,272,929	1,717,394
福利厚生費		593,981	580,285
交際費		27,478	22,538
旅費交通費		176,209	156,818
租税公課		129,039	96,478
弁護士報酬		15,719	9,625
不動産賃貸料・共益費		602,626	598,215
支払ロイヤリティ		1,033,326	305,883
退職給付費用		201,666	210,619
消耗器具備品費		5,733	8,177
事務委託費		6,503,327	6,249,198
諸経費		322,446	325,845
一般管理費計		14,413,974	12,689,151
営業利益		3,517,944	1,969,426
営業外収益			
受取利息	＊１	122,290	139,478
保険配当金		8,991	8,570
為替差益		86,339	－
雑益		4,534	6,818
営業外収益計		222,156	154,868
営業外費用			
寄付金		－	41
為替差損		－	90,627
営業外費用計		－	90,668
経常利益		3,740,101	2,033,626
特別損失			
特別退職金		285,710	49,075
事務過誤損失		596	－
特別損失計		286,306	49,075
税引前当期純利益		3,453,794	1,984,550
法人税、住民税及び事業税		1,212,425	385,388
法人税等調整額		(136,204)	296,615
法人税等合計		1,076,221	682,003
当期純利益		2,377,574	1,302,546

（３）【株主資本等変動計算書】

第32期（自　2017年4月1日　至　2018年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
			繰越利益剰余金		
当期首残高	1,000,000	100,000	16,553,634	16,653,634	17,653,634
当期変動額					
当期純利益	－	－	2,377,574	2,377,574	2,377,574
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	2,377,574	2,377,574	2,377,574
当期末残高	1,000,000	100,000	18,931,208	19,031,208	20,031,208

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	－	－	17,653,634
当期変動額			
当期純利益	－	－	2,377,574
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－
当期変動額合計	－	－	2,377,574
当期末残高	－	－	20,031,208

第33期（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
			繰越利益剰余金		
当期首残高	1,000,000	100,000	18,931,208	19,031,208	20,031,208
当期変動額					
当期純利益	－	－	1,302,546	1,302,546	1,302,546
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	1,302,546	1,302,546	1,302,546
当期末残高	1,000,000	100,000	20,233,755	20,333,755	21,333,755

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	－	－	20,031,208
当期変動額			
当期純利益	－	－	1,302,546
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－
当期変動額合計	－	－	1,302,546
当期末残高	－	－	21,333,755

重要な会計方針

1.　資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

2.　引当金の計上基準

(1)　貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)　退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、発生年度に全額費用処理しております。

(3)　賞与引当金、長期賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

3.　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(2)　連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

（未適用の会計基準等）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　平成30年3月30日）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　平成30年3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1 ： 顧客との契約を識別する。

ステップ2 ： 契約における履行義務を識別する。

ステップ3 ： 取引価格を算定する。

ステップ4 ： 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5 ： 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

表示方法の変更

1.　「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年2月16日）等を当会計期間から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

＊1 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。

	第32期 （2018年3月31日）	第33期 （2019年3月31日）
未収入金	75,889 千円	108,246 千円
その他未払金	2,274,334 千円	1,254,001 千円
長期貸付金	21,400,000 千円	21,850,000 千円

（損益計算書関係）

＊1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	第32期 （自　2017年4月 1日 至　2018年3月31日）	第33期 （自　2018年4月 1日 至　2019年3月31日）
営業費用	13,524,345 千円	11,203,862 千円
受取利息	57,463 千円	61,374 千円

（株主資本等変動計算書関係）

第32期（自　2017年4月1日　至　2018年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	20,000株	－	－	20,000株
合計	20,000株	－	－	20,000株

第33期（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	20,000株	－	－	20,000株
合計	20,000株	－	－	20,000株

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1.　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。また、所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は、銀行の信用リスクに晒されておりますが、預金に関しては数行に分散して預入しており、リスクの軽減を図っております。営業債権である未収委託者報酬および未収収益、未収入金については、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収収益は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理
当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2.　金融商品の時価に関する事項
貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

第32期（2018年3月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
（1）現金及び預金	975,413	975,413	－
（2）未収委託者報酬	5,464,066	5,464,066	－
（3）未収収益	1,921,861	1,921,861	－
（4）未収入金	365,790	365,790	－
（5）長期貸付金	22,863,900	22,863,900	－
資産計	31,591,030	31,591,030	－
（1）未払手数料	2,425,583	2,425,583	－
（2）その他未払金	2,622,149	2,622,149	－
負債計	5,047,732	5,047,732	－

第33期（2019年3月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
（1）現金及び預金	1,427,907	1,427,907	－
（2）未収委託者報酬	5,388,448	5,388,448	－
（3）未収収益	741,116	741,116	－
（4）未収入金	150,419	150,419	－
（5）長期貸付金	23,346,748	23,346,748	－
資産計	31,054,638	31,054,638	－
（1）未払手数料	2,369,952	2,369,952	－
（2）その他未払金	1,653,290	1,653,290	－
（3）未払費用	592,634	592,634	－
負債計	4,615,876	4,615,876	－

（注）1.　金融商品の時価の算定方法に関する事項
第32期（2018年3月31日）
資　産
（1）現金及び預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収収益、（4）未収入金
これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
（5）長期貸付金
変動金利によるものであり、時価はほぼ帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負　債

（1）未払手数料、（2）その他未払金

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

第33期（2019年3月31日）

資　産

（1）現金及び預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収収益、（4）未収入金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（5）長期貸付金

変動金利によるものであり、時価はほぼ帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負　債

（1）未払手数料、（2）その他未払金、（3）未払費用

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）2.　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第32期（2018年3月31日）

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	975,413	－	－	－
未収委託者報酬	5,464,066	－	－	－
未収収益	1,921,861	－	－	－
未収入金	365,790	－	－	－
合計	8,727,132	－	－	－

金銭債権のうち長期貸付金(22,863,900千円)については、契約上返済期限の定めがないため、上記に含めておりません。

第33期（2019年3月31日）

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	1,427,907	－	－	－
未収委託者報酬	5,388,448	－	－	－
未収収益	741,116	－	－	－
未収入金	150,419	－	－	－
合計	7,707,892	－	－	－

金銭債権のうち長期貸付金(23,346,748千円)については、契約上返済期限の定めがないため、上記に含めておりません。

（有価証券関係）

第32期（2018年3月31日）

1.　その他有価証券

該当事項はありません。

2.　当事業年度中に売却したその他有価証券（自2017年4月1日　至2018年3月31日）

該当事項はありません。

第33期（2019年3月31日）

1.　その他有価証券

該当事項はありません。

2.　当事業年度中に売却したその他有価証券（自2018年4月1日　至2019年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）
第32期（自　2017年4月1日　至　2018年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要
当社は確定給付型年金制度及び確定拠出型年金制度を採用しております。

2．確定給付型年金制度
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	（千円）
退職給付債務の期首残高	5,081,972
勤務費用	195,462
利息費用	10,317
数理計算上の差異の発生額	△59,517
退職給付の支払額	△315,132
制度改定による変動額	－
為替変動による影響額	△130,690
その他	△5,965
退職給付債務の期末残高	4,776,447

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	（千円）
非積立型制度の退職給付債務	4,776,447
未認識過去勤務費用	9,743
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,786,190
退職給付引当金	4,786,190
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,786,190

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	（千円）
勤務費用	195,462
利息費用	10,317
数理計算上の差異の費用処理額	△59,517
過去勤務債務の費用処理額	△2,575
確定給付型年金制度に係る退職給付費用	143,687

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項
当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎
割引率　0.4%

3．確定拠出制度
当社の確定拠出制度への要拠出額は90,790千円であります。

第33期（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要
当社は確定給付型年金制度及び確定拠出型年金制度を採用しております。

2．確定給付型年金制度
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	（千円）
退職給付債務の期首残高	4,776,447
勤務費用	177,913
利息費用	7,651
数理計算上の差異の発生額	△35,733
退職給付の支払額	△341,816
制度改定による変動額	－
為替変動による影響額	120,471
その他	△225
退職給付債務の期末残高	4,704,708

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	（千円）
非積立型制度の退職給付債務	4,704,708
未認識過去勤務費用	7,869
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,712,577
退職給付引当金	4,712,577
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,712,577

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	（千円）
勤務費用	177,913
利息費用	7,651
数理計算上の差異の費用処理額	△35,733
過去勤務債務の費用処理額	△1,874
確定給付型年金制度に係る退職給付費用	147,957

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項
当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎
割引率　0.4%

3．確定拠出制度
当社の確定拠出制度への要拠出額は86,210千円であります。

（ストック・オプション等関係）
該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第32期 （2018年3月31日）	第33期 （2019年3月31日）
（流動）	（千円）	（千円）
繰延税金資産		
未払費用	186,465	101,830
賞与引当金	561,152	441,058
その他	62,704	20,196
繰延税金資産合計	810,321	563,084
繰延税金負債		
未払金	202,748	186,975
繰延税金資産又は繰延税金負債（△）の純額	607,573	376,109
（固定）	（千円）	（千円）
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,473,419	1,451,987
資産除去債務	2,685	2,685
その他	81,708	96,782
繰延税金資産小計	1,557,812	1,551,454
評価性引当額	△765,291	△803,096
繰延税金資産合計	792,521	748,358
繰延税金負債		
長期貸付金	△14,084	△35,073
繰延税金資産又は繰延税金負債（△）の純額	778,437	713,285

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第32期 （2018年3月31日）	第33期 （2019年3月31日）
法定実効税率	30.62%	30.62%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.32%	1.81%
評価性引当額	△1.47%	1.90%
過年度法人税等	0.27%	△0.04%
税率変更差異	0.00%	0.00%
その他	0.42%	0.08%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.16%	34.38%

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）
該当事項はありません。

（資産除去債務関係）
当社は建物所有者との間で事業用不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、直接減額しております。

（賃貸等不動産関係）
該当事項はありません。

（セグメント情報等）
セグメント情報
第32期（自　2017年4月1日　至　2018年3月31日）及び 第33期（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）
当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報
第32期（自2017年4月1日 至2018年3月31日）
1.　サービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託の運用	投資顧問業	合計
外部顧客への売上高	47,015,140	2,583,082	49,598,222

2.　地域ごとの情報
(1)　売上高
本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90％を超えるため、記載を省略しております。

3.　主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

投資信託の名称	委託者報酬	関連するサービスの種類
フィデリティ・ＵＳ リート・ファンドＢ（為替ヘッジなし）	14,973,284	投資信託の運用
フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・ファンド	13,887,634	投資信託の運用
フィデリティ・日本成長株・ファンド	5,377,121	投資信託の運用

第33期（自2018年4月1日 至2019年3月31日）
1.　サービスごとの情報
単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

2.　地域ごとの情報
(1)　売上高
本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90％を超えるため、記載を省略しております。

3.　主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

投資信託の名称	委託者報酬	関連するサービスの種類
フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・ファンド	10,579,865	投資信託の運用
フィデリティ・ＵＳリート・ファンドＢ（為替ヘッジなし）	9,025,455	投資信託の運用
フィデリティ・日本成長株・ファンド	5,447,177	投資信託の運用

関連当事者情報

第32期（自　2017年4月1日　至　2018年3月31日）

関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	会社等の所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
親会社	FIL Limited	英領バミューダ、ペンブローク市	千米ドル 6,825	投資顧問業	被所有 間接 100 %	投資顧問契約の再委任等役員の兼任	委託調査等報酬（注3） 共通発生経費負担額（注4）	千円 41,611 9,313,596	未収入金 未払金	千円 55,710 565,117
親会社	フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区	千円 4,510,000	グループ会社経営管理	被所有 直接 100 %	当社事業活動の管理等役員の兼任	金銭の貸付（注1） 利息の受取（注1） 共通発生経費負担額（注4） 連結法人税の個別帰属額	千円 1,370,000 57,463 525,884 －	長期貸付金 未収入金 未払金 未払金	千円 21,400,000 20,178 100,806 926,608
親会社	FIL Asia Holdings Pte. Limited	シンガポール、ブルバード市	千米ドル 189,735	グループ会社経営管理	被所有 間接 100%	営業取引	共通発生経費負担額（注4）	千円 3,456,684	未払金	千円 681,294

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
同一の親会社をもつ会社	フィデリティ証券株式会社	東京都港区	千円 8,557,500	証券業	なし	当社設定投資信託の募集・販売	共通発生経費負担額（注4） 投資信託販売に係る代行手数料（注5）	千円 648,819 1,046,990	未収入金 未払金	千円 9,821 206,260
同一の親会社をもつ会社	FIL Investment Management (Hong Kong) Limited	香港、セントラル市	千米ドル 22,897	証券投資顧問業	なし	当社事業活動へのサービスの提供	共通発生経費負担額（注4）	千円 1,025,434	未払金	千円 60,135
同一の親会社をもつ会社	FIL (Luxembourg) S.A.	ルクセンブルグ、ルクセンブルグ市	千米ドル 1,676	証券投資顧問業	なし	商標使用契約	ロイヤリティの支払	千円 1,033,326	未払金	千円 29,993

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2)取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注3)当社の主要な事業領域である投信・投資顧問業から包括的に発生する収益であります。

(注4)共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

(注5)代行手数料については、一般取引条件を基に、両社協議の上合理的に決定しております。

第33期（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）

関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	会社等の所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
			千米ドル					千円		千円
親会社	FIL Limited	英領バミューダ、ペンブローク市	6,981	投資顧問業	被所有 間接 100 %	投資顧問契約の再委任等役員の兼任	委託調査等報酬（注3）	－	未収入金	82,094
							共通発生経費負担額（注4）	6,977,863	未払金	557,126
			千円					千円		千円
親会社	フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区	4,510,000	グループ会社経営管理	被所有 直接 100 %	当社事業活動の管理等役員の兼任	金銭の貸付（注1）	450,000	長期貸付金	21,850,000
							利息の受取（注1）	61,374	未収入金	20,309
							共通発生経費負担額（注4）	429,152	未払金	81,239
							連結法人税の個別帰属額	－	未払金	294,863
			千米ドル					千円		千円
親会社	FIL Asia Holdings Pte. Limited	シンガポール、ブルバード市	189,735	グループ会社経営管理	被所有 間接 100%	営業取引	共通発生経費負担額（注4）	3,796,845	未払金	314,928

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
			千円					千円		千円
同一の親会社をもつ会社	フィデリティ証券株式会社	東京都港区	9,257,500	証券業	なし	当社設定投資信託の募集・販売	共通発生経費負担額（注4）	600,501	未払金	23,643
							投資信託販売に係る代行手数料（注5）	877,675	未払金	174,703
			千米ドル					千円		千円
同一の親会社をもつ会社	FIL Investment Management (Hong Kong) Limited	香港、セントラル市	22,897	証券投資顧問業	なし	当社事業活動へのサービスの提供	共通発生経費負担額（注4）	717,522	未払金	71,425
			千米ドル					千円		千円
同一の親会社をもつ会社	FIL (Luxembourg) S.A.	ルクセンブルグ、ルクセンブルグ市	1,676	証券投資顧問業	なし	商標使用契約	ロイヤリティの支払	305,883	未払金	127,244

取引条件及び取引条件の決定方針等
(注1)資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。
(注2)取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
(注3)当社の主要な事業領域である投信・投資顧問業から包括的に発生する収益であります。
(注4)共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。
(注5)代行手数料については、一般取引条件を基に、両社協議の上合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

	第32期 （自　2017年4月 1日 至　2018年3月31日）	第33期 （自　2018年4月 1日 至　2019年3月31日）
１株当たり純資産額	1,001,560円45銭	1,066,687円79銭
１株当たり当期純利益	118,878円71銭	65,127円34銭

(注1)1. なお潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純損失金額又は1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第32期 （自　2017年4月 1日 至　2018年3月31日）	第33期 （自　2018年4月 1日 至　2019年3月31日）
当期純利益(千円)	2,377,574	1,302,546
普通株主に帰属しない金額(千円)	―	―
普通株式に係る当期純利益(千円)	2,377,574	1,302,546
期中平均株式数	20,000株	20,000株

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年12月６日

フィデリティ投信株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大田 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第34期事業年度の中間会計期間（2019年４月１日から2019年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の2019年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2019年４月１日から2019年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2019年11月29日開催の臨時株主総会において、親会社であるフィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社に対する剰余金の配当を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第34期中間会計期間末 (2019年9月30日)	
科目	注記番号	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)			
Ⅰ　流動資産			
現金及び預金		1,082,828	
未収委託者報酬		5,370,889	
未収収益		430,461	
未収入金		174,681	
その他		80,356	
流動資産計		7,139,217	21.0
Ⅱ　固定資産			
無形固定資産		7,487	
投資その他の資産			
長期貸付金		25,956,657	
長期差入保証金		19,170	
会員預託金		430	
繰延税金資産		906,522	
投資その他の資産計		26,882,781	79.0
固定資産計		26,890,268	79.0
資産合計		34,029,485	100.0

		第34期中間会計期間末 (2019年9月30日)	
科目	注記番号	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)			
Ⅰ　流動負債			
未払手数料		2,360,675	
その他未払金		1,179,537	
未払費用		319,503	
未払法人税等		81,956	
賞与引当金		1,668,432	
その他	*1	192,621	
流動負債計		5,802,726	17.1
Ⅱ　固定負債			
長期賞与引当金		527,631	
退職給付引当金		4,680,295	
固定負債計		5,207,927	15.3
負債合計		11,010,653	32.4
(純資産の部)			
株主資本			
資本金		1,000,000	
利益剰余金			
利益準備金		100,000	
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		21,918,831	
利益剰余金合計		22,018,831	
株主資本合計		23,018,831	67.6
純資産合計		23,018,831	67.6
負債・純資産合計		34,029,485	100.0

(2) 中間損益計算書

		第34期中間会計期間 自　2019年4月1日 至　2019年9月30日	
科目	注記番号	金額 (千円)	百分比 (%)
Ⅰ　営業収益			
委託者報酬		17,981,157	
その他営業収益		1,138,117	
営業収益計		19,119,274	100.0
Ⅱ　営業費用及び一般管理費		17,915,356	93.7
営業利益		1,203,918	6.3
Ⅲ　営業外収益	*2	107,734	0.6
Ⅳ　営業外費用		－	－
経常利益		1,311,652	6.9
Ⅴ　特別利益		797,838	4.2
賞与引当金戻入益	*3	797,838	4.2
Ⅵ　特別損失		6,785	0.0
特別退職金		6,775	0.0
事務過誤損失		10	0.0
税引前中間純利益		2,102,705	11.0
法人税等	*1	417,629	2.2
中間純利益		1,685,076	8.8

重要な会計方針

項目	第34期中間会計期間 自　2019年4月1日 至　2019年9月30日
1. 引当金の計上基準	(1) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、発生年度に全額費用処理しております。 (2) 賞与引当金、長期賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。
2 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

注記事項
（中間貸借対照表関係）

項目	第34期中間会計期間末 2019年9月30日
＊1　消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

項目	第34期中間会計期間 自　2019年4月1日 至　2019年9月30日
＊1　税金費用の取扱い	税金費用については、簡便法による税効果会計を適用しているため、法人税等調整額は法人税等に含めて表示しております。
＊2　営業外収益の主要な項目	営業外収益のうち主要な項目は以下のとおりであります。 貸付金利息　74,903千円
＊3　特別利益に計上されている賞与引当金戻入益	当社グループは当中間会計期間において賞与引当金の見積期間（7月1日から6月30日を1月1日から12月31日に）の改定を行いました。これに伴い、2019年6月30日時点で計上されていた賞与引当金のうち797,838千円を取り崩し、当中間会計期間において賞与引当金戻入益として認識しております。

（リース取引関係）
第34期中間会計期間（自　2019年4月1日　至　2019年9月30日）
　該当事項はありません。

（金融商品関係）

第34期中間会計期間（2019年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注）２．参照）

	中間貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
（１）現金及び預金	1,082,828	1,082,828	－
（２）未収委託者報酬	5,370,889	5,370,889	－
（３）未収収益	430,461	430,461	－
（４）未収入金	174,681	174,681	－
（５）長期貸付金	25,956,657	25,956,657	－
資産計	33,015,518	33,015,518	－
（１）未払手数料	2,360,675	2,360,675	－
（２）その他未払金	1,179,537	1,179,537	－
負債計	3,540,212	3,540,212	－

（注）　１.金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

（１）現金及び預金、（２）未収委託者報酬、（３）未収収益、（４）未収入金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（５）長期貸付金

変動金利によるものであり、時価はほぼ帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

（１）未払手数料、（２）その他未払金

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

（有価証券関係）

第34期中間会計期間（2019年9月30日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第34期中間会計期間（2019年9月30日）

該当事項はありません。

（ストックオプション等関係）

第34期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第34期中間会計期間（2019年9月30日）

当社は建物所有者との間で事業用不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、直接減額しております。

（持分法損益等）

第34期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

第34期中間会計期間（2019年9月30日）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

第34期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第34期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

１．サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

投資信託の名称	委託者報酬 （単位：千円）	関連するサービスの種類
フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・ファンド	4,614,955	投資信託の運用
フィデリティ・ＵＳリート・ファンドＢ （為替ヘッジなし）	4,127,388	投資信託の運用
フィデリティ・日本成長株・ファンド	2,553,385	投資信託の運用

（1株当たり情報）

	第34期中間会計期間 自　2019年4月1日 至 2019年9月30日
1株当たり純資産額	1,150,941.60円
1株当たり中間純利益金額	84,253.81円
（算定上の基礎）	
中間純利益金額	1,685,076千円
普通株主に帰属しない金額	－
普通株式に係る中間純利益金額	1,685,076千円
普通株式の期中平均株式数	20,000株

（注）潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

臨時配当

当社は2019年11月29日臨時株主総会にて決議されたフィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社（当社株主）に対する剰余金配当を以下の通り行いました。

１．配当財産の種類及び帳簿価額の総額

現物配当

当社とフィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社との間の2010年11月17日付け「JPY20,000,000,000 LOAN FACILITY AGREEMENT」（2015年10月16日付けの改訂契約を含む。）に基づく当社のフィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社に対する貸付金のうち、元本金額200億円に相当する部分の貸付金

２．株主に対する配当財産の割当てに関する事項

下記３．で定められた日付現在の株主に対し、その有する株式の割合に従い配当を行いました。

３．剰余金の配当の効力が生ずる日

2019年11月29日

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令、およびその他関連諸法令等で認められているものを除きます。）。

(2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令、およびその他関連諸法令等で認められているものを除きます。）。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行なうこと。

(4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

(5) 上記（３）（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 事業譲渡または事業譲受

該当ありません。

(3) 出資の状況

該当ありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に関し、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を与えた事実および重要な影響を与えることが予想される事実は存在しておりません。

追加型証券投資信託

フィデリティ・退職設計・ファンド（１年決算型）

投資信託約款

フィデリティ・退職設計・ファンド（１年決算型）

－　運用の基本方針　－

投資信託約款第 19 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的に運用を行ないます。

２．運用方法

(1)　投資対象

主として、投資信託証券に投資します。

(2)　投資態度

①　主として、投資信託証券に投資を行ないます。なお、短期金融商品に直接投資を行なう場合があります。

②　主として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）への投資を通じて、実質的に国内株式、海外株式、国内債券、海外債券、国内外の不動産投資信託（ＲＥＩＴ）、国内短期債券・短期金融商品に分散投資を行ないます。

③　各指定投資信託証券の運用は、主としてFIL・リミテッドおよびフィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー・エルエルシーならびにそれらの関連会社が運用する国内外の投資信託証券への投資を通じて行ない、ファンド分散・地域（種別）分散を図ります。

④　各資産クラスの資産配分は、概ね投資信託財産の純資産総額に対して以下の比率を基本投資割合とします：

国内株式……10％
海外株式……５％
国内債券……60％
海外債券……10％
国内外の不動産投資信託（ＲＥＩＴ）…５％
国内短期債券・短期金融商品……10％

⑤　実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。

⑥　資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

(3)　投資制限

①　投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行ないません。

②　外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。（当該外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行なうことができます。）

③　公社債の貸付は、約款第21条の範囲で行ないます。

④　同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10％以内とします。

⑤　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

３．収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。

③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託「フィデリティ・退職設計・ファンド（１年決算型)」
投資信託約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、証券投資信託であり、フィデリティ投信株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、投資信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第２条　受託者は、信託法第26条第１項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

（信託の目的および金額）

第３条　委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第４条　委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　追加信託が行なわれたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、第１項の限度額を増額することができます。

（信託期間）

第５条　この信託の期間は、信託契約締結日から第41条第７項、第42条第１項、第43条第１項、第44条第１項または第46条第２項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第６条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投資信託法」といいます。）第２条第８項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第７条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第８条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第８条　委託者は、第３条の規定による受益権については1,000億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第９条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、「社債、株式等の振替に関する法律」が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法の規定に従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第９条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③　第23条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場

の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条　この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむをえない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとし、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、委託者は、受益者に対して実費を請求することができるものとします。

③　委託者は、第８条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条　受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第13条　委託者の指定する取扱金融機関等（証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）以下同じ。）および銀行、保険会社等の登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）本約款において証券会社と総称して「取扱金融機関等」といいます。）は、第８条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する取扱金融機関等が定める申込単位をもって売却することができるものとします。ただし、取得申込日が別に定める休業日と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付は行ないません。

②　前項の受益権の価額は、１口につき、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、１口当たり１円に、手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③　前項の手数料の額は、委託者の指定する取扱金融機関等がそれぞれ定めるものとします。

④　前各項の規定にかかわらず、受益者が、委託者の指定する取扱金融機関等と別に定める自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。）に従って結んだ契約（以下「累積投資契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、１口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。その場合の１口当たりの受益権の価額は、原則として第33条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤　第１項の取得申込者は、委託者の指定する取扱金融機関等に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する取扱金融機関等は、当該取得申込の代金（第２項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加

の記載または記録を行なうことができます。

⑥　前各項の規定にかかわらず、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情がある時は、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第16条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託法第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ　有価証券

ロ　金銭債権

ハ　約束手形

２．次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

（運用の指図範囲）

第17条　委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．国債証券

２．地方債証券

３．特別の法律により法人の発行する債券

４．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

５．短期社債等（社債等の振替に関する法律第66条第１号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第１項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第２条第８項に規定する特定短期社債、商工組合中央金庫法第33条ノ２に規定する短期商工債、信用金庫法第54条の４第１項に規定する短期債、農林中央金庫法第62条の２第１項に規定する短期農林債をいいます。）

６．コマーシャル・ペーパー

７．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するも

の

８．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）

９．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいい、振替投資口を含みます。）

10．外国法人が発行する譲渡性預金証書

11．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第１号から第５号までの証券および第７号の証券または証書のうち第１号から第５号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は現先取引および債券貸借取引に限り行なうことができます。また、第８号の証券および第９号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第18条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託法ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第24条において同じ。）、第24条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条および第17条第１項ならびに第２項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託法ならびに関連法令に反しない限り行なうことができます。

② 前項の取扱いは、第19条ないし第21条、第23条、第28条ないし第30条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第19条　委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（運用の権限委託）

第19条の２　委託者は、基本資産配分の運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

名　称：FIL Investment Management (Hong Kong) Limited

所在地：Admiralty, Hong Kong

② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第36条に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとします。

③ 第１項の規定にかかわらず、第１項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、投資信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

第20条　（削　除）

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第21条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する公社債について、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（特別な場合の外貨建有価証券への投資制限）

第22条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第23条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（信託業務の委託等）

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること。

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．投資信託財産の保存に係る業務

２．投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

４．受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

④ 保管業務に関する費用は、受益者の負担とし、投資信託財産中より支弁します。

第25条 （削 除）

（混蔵寄託）

第26条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第27条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して

管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第28条　委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第29条　委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第30条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、当該資金借入額は、借入指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10％を超えないものとします。

③　収益分配金の再投資に係る借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は受益者の負担とし、投資信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第31条　委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第32条　投資信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第33条　この信託の計算期間は、毎年11月11日から翌年11月10日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、第１期の計算期間は2007年３月１日から2007年11月10日（当該日が休業日の場合は翌営業日）までとし、最終計算期間の終了日は、第５条に定める信託期間の終了日とします。

（投資信託財産に関する報告）

第34条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これ

を委託者に提出します。

（信託事務の諸費用等）

第35条　投資信託財産に関する租税および信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

②　前項の諸費用に加え、以下の諸費用（以下、消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。

１．投資信託振替制度に係る手数料および費用

２．有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用

３．目論見書の作成、印刷および交付に係る費用

４．投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用

５．運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）

６．この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

７．この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

③　委託者は、前項に定める諸費用の支払いを投資信託財産のために行ない、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることもできます。

④　前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑤　第３項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第33条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期の最初の６ヶ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期間終了日または信託終了のときに投資信託財産から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第36条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第33条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の47.5の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヶ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期間末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第１項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第37条　投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、第24条、第30条、第35条および第36条の規定による支出金を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、第24条、第30条、第35条および第36条の規定による支出金を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第38条　収益分配金は、毎計算期間の終了日後１ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する取扱金融機関等に支払われます。この場合委託者の指定する取扱金融機関等は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後１ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　一部解約金（第41第３項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、受益者の一部解約の実行の請求を受付けた日（以下「解約請求受付日」といいます。）から起算して、原則として６営業日目から受益者に支払います。

⑤　前各項（第２項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する取扱金融機関等の営業所において行なうものとします。本条に定める受益者への支払いについては、委託者は当該委託者の指定する取扱金融機関等に対する支払いをもって免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託者が一定期間経過後当該委託者の指定する取扱金融機関等より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦　前項の「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第39条　受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払を請求しないとき、または償還金について前条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第40条　受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については第38条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第38条第４項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第41条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する取扱金融機関等がそれぞれ委託会社

の承認を得て定める解約単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。ただし、一部解約の実行の請求日が、別に定める休業日と同日の場合には、一部解約の実行の請求の受付は行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、やむを得ない事情のある場合はこの限りではないこととします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

④ 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する取扱金融機関等に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、一部解約の金額が多額な場合、投資信託の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第３項の規定に準じて計算された価額とします。

⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、第42条の規定に従います。

（信託契約の解約）

第42条 委託者は、第41条第７項の場合の他、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の場合、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第１項の信託契約の解約をしないものとします。

⑤ 委託者は、前項の規定により、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑥ 第３項から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第３項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第44条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第４項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第45条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第46条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定に従い、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

③　委託者は、受託者につき以下の事由が生じた場合、受益者の利益のため必要と認めるときは、法令に従い受託者を解任することができます。受託者の解任に伴う取扱いについては、前２項に定める受託者の辞任に伴う取扱いに準じます。

１．支払いの停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。

２．手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

３．投資信託財産について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。

４．受託者がこの投資信託約款上の重大な義務の履行を怠ったとき。

５．その他委託者の合理的な判断において、受託者の信用力が著しく低下し、委託者による投資信託財産の運用の指図または受託者による投資信託財産の保管に支障をきたすと認められるとき。

④　本条に基づき受託者が辞任しまたは解任されたまたは解任されうる場合において、委託者がこの投資信託約款に定める受託者の義務を適切に履行する能力ある新受託者を選任することが不可能または困難であるときには、委託者は解任権を行使する義務も新受託者を選任する義務も負いません。委託者は、本条に基づく受託者の解任または新受託者の選任についての判断を誠実に行なうよう努めるものとしますが、かかる判断の結果解任されなかった受託者または選任された新受託者が倒産等によりこの投資信託約款に定める受託者の義務を履行できなくなった場合には、委託者は、当該判断時において悪意であった場合を除き、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

（投資信託約款の変更）

第47条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとします。この場合、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第１項の投資信託約款の変更をしないものとします。

⑤　委託者は、前項の規定により、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られ

たる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

（反対者の買取請求権）

第48条　第41条第７項および第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行なう場合において、第42条第３項または前条第３項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、第42条第２項または前条第２項に規定する公告または書面に付記します。

②　前項の買取請求の取扱いについては、委託者、受託者および委託者の指定する取扱金融機関等の協議により決定するものとします。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第48条の２　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（公告）

第49条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.fidelity.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第50条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他法令等に従って取扱われます。

（投資信託約款に関する疑義の取扱い）

第51条　この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　2007年３月１日

委託者　　東京都港区虎ノ門４丁目３番１号
城山トラストタワー
フィデリティ投信株式会社

受託者　　東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
三菱UFJ信託銀行株式会社

１．投資信託約款第13条第１項および第41条第１項の「別に定める休業日」とは、次の通りとします。

ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークにおける銀行休業日
英国における休業日

２．投資信託約款第17条第１項および別に定める運用の基本方針の「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。

フィデリティ・日本株式・マザーファンド（国内証券投資信託）
フィデリティ・海外株式・マザーファンド（国内証券投資信託）
フィデリティ・国内債券・マザーファンド（国内証券投資信託）
フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド（国内証券投資信託）
フィデリティ・グローバル・リート・マザーファンド（国内証券投資信託）
フィデリティ・ファンズ－アメリカン・ディバーシファイド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズ－アメリカ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズ－アメリカン・グロース・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズ－ユーロ・ブルーチップ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズ－ヨーロピアン・グロース・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズ－ヨーロピアン・ラージャー・カンパニーズ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズ－ヨーロピアン・ダイナミック・グロース・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズ－ヨーロピアン・スモーラー・カンパニーズ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズ－ユナイテッド・キングダム・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズ－アジアン・スペシャル・シチュエーション・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズ－アジア・パシフィック・オポチュニティーズ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズ－アジア・フォーカス・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズ－オーストラリア・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズ－アジア・パシフィック・ディビデンド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・アメリカン・ファンド（英国籍証券投資法人）
フィデリティ・US エクイティ・インカム・ファンド（適格機関投資家専用）（国内証券投資信託）
フィデリティ・ファンズ－ヨーロピアン・ディビデンド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズ－ファースト・ヨーロピアン・バリュー・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズ－サステナブル・ユーロゾーン・エクイティ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズ－ＵＳドル・キャッシュ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・日本債券・ファンド（適格機関投資家専用）（国内証券投資信託）
フィデリティ・日本債券・ファンドⅡ（適格機関投資家専用）（国内証券投資信託）
フィデリティ・ファンズ－コア・ユーロ・ボンド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズ－ユーロ・ボンド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズ－ヨーロピアン・ハイ・イールド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズ－フレキシブル・ボンド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズ－US ドル・ボンド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズ－US ハイ・イールド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）

フィデリティ・ファンズーエマージング・マーケット・デット・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・インスティテューショナル・UK・アグリゲート・ボンド・ファンド（英国籍証券投資法人）
フィデリティ・US ハイ・イールド・ファンド（適格機関投資家専用）（国内証券投資信託）
フィデリティ・ファンズーアジアン・スモーラー・カンパニーズ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ US クオリティー・インカム UCITS ETF（アイルランド籍証券投資法人）
フィデリティ・欧州中小型株・オープン（適格機関投資家専用）（国内証券投資信託）
フィデリティ・ファンズーインスティテューショナル・アジアパシフィック（除く日本）・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・インスティテューショナル・パシフィック（除く日本）・ファンド（英国籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズーエマージング・アジア・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・日本株ファンド（適格機関投資家用）（国内証券投資信託）
フィデリティ・ファンズーインスティテューショナル・ジャパン・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズージャパン・アグレッシブ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズージャパン・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズージャパン・アドバンテージ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）

追加型証券投資信託

フィデリティ・退職設計・ファンド（隔月決算型）

投資信託約款

フィデリティ・退職設計・ファンド（隔月決算型）

－　運用の基本方針　－

投資信託約款第19条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的に運用を行ないます。

２．運用方法

(1)　投資対象

主として、投資信託証券に投資します。

(2)　投資態度

①　主として、投資信託証券に投資を行ないます。なお、短期金融商品に直接投資を行なう場合があります。

②　主として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）への投資を通じて、実質的に国内株式、海外株式、国内債券、海外債券、国内外の不動産投資信託（ＲＥＩＴ）、国内短期債券・短期金融商品に分散投資を行ないます。

③　各指定投資信託証券の運用は、主としてFIL・リミテッドおよびフィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー・エルエルシーならびにそれらの関連会社が運用する国内外の投資信託証券への投資を通じて行ない、ファンド分散・地域（種別）分散を図ります。

④　各資産クラスの資産配分は、概ね投資信託財産の純資産総額に対して以下の比率を基本投資割合とします：

国内株式……10％
海外株式……５％
国内債券……60％
海外債券……10％
国内外の不動産投資信託（ＲＥＩＴ）…５％
国内短期債券・短期金融商品……10％

⑤　実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。

⑥　資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

(3)　投資制限

①　投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行ないません。

②　外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。（当該外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行なうことができます。）

③　公社債の貸付は、約款第21条の範囲で行ないます。

④　同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10％以内とします。

⑤　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

３．収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。

③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託「フィデリティ・退職設計ファンド（隔月決算型）」
投資信託約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、証券投資信託であり、フィデリティ投信株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、投資信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第２条　受託者は、信託法第26条第１項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

（信託の目的および金額）

第３条　委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第４条　委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　追加信託が行なわれたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、第１項の限度額を増額することができます。

（信託期間）

第５条　この信託の期間は、信託契約締結日から第41条第７項、第42条第１項、第43条第１項、第44条第１項または第46条第２項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第６条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投資信託法」といいます。）第２条第８項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第７条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第８条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第８条　委託者は、第３条の規定による受益権については1,000億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第９条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、「社債、株式等の振替に関する法律」が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法の規定に従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第９条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③　第23条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場

の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条　この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむをえない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとし、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、委託者は、受益者に対して実費を請求することができるものとします。

③　委託者は、第８条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条　受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第13条　委託者の指定する取扱金融機関等（証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および銀行、保険会社等の登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）本約款において証券会社と総称して「取扱金融機関等」といいます。）は、第８条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する取扱金融機関等が定める申込単位をもって売却することができるものとします。ただし、取得申込日が別に定める休業日と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付は行ないません。

②　前項の受益権の価額は、１口につき、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、１口当たり１円に、手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③　前項の手数料の額は、委託者の指定する取扱金融機関等がそれぞれ定めるものとします。

④　前各項の規定にかかわらず、受益者が、委託者の指定する取扱金融機関等と別に定める自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。）に従って結んだ契約（以下「累積投資契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、１口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。その場合の１口当たりの受益権の価額は、原則として第33条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤　第１項の取得申込者は、委託者の指定する取扱金融機関等に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する取扱金融機関等は、当該取得申込の代金（第２項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加

の記載または記録を行なうことができます。

⑥　前各項の規定にかかわらず、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情がある時は、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第16条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託法第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ　有価証券

ロ　金銭債権

ハ　約束手形

２．次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

（運用の指図範囲）

第17条　委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．国債証券

２．地方債証券

３．特別の法律により法人の発行する債券

４．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

５．短期社債等（社債等の振替に関する法律第66条第１号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第１項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第２条第８項に規定する特定短期社債、商工組合中央金庫法第33条ノ２に規定する短期商工債、信用金庫法第54条の４第１項に規定する短期債、農林中央金庫法第62条の２第１項に規定する短期農林債をいいます。）

６．コマーシャル・ペーパー

７．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するも

の

８．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）

９．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいい、振替投資口を含みます。）

10．外国法人が発行する譲渡性預金証書

11．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第１号から第５号までの証券および第７号の証券または証書のうち第１号から第５号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は現先取引および債券貸借取引に限り行なうことができます。また、第８号の証券および第９号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第18条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託法ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第24条において同じ。）、第24条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条および第17条第１項ならびに第２項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託法ならびに関連法令に反しない限り行なうことができます。

② 前項の取扱いは、第19条ないし第21条、第23条、第28条ないし第30条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第19条　委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（運用の権限委託）

第19条の２　委託者は、基本資産配分の運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

名　称：FIL Investment Management (Hong Kong) Limited

所在地：Admiralty, Hong Kong

② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第36条に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとします。

③ 第１項の規定にかかわらず、第１項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、投資信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

第20条　（削　除）

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第21条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する公社債について、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（特別な場合の外貨建有価証券への投資制限）

第22条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第23条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（信託業務の委託等）

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．投資信託財産の保存に係る業務

２．投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

４．受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

④ 保管業務に関する費用は、受益者の負担とし、投資信託財産中より支弁します。

第25条 （削 除）

（混蔵寄託）

第26条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第27条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して

管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第28条　委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第29条　委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第30条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、当該資金借入額は、借入指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10％を超えないものとします。

③　収益分配金の再投資に係る借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は受益者の負担とし、投資信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第31条　委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第32条　投資信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第33条　この信託の計算期間は、毎年１月11日から３月10日まで、３月11日から５月10日まで、５月11日から７月10日まで、７月11日から９月10日まで、９月11日から11月10日までおよび11月11日から翌年１月10日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。ただし、第１期の計算期間は2007年３月１日から2007年５月10日（当該日が休業日の場合は翌営業日）までとし、最終計算期間の終了日は、第５条に定める信託期間の終了日とします。

（投資信託財産に関する報告）

第34条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用等）

第35条　投資信託財産に関する租税および信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

② 前項の諸費用に加え、以下の諸費用（以下、消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。

１．投資信託振替制度に係る手数料および費用

２．有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用

３．目論見書の作成、印刷および交付に係る費用

４．投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用

５．運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）

６．この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

７．この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを投資信託財産のために行ない、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることもできます。

④ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑤ 第３項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第33条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎年５月および11月に到来する計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第36条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第33条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の47.5の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第１項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第37条　投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、第24条、第30条、第35条および第36条の規定による支出金を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、第24条、第30条、第35条および第36条の規定による支出金を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第38条　収益分配金は、毎計算期間の終了日後１ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算

期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する取扱金融機関等に支払われます。この場合委託者の指定する取扱金融機関等は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後１ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第41第３項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、受益者の一部解約の実行の請求を受付けた日（以下「解約請求受付日」といいます。）から起算して、原則として６営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項（第２項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する取扱金融機関等の営業所において行なうものとします。本条に定める受益者への支払いについては、委託者は当該委託者の指定する取扱金融機関等に対する支払いをもって免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託者が一定期間経過後当該委託者の指定する取扱金融機関等より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦ 前項の「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第39条　受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払を請求しないとき、または償還金について前条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第40条　受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については第38条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第38条第４項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第41条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する取扱金融機関等がそれぞれ委託会社の承認を得て定める解約単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。ただし、一部解約の実行の請求日が、別に定める休業日と同日の場合には、一部解約の実行の請求の受

付は行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、やむを得ない事情のある場合はこの限りではないこととします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

④ 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する取扱金融機関等に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、一部解約の金額が多額な場合、投資信託の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第３項の規定に準じて計算された価額とします。

⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、第42条の規定に従います。

（信託契約の解約）

第42条 委託者は、第41条第７項の場合の他、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の場合、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第１項の信託契約の解約をしないものとします。

⑤ 委託者は、前項の規定により、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑥ 第３項から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第３項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第４項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第45条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第46条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定に従い、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

③ 委託者は、受託者につき以下の事由が生じた場合、受益者の利益のため必要と認めるときは、法令に従い受託者を解任することができます。受託者の解任に伴う取扱いについては、前２項に定める受託者の辞任に伴う取扱いに準じます。

１．支払いの停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。

２．手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

３．投資信託財産について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。

４．受託者がこの投資信託約款上の重大な義務の履行を怠ったとき。

５．その他委託者の合理的な判断において、受託者の信用力が著しく低下し、委託者による投資信託財産の運用の指図または受託者による投資信託財産の保管に支障をきたすと認められるとき。

④ 本条に基づき受託者が辞任しまたは解任されたまたは解任されうる場合において、委託者がこの投資信託約款に定める受託者の義務を適切に履行する能力ある新受託者を選任することが不可能または困難であるときには、委託者は解任権を行使する義務も新受託者を選任する義務も負いません。委託者は、本条に基づく受託者の解任または新受託者の選任についての判断を誠実に行なうよう努めるものとしますが、かかる判断の結果解任されなかった受託者または選任された新受託者が倒産等によりこの投資信託約款に定める受託者の義務を履行できなくなった場合には、委託者は、当該判断時において悪意であった場合を除き、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

（投資信託約款の変更）

第47条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとします。この場合、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第１項の投資信託約款の変更をしないものとします。

⑤ 委託者は、前項の規定により、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

（反対者の買取請求権）

第48条　第41条第７項および第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行なう場合において、第42条第３項または前条第３項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、第42条第２項または前条第２項に規定する公告または書面に付記します。

②　前項の買取請求の取扱いについては、委託者、受託者および委託者の指定する取扱金融機関等の協議により決定するものとします。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第48条の２　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（公告）

第49条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.fidelity.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第50条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他法令等に従って取扱われます。

（投資信託約款に関する疑義の取扱い）

第51条　この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　2007年３月１日

委託者　　東京都港区虎ノ門４丁目３番１号
城山トラストタワー
フィデリティ投信株式会社

受託者　　東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
三菱UFJ信託銀行株式会社

１．投資信託約款第13条第１項および第41条第１項の「別に定める休業日」とは、次の通りとします。

ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークにおける銀行休業日
英国における休業日

２．投資信託約款第17条第１項および別に定める運用の基本方針の「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。

フィデリティ・日本株式・マザーファンド（国内証券投資信託）
フィデリティ・海外株式・マザーファンド（国内証券投資信託）
フィデリティ・国内債券・マザーファンド（国内証券投資信託）
フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド（国内証券投資信託）
フィデリティ・グローバル・リート・マザーファンド（国内証券投資信託）
フィデリティ・ファンズ－アメリカン・ディバーシファイド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズ－アメリカ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズ－アメリカン・グロース・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズ－ユーロ・ブルーチップ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズ－ヨーロピアン・グロース・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズ－ヨーロピアン・ラージャー・カンパニーズ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズ－ヨーロピアン・ダイナミック・グロース・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズ－ヨーロピアン・スモーラー・カンパニーズ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズ－ユナイテッド・キングダム・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズ－アジアン・スペシャル・シチュエーション・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズ－アジア・パシフィック・オポチュニティーズ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズ－アジア・フォーカス・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズ－オーストラリア・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズ－アジア・パシフィック・ディビデンド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・アメリカン・ファンド（英国籍証券投資法人）
フィデリティ・USエクイティ・インカム・ファンド（適格機関投資家専用）（国内証券投資信託）
フィデリティ・ファンズ－ヨーロピアン・ディビデンド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズ－ファースト・ヨーロピアン・バリュー・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズ－サステナブル・ユーロゾーン・エクイティ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズ－ＵＳドル・キャッシュ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・日本債券・ファンド（適格機関投資家専用）（国内証券投資信託）
フィデリティ・日本債券・ファンドⅡ（適格機関投資家専用）（国内証券投資信託）
フィデリティ・ファンズ－コア・ユーロ・ボンド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズ－ユーロ・ボンド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズ－ヨーロピアン・ハイ・イールド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズ－フレキシブル・ボンド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズ－USドル・ボンド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズ－USハイ・イールド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）

フィデリティ・ファンズーエマージング・マーケット・デット・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・インスティテューショナル・UK・アグリゲート・ボンド・ファンド（英国籍証券投資法人）
フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド（適格機関投資家専用）（国内証券投資信託）
フィデリティ・ファンズーアジアン・スモーラー・カンパニーズ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティUSクオリティー・インカムUCITS ETF（アイルランド籍証券投資法人）
フィデリティ・欧州中小型株・オープン（適格機関投資家専用）（国内証券投資信託）
フィデリティ・ファンズーインスティテューショナル・アジアパシフィック（除く日本）・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・インスティテューショナル・パシフィック（除く日本）・ファンド（英国籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズーエマージング・アジア・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・日本株ファンド（適格機関投資家用）（国内証券投資信託）
フィデリティ・ファンズーインスティテューショナル・ジャパン・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズージャパン・アグレッシブ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズージャパン・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
フィデリティ・ファンズージャパン・アドバンテージ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）

Fidelity™
INTERNATIONAL